第16回 香川県子ども・子育て支援会議 次第

日時:令和2年1月23日(木)10時~

場所:香川県庁本館12階 第1·2会議室

- 1 開 会
- 2 香川県健康福祉部子ども政策推進局長挨拶
- 3 議事
 - (1) 副会長の選任について
 - (2) 第2期香川県健やか子ども支援計画(案)について
- 4 報 告 パブリック・コメントの結果について
- 5 その他
- 5 閉 会

【配付資料】

- 資料1 香川県子ども・子育て支援会議条例
- 資料2 香川県子ども・子育て支援会議委員名簿
- 資料3 第2期香川県健やか子ども支援計画(案)
- 資料4 計画の素案に対する主なご意見と対応案
- 資料 5 提出されたご意見とそれに対する県の考え方

香川県子ども・子育て支援会議条例

平成25年7月12日 条例第29号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、香川県子ども・子育て支援会議(以下「会議」という。)を置く

(組織)

- 第2条 会議は、委員20人以内で組織する。
 - 2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
 - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任 期間とする。
 - 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第3条 会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。
 - 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 会議は、会長が招集する。
 - 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
 - 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 会長の決するところによる。

(部会)

- 第5条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
 - 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
 - 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があ らかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 6 会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。
 - 7 前条の規定は、部会に準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長 が会議に諮って定める。

香川県子ども・子育て支援会議委員名簿

任期(H30.2.1~R2.1.31)

	·	д (ПЗО.2.1°
団体名	役職	氏 名
香川県私立幼稚園PTA連合会	会長	青木 明子
香川県労働者福祉協議会	理事	榎原 一吉
香川県小学校長会	会長	大出 茂晴
香川県市長会	会長	梶 正治
香川大学教育学部	教授	片岡 元子
香川県経営者協会	専務理事	窪田 伸一
香川県保育協議会	副会長	白井 利恵
香川県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議 会	会長	紫和 恵理子
香川県町村会	会長	谷川 俊博
香川県私立幼稚園連盟	理事長	坪井 久也
かがわ子育てひろば連絡協議会	代表	中橋 恵美子
香川県児童福祉施設連合会	会長	藤井 敏孝
香川県民生委員児童委員協議会連合会	会長	前田 昭文
丸亀市保育所保護者会連合会	会長	三宅 健介
香川大学教育学部	教授	毛利 猛
香川県市町教育委員会連絡協議会 教育長部会	運営委員	森 正司
香川県国公立幼稚園・こども園長会	会長	森安 朋子
香川県PTA連絡協議会	副会長	山本 千景
香川県私立認可保育園連盟	会長	吉村 晴美

◎会長 ○副会長

0

(五十音順 敬称略)

第2期香川県健やか子ども支援計画

(案)

◆ 目 次 ◆

第1 1	まじめに
I 計画のM II 計画のM	定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2	窓 論(計画の背景と基本方向)
Ⅱ 計画の基	定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 基本理念、基本目標、基本的視点・・・・・・・・・・・・・・・・29 系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3 4	
1 結婚で 2 妊娠 3 妊娠 4 小児 5 子ども II 就学前の 1 質の高	任娠期からの支援 を希望する男女の応援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Ⅲ 地域に 1 地域に 2 放課 3 社会	おける子ども・子育て支援の充実 こおける子ども・子育て支援の充実 こおける子ども・子育て支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 確かる 2 家庭教 3 地域の	坦う子どもたちの教育、育成支援 な学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進63 教育への支援の充実66 の教育力の向上67

V	子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備
	1 仕事と家庭生活の両立支援72
	2 バリアフリーの推進など、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり ···74
	3 子どもの安全を確保するための活動の推進・・・・・・・・・・・・・・76
	4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	5 ネット・ゲーム依存対策の推進・・・・・・・・・・・・80
	6 子育でに伴う経済的負担の軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・81
	O T目Cに行り柱/内的負担の柱/吸・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
VI	児童虐待防止対策・社会的養育の充実
٧ı	
	1 児童虐待防止対策の充実 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	2 社会的養育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・87
7 717	
VI	
	1 ひとり親家庭等の自立支援の推進・・・・・・・・・・・91
	2 子どもの貧困対策の推進
	3 障害児施策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・93
VIII	
	1 子ども・子育て支援を担う人材の確保95
	2 従事者の資質向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・96
笙	4 県内市町ごとの教育・保育の量の見込みと確保方策
<u> </u>	
1	高松市・・・ 98 2 丸亀市・・・99 3 坂出市・・・100 4 善通寺市・・101
5	観音寺市・・102 6 さぬき市・・103 7 東かがわ市・104 8 三豊市・・・105
9	土庄町・・・106 10 小豆島町・・107 11 三木町・・・108 12 直島町・・・109
13	宇多津町・・110 14 綾川町・・・111 15 琴平町・・・112 16 多度津町・・113
17	まんのう町・114
<u>~</u>	10 計画の光光に向けて
牙	計画の推進に向けて
Ι	計画推進のための連携・協力・・・・・・・・・・・・・・・・115
\mathbb{I}	計画の達成状況の点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・116
誓	資料
数	値目標一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・117

第1 はじめに

- Ⅰ 計画策定の趣旨
- Ⅱ 計画の性格
- Ⅲ 計画の期間
- Ⅳ 計画の対象

I 計画策定の趣旨

- 本県の人口は、平成 11 年をピークとして減少に転じ、令和元年 6 月に公表された平成 30 年の人口動態統計によれば、出生数は過去最低となっており、少子化による子どもの成長への影響、地域の活力の低下、超高齢化による社会保障制度における負担増大など、地域社会や経済への深刻な影響が懸念されています。
- 〇 このような中、本県では、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、 平成27年3月に「香川県健やか子ども支援計画」(計画期間:平成27年度~令和元年度) を策定し、少子化の流れを変え、次代の担い手となる子どもが健やかに成長することができる 社会を実現するため、子ども・子育て支援施策と次世代育成支援施策を総合的かつ計画的に推 進しています。
- しかしながら、出生数の減少など少子化の進行や児童虐待対応件数の増加等、子ども・子育てを取り巻く環境は厳しい状況が続いています。このような状況に対応するためには、これまでの取組みの成果を引継ぎつつ、子ども・子育て支援施策と次世代育成支援施策を一層推進する必要があることから、第2期香川県健やか子ども支援計画を策定するものです。

Ⅱ 計画の性格

- 本計画は、次の法律・条例に基づく3つの計画を「第2期香川県健やか子ども支援計画」として、一体のものとして策定するものです。
 - ① 子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援 計画」
 - 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、県内市町の行う子ども・子育て支援事業を支援するための都道府県としての計画です。
 - 市町が策定する計画では、その地域の実情に応じて小学校就学前子どもの教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保の内容・実施時期等を定めることとされており、県計画では、市町の計画における数値を県設定区域ごとに集計したものを基本として、県設定区域ごとの小学校就学前子どもの教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容・実施時期等を定めます。また、県内における小学校就学前子どもの教育・保育の推進方策や、子ども・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上に係る方策等を定め、市町の事業を支援します。
 - ② 次世代育成支援対策推進法第9条に基づく「都道府県行動計画」
 - 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための都道府県としての計画です。
 - ③ 子育て県かがわ少子化対策推進条例第7条に基づく「少子化対策の推進に関する基本的 な計画」

- 本計画は、本県の総合計画である「新・せとうち田園都市創造計画(平成28~令和2年度)」の「信頼・安心の香川」のうちの「子育て支援社会の実現」のための個別計画となっています。また、令和2年3月に策定の「第2期かがわ創生総合戦略」の「誰もが安心して暮らし、活躍できる香川を創る」に「『子育て県かがわ』の実現」として位置付けています。
- 本計画は、「健やか香川 21 ヘルスプラン」、「香川県地域福祉支援計画」、「かがわ障害者プラン」、「香川県保健医療計画」、「かがわ男女共同参画プラン」、「かがわ子ども・若者育成支援ビジョン」、「香川県教育基本計画」、「香川県就学前教育振興指針」、「香川県ひとり親家庭等自立促進計画」、「香川県社会的養育推進計画」、「香川県子どもの貧困対策推進計画」などとの整合性を図り、連携を強化するものです。本計画の一部は、母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立や、効果的な母子保健施策の推進に資するための本県母子保健計画であり、保育所保育指針等を踏まえた本県における保育の質の向上のためのアクションプログラムでもあります。

Ⅲ 計画の期間

○ 本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

Ⅳ 計画の対象

○ 本計画は、これから生まれてくる子どもから、成長して次代を育む親となるまでのすべての子ども、また、子どもを育成し、または子どもを育成しようとする家庭、そして、子どもと子育て家庭を取り巻くさまざまな主体(県民、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、企業、関係団体、行政など)を対象とします。

第2 総論(計画の背景と基本方向)

- Ⅰ 計画策定の背景
- Ⅱ 計画の基本理念、基本目標、基本的視点
- Ⅲ 施策体系

I 計画策定の背景

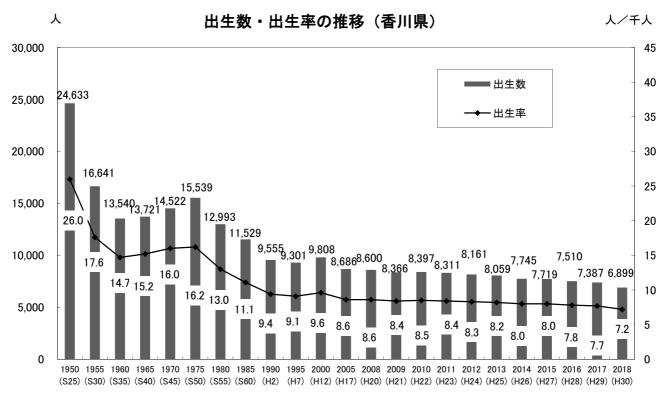
1 子どもの育ち、子育てをめぐる環境

(1) 少子化の進行

① 出生数の減少

本県の出生数は、1947(昭和 22)年をピークとするいわゆる第1次ベビーブームを過ぎると急速に減少しはじめ、その後、昭和 40年代後半から一時的に増加傾向となり、1973(昭和 48)年には16,399人を記録(第2次ベビーブーム)したものの、1974(昭和 49)年からは再び減少に転じ、1989(平成元)年以降は1万人を割って推移しています。

近年、第 2 次ベビーブーム世代の女性が出産期を迎え、出生数は横ばい傾向にありましたが、 今後は 15 歳~49 歳の女性人口が減少することに伴い、出生数も減少が続くことが予想されます。



厚生労働省「人口動態統計」

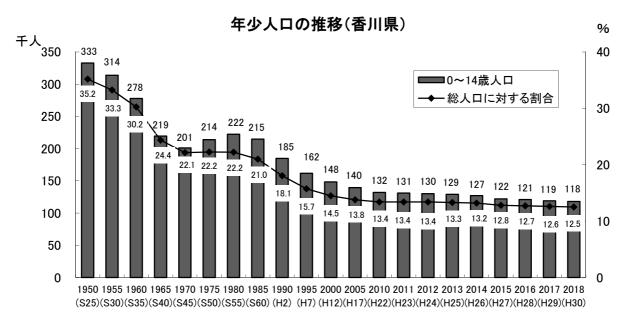
※出生率= 1年間の出生数 10月1日現在人口 ×1,000

② 子どもの数の減少

本県の年少人口(0~14歳)は、昭和40年代後半から昭和50年代半ばに一時的に増加傾向を示したものの、その後は減少し、2018(平成30)年の調査では、1980(昭和55)年の約53.2%に当たる11万8千人にまで減少しています。

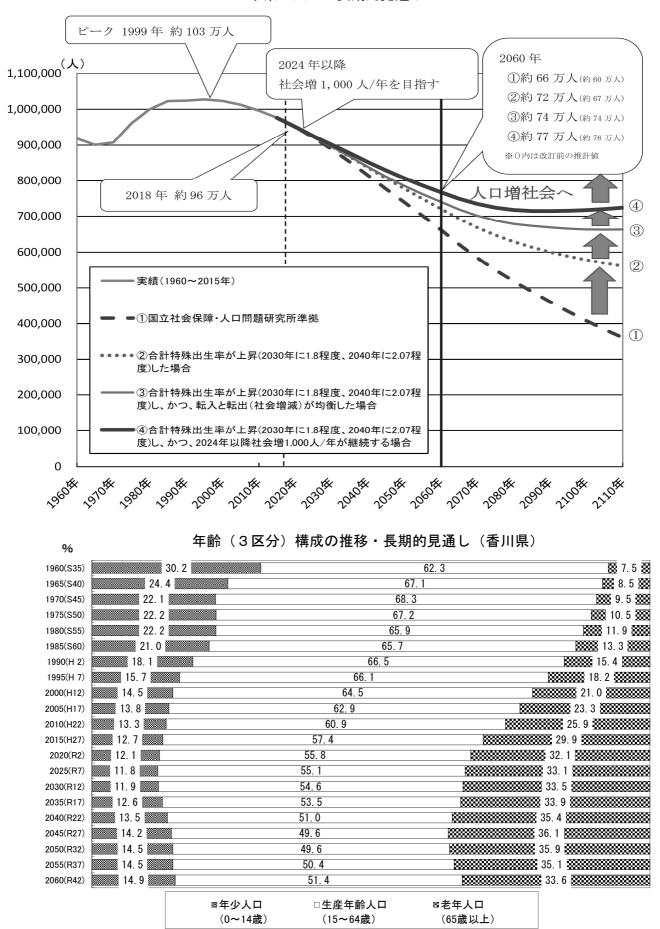
また、本県の人口は、1999(平成 11)年をピークとして減少に転じ、総人口に占める年少人口の割合については、1980(昭和 55)年には22.2%ありましたが、2018(平成 30)年は12.5%と大幅に減少しています。

本県では、人口減少の問題や、それがもたらす社会・経済活動への影響を踏まえ、「かがわ人口ビジョン」(令和2年3月改訂)において合計特殊出生率が上昇(2030(令和12)年に1.8程度、2040(令和22)年に2.07程度)し、かつ、2024(令和6)年以降社会増1,000人/年が継続するとした場合の推計を踏まえ、2060(令和42)年に人口約77万人を維持する目標を掲げたところであり、この目標の実現の観点からも本計画に基づく各種施策の取組みが求められています。



1950 年~2015 年 総務省「国勢調査」 2011 年~2018 年「香川県人口移動調査」

本県の人口の長期的見通し

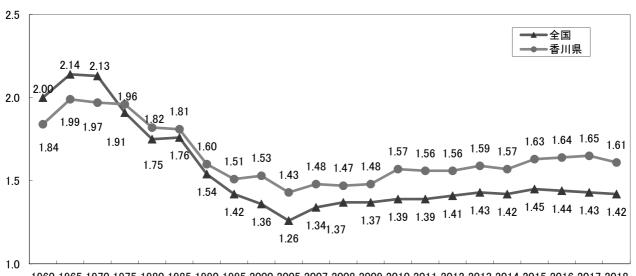


※令和2年以降は「本県の人口の長期的見通し」パターン④の計数により作成 香川県「かがわ人口ビジョン(令和2年3月改訂)」

③ 合計特殊出生率の低下

2018 (平成 30) 年の本県の合計特殊出生率は 1.61 であり、全国の 1.42 と比べれば高い ものの、人口を維持する水準とされる 2.07 を大きく割り込んでおり、依然として少子化の進行 に歯止めがかからない状況にあります。

合計特殊出生率の推移(全国・香川県)



1960 1965 1970 1975 1980 1985 1990 1995 2000 2005 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 (\$35)(\$40)(\$45)(\$50)(\$55)(\$60) (H2) (H7) (H12)(H17)(H19)(H20)(H21)(H22)(H23)(H24)(H25)(H26)(H27)(H28)(H29)(H30)

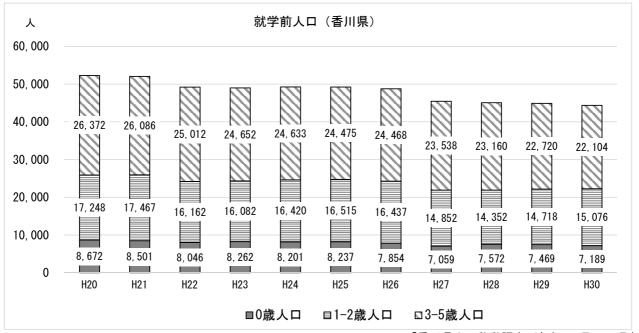
厚生労働省「人口動態統計」

※合計特殊出生率: その年次の **15** 歳から **49** 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、 1 人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むと仮定したときの子ども数に相当する。

(2) 就学前を中心とした子どもの状況

① 就学前の子どもの人口

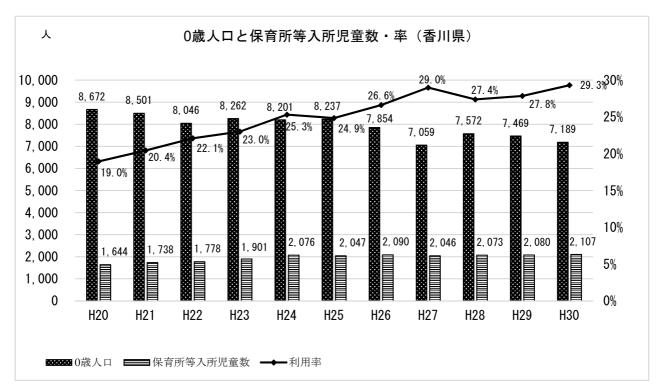
本県の就学前の子どもの人口は、毎年減少を続け、10年間で7,923人減少しています。



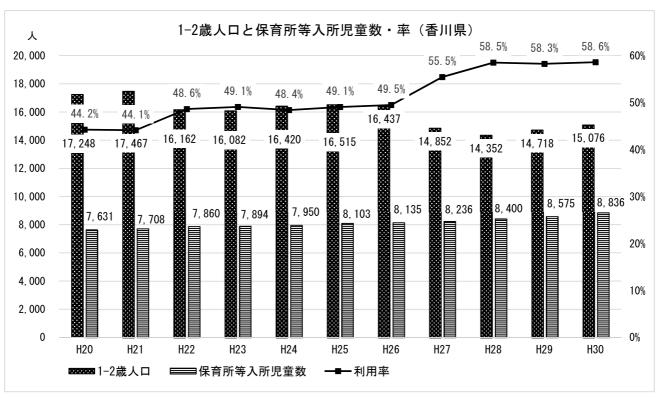
「香川県人口移動調査」(各年10月1日現在)

② 就学前の子どもの状況

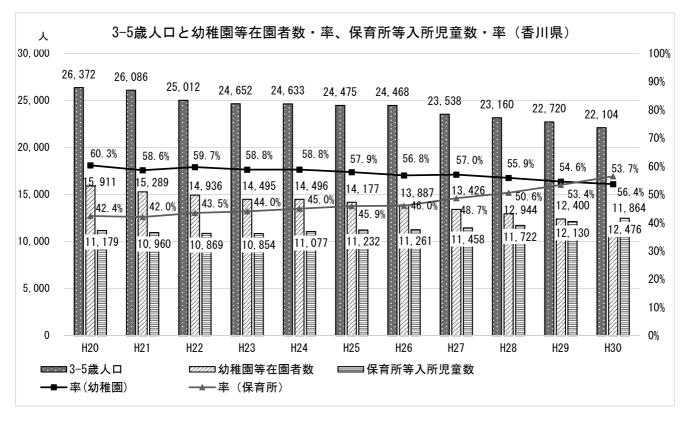
就学前の子どもについては、1歳までは、家庭で養育されている場合が多く、1~2歳では、保育所等を利用している割合が増え、3歳以降は、幼稚園・保育所等に在園・入所する児童がほとんどとなります。(統計には、地域型保育事業を含みます。以下同。)



人口:「香川県人口移動調査」(各年10月1日現在) 保育所等入所児童数:香川県子ども家庭課(各年10月1日現在) ※保育所等:保育所、認定こども園、地域型保育事業



人口:「香川県人口移動調査」(各年 10 月 1 日現在) 保育所等入所児童数: 香川県子ども家庭課(各年 10 月 1 日現在) ※保育所等: 保育所、認定こども園、地域型保育事業



人口:「香川県人口移動調査」(各年10月1日現在) 保育所等入所児童数:香川県子ども家庭課(各年10月1日現在) 幼稚園等在園者数:「香川県学校基本調査報告書」(各年5月1日現在) ※保育所等:保育所、認定こども園、地域型保育事業 ※認定こども園の2号認定こどもは保育所等入所児童に含み、1号認定 こどもは幼稚園等在園者数に含む

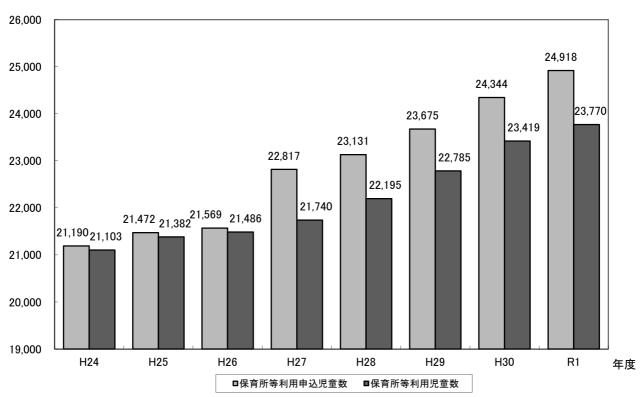
③ 保育所等、放課後児童クラブの利用状況

〇 保育所等の利用状況

保育所等への利用申込児童数及び利用児童数は、共働き世帯の増加等により増加傾向にあります。

特に、子ども・子育て支援新制度が開始された平成27年度は、保育施設の利用対象となる児童が拡大されたことから、利用申込児童数が大幅に増加しています。

人 保育所等における利用申込児童数及び利用児童数の推移(香川県)



香川県子ども家庭課(各年 10 月 1 日現在)

香川県の保育所等利用待機児童数は、平成27年度以降、年度途中(10月1日)だけでなく、年度当初(4月1日)にも発生しています。

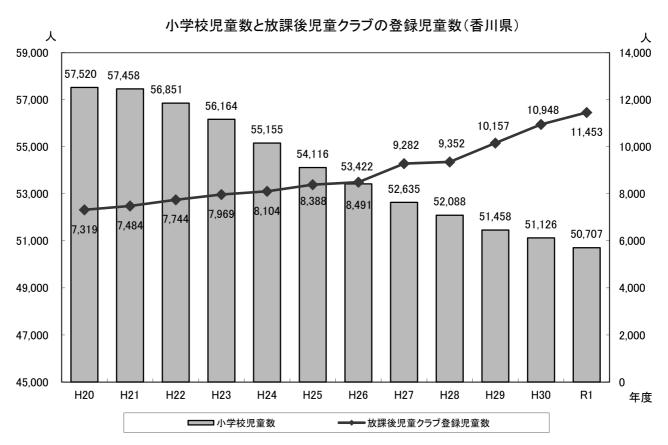
保育所等利用待機児童数の推移(香川県)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
4月1日現在	0	0	0	0	0	0	0	129	324	227	108	182
10 月 1 日現在	65	68	55	17	30	16	34	407	519	377	314	313

香川県子ども家庭課

〇 放課後児童クラブの登録児童数

放課後等に子どもが安心して活動できる場を確保し、その健全な育成を図るため、昼間、労働等により保護者が家庭にいない小学生の居場所となる放課後児童クラブの登録児童数は、小学校児童数が減少する中で増加傾向にあります。



小学校児童数:「香川県学校基本調査報告書」(各年5月1日現在) 放課後児童クラブ登録児童数:香川県子ども家庭課(各年5月1日現在)

(3) 少子化の要因

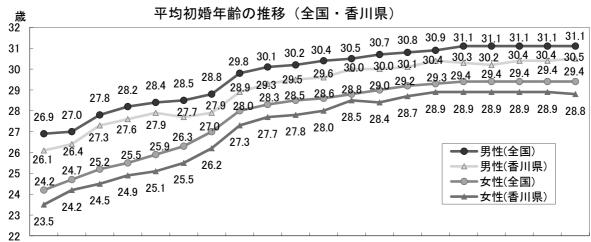
少子化の直接の要因は、晩婚化の進行、未婚率の上昇、初産年齢の上昇、夫婦の出生子ども数の減少が考えられます。

① 晩婚化・晩産化の進行と未婚率の上昇

〇 晩婚化・晩産化の進行

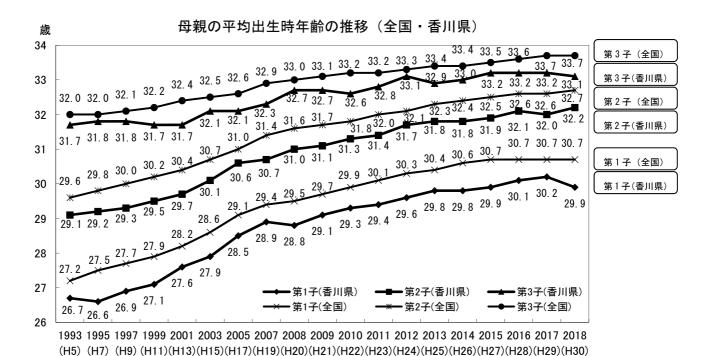
平均初婚年齢は年々上昇しており、全国と同様に晩婚化が進んでいますが、近年は横ばい傾向にあります。

また、出生したときの母親の平均年齢をみると、全国に比べると低い水準ですが、第2子・第3子については近年では横ばい傾向、第1子については上昇傾向にあり、2017(平成29)年では第1子が30.2歳、第2子が32.0歳、第3子が33.2歳となっています。



1970 1975 1980 1985 1990 1995 2000 2005 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 (\$45)(\$50)(\$55)(\$60) (H2) (H7) (H12)(H17)(H19)(H20)(H21)(H22)(H23)(H24)(H25)(H26)(H27)(H28)(H29)(H30)

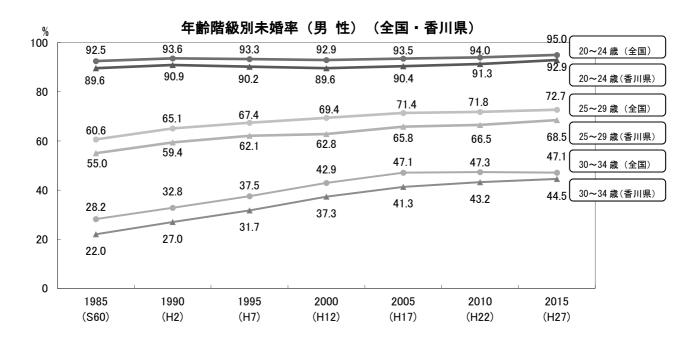
厚生労働省「人口動態統計」

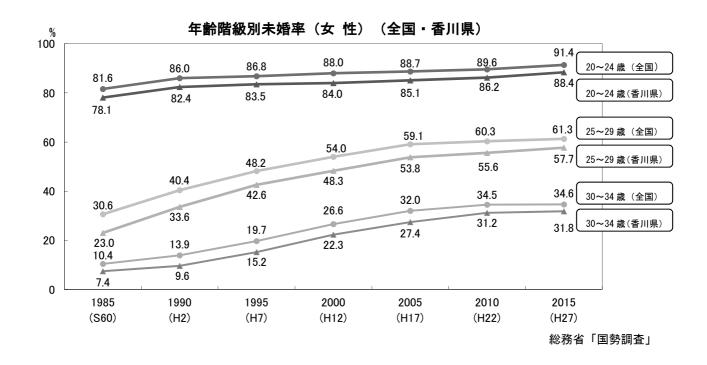


厚生労働省「人口動態統計」

〇 未婚率の上昇

本県の年齢階級別末婚率について、1985(昭和60)年から2015(平成27)年の推移をみると、男性は30歳代前半、女性は20歳代後半から30歳代前半で大きく上昇しています。





〇 未婚者の生涯の結婚意思

全国調査である第 15 回出生動向基本調査では、「いずれ結婚するつもり」と回答した未婚男性は 85.7%、未婚女性は 89.3%となっています。

未婚者の生涯の結婚意思(全国)

生涯の結婚意思	男	性	女	性
いずれ結婚するつもり	2,319人	85.7%	2,296人	89.3%
一生結婚するつもりはない	324人	12.0%	205人	8.0%
不 詳	62人	2.3%	69人	2.7%
総数	2,705人	100.0%	2,570人	100.0%

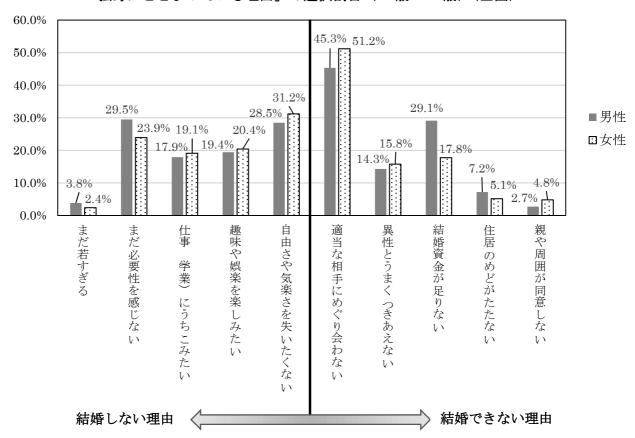
注:対象は 18~34 歳の未婚者

国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」(平成27年)

〇 独身にとどまっている理由

結婚意思のある未婚者(25~34歳)が独身にとどまっている理由としては、男女共に「適当な相手にめぐり会わない」が最も多く、男性 45.3%、女性 51.2%となっています。

「独身にとどまっている理由」の選択割合(25歳~34歳)(全国)

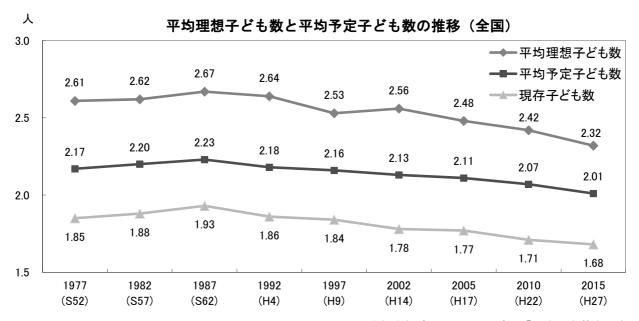


国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」(平成27年)

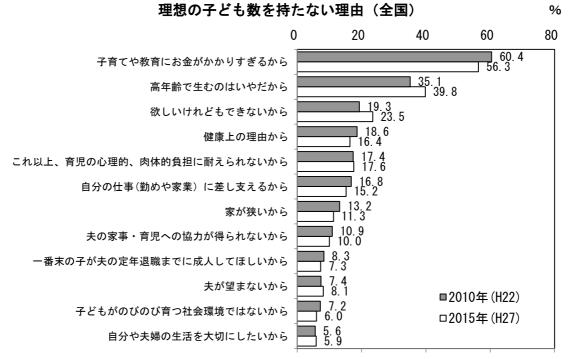
② 夫婦の出生子ども数の減少

夫婦にたずねた理想的な子ども数(平均理想子ども数)は低下する傾向にあり、2015(平成27)年は調査開始以降最も低い2.32人となっています。また、夫婦が実際に持つつもりの子ども数(平均予定子ども数)や現存子ども数も、1977(昭和52)年以降最も低くなっています。

理想の子ども数を持たない理由として、最も多いのが「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」(56.3%)、次いで、「高年齢で生むのはいやだから」(39.8%)、「欲しいけれどもできないから」(23.5%)の順になっています。



国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」



国立社会保障・人口問題研究所「第 14 回出生動向基本調査」(2010 年) 「第 15 回出生動向基本調査」(2015 年)

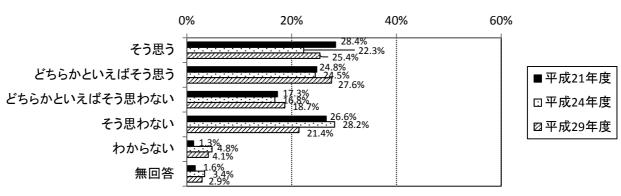
③ 結婚や出産についての意識

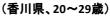
〇「結婚は個人の自由であるから、結婚しなくてもよい」に対する考えについて

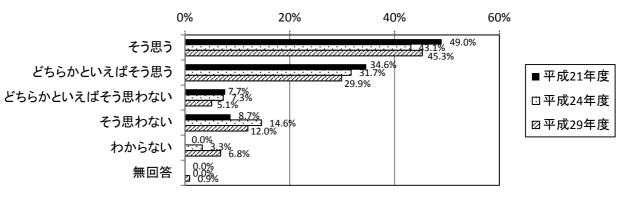
平成 29 年度県政世論調査では、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた 【思う】の割合が 53.0%となっており、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」 を合わせた 【思わない】(40.1%) を 12.9 ポイント上回っています。 平成 29 年度調査の 【思う】(53.0%) は、平成 24 年度調査の 【思う】(46.8%) と比べ 6.2 ポイント増加しています。

年齢別にみると、平成 29 年度調査での「20~29 歳」の【思う】は 75.2%と 7 割を超えており、平成 24 年度調査 (74.8%) とほぼ同じ割合です。また、平成 29 年度調査での「30~39 歳」の【思う】は 76.4%と 7 割を超え、平成 24 年度調査 (68.2%) と比べ 8.2 ポイント増加しています。

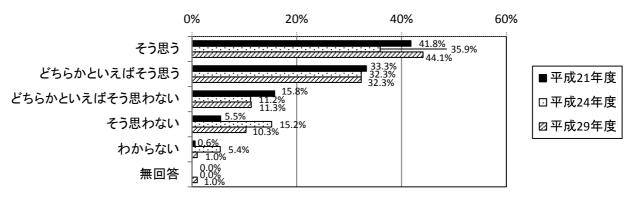
結婚は個人の自由であるから、結婚しなくてもよい(香川県)







(香川県、30~39歳)



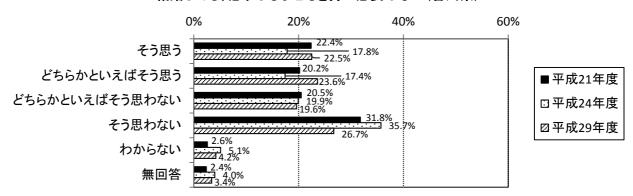
「県政世論調査」

〇「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」に対する考えについて

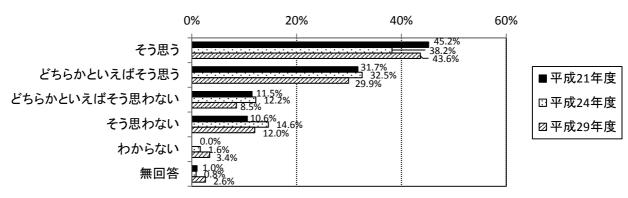
平成 29 年度県政世論調査では、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた【思わない】の割合が 46.3%となっており、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた【思う】(46.1%)とほぼ同じ割合となっています。また、平成 29 年度調査の【思わない】(46.3%)は、平成 24 年度調査の【思わない】(55.6%)と比べ 9.3 ポイント減少しています。

年齢別にみると、平成 29 年度調査での「20~29 歳」の【思う】は 73.5%と 7 割を超えており、平成 24 年度調査(70.7%)と比べ 2.8 ポイント増加しています。また、平成 29 年度調査での「30~39歳」の【思う】は 71.3%と 7 割を超えており、平成 24 年度調査(58.3%)と比べ 13.0 ポイント増加しています。

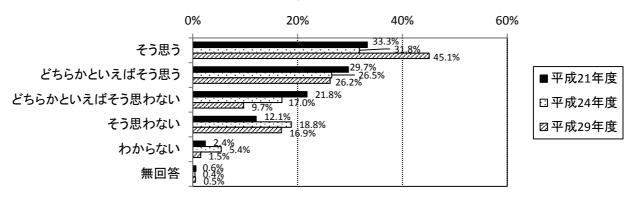
結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない(香川県)



(香川県、20~29歳)



(香川県、30~39歳)



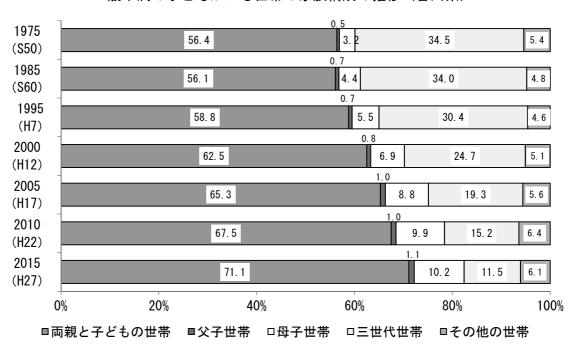
「県政世論調査」

(4) 家庭や地域の子育て環境の変化

① 核家族化の進行

ー世帯当たりの世帯員数は、夫婦のみの世帯や単独世帯の増加により年々減少しており、 2015(平成27)年には2.45人となっています。

また、18 歳未満の子どもがいる世帯に占める三世代同居の割合も減少し、両親と子どもの核家族世帯が増加しています。また、ひとり親家庭(父子世帯・母子世帯)も増加傾向にあります。



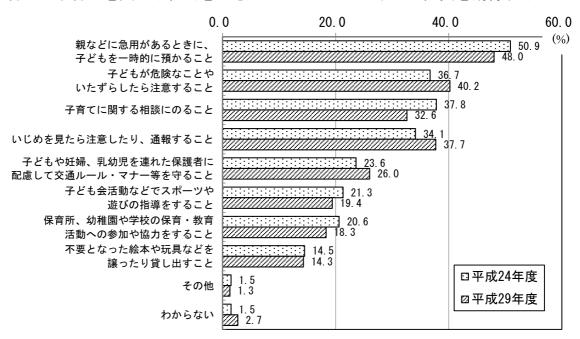
18歳未満の子どもがいる世帯の家族構成の推移(香川県)

総務省「国勢調査」

② 子育てに関して地域での支えを期待することについて

平成 29 年度県政世論調査では「子育ち・子育てを支える社会をめざしていくために地域での 充実を期待すること」について、「親などに急用があるときに、子どもを一時的に預かること」、 「子育てに関する相談にのること」、「子どもが危険なことやいたずらをしたら注意すること」の 順に多く、子育てについて、地域の支えを期待していることがうかがえます。

子育ち・子育てを支える社会をめざしていくために地域での充実を期待すること

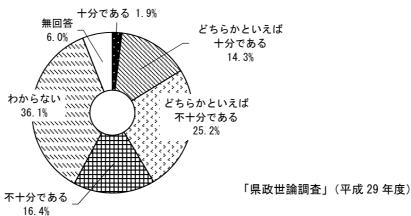


「県政世論調査」

③ 子育てについて困ったときに相談したり支えあう体制について

子育てについて困ったときに相談したり支えあう体制について、「不十分である」と「どちらかといえば不十分である」を合わせた【不十分】の割合が41.6%となっており、「十分である」と「どちらかといえば十分である」を合わせた【十分】(16.2%)を25.4ポイント上回っています。

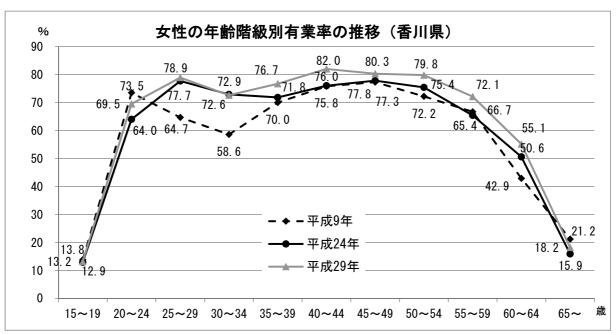




(5) 仕事と子育てをめぐる環境の変化

① 女性の就労状況

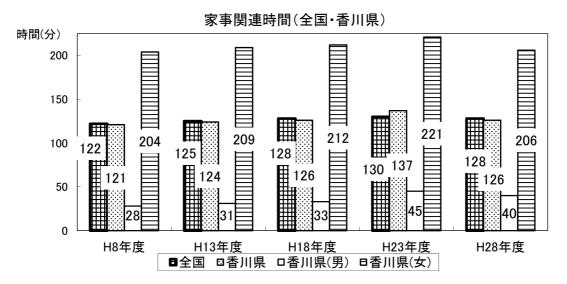
女性の高学歴化や就業意識の高まりなどを背景として、女性の社会進出が進み、共働き家庭がより一般化してきています。本県の女性の有業率(15歳以上人口に占める有業者の割合)を年代別にみると、いわゆる「M字カーブ」を描いているものの、以前よりもカーブは浅くなっており、M字の底(25~39歳)での有業率は上昇しています。



総務省「就業構造基本調査」

② 女性に偏る育児時間

総務省の「社会生活基本調査」によると、家事関連時間は平成8年度から大きく変わらず、全国・本県ともに2時間程度であり、平成28年度の本県の男女を比較すると、男性は40分、女性は206分となっており、女性は男性の5倍の時間を家事などに従事しています。

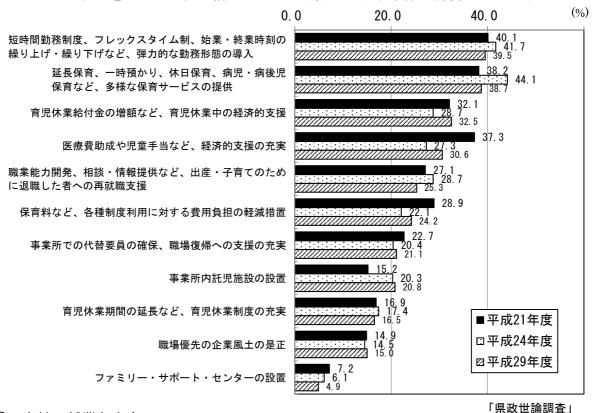


総務省「社会生活基本調査」

③ 育児をしながら働き続けるために必要だと思う条件・制度

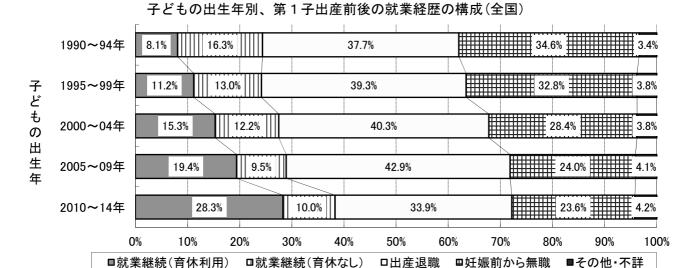
平成29年度県政世論調査では、「短時間勤務制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げなど、弾力的な勤務形態の導入」が39.5%と最も高く、これに「延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育など、多様な保育サービスの提供」が38.7%、「育児休業給付金の増額など、育児休業中の経済的支援」が32.5%、「医療費助成や児童手当など、経済的支援の充実」が30.6%、「職業能力開発、相談・情報提供など、出産・子育てのために退職した者への再就職支援」が25.3%で続いています。

育児をしながら働き続けるために必要だと思う条件・制度(3つまで)



④ 女性の就業と出産

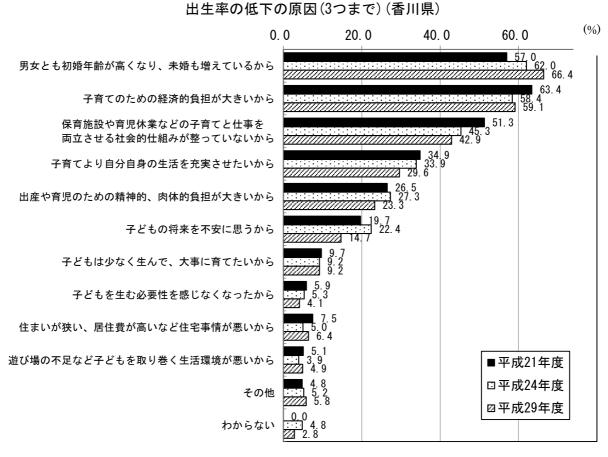
2005~09 年と 2010~14 年を比較すると、女性の育児休業制度の利用が増え、出産前後で就業継続している女性の割合は増加し、出産を機に退職する女性の割合は減少しています。



国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」(2015年)

⑤ 子育てに係る経済的負担

平成 29 年度県政世論調査の「出生率の低下の原因」に関する設問では、「子育てのための経済 的負担が大きいから」が 6 割近くで 2 番目に多い回答となっています。



「県政世論調査」

(6) 出産等をめぐる現状

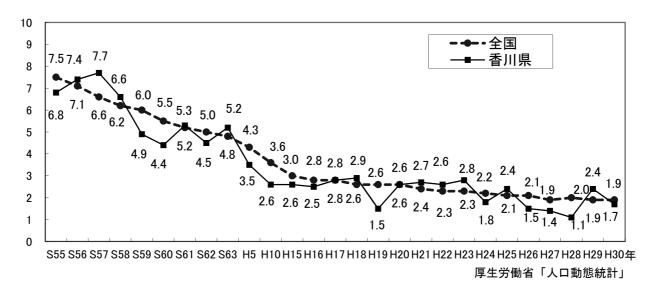
① 母子保健対策

本県の乳児死亡率は、平成 29 年は全国平均を上回ったものの、おおむね全国平均を下回って 推移しています。

また、出産年齢の高年齢化等による低出生体重児の増加や不妊治療による複産の増加の可能性など、周産期(妊娠満22週~生後1週未満)における医療の重要性が増大しています。

乳児死亡率の年次推移(全国・香川県)

出生千対



低出生体重児の推移 (香川県)

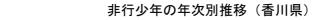
				エバモノしく	•- •-						
			·	低出生体重児(2,500g 未満)							
出生数		=1		低出生体重			上体重 児	超低出生体重児			
	山王奴	計		1, 500~2,	500g 未満	1,000~1,	500g 未満	1,000g 未満			
		出生数	構成比(%)	出生数	構成比(%)	出生数	構成比(%)	出生数	構成比(%)		
昭和 55	12, 993	627	4. 8	579	4. 5	34	0. 3	14	0. 1		
60	11, 529	566	4. 9	513	4. 4	39	0. 3	14	0. 1		
平成 2	9, 555	615	6. 4	559	5. 9	38	0.4	18	0. 2		
7	9, 301	645	6. 9	586	6.3	47	0. 5	12	0. 1		
12	9, 808	810	8. 3	740	7. 5	57	0. 6	13	0. 1		
17	8, 686	782	9. 0	727	8. 4	31	0. 4	24	0.3		
22	8, 397	789	9. 4	726	8. 6	42	0. 5	21	0.3		
23	8, 311	703	8. 5	653	7. 9	25	0. 3	25	0.3		
24	8, 161	757	9. 3	710	8. 7	29	0. 4	18	0. 2		
25	8, 059	672	8. 3	603	7. 5	46	0.6	23	0.3		
26	7, 745	691	8. 9	643	8. 3	30	0. 4	18	0. 2		
27	7, 719	703	9. 1	640	8. 3	36	0. 5	27	0.3		
28	7, 510	683	9. 1	622	8.3	42	0. 6	19	0.3		
29	7, 387	633	8. 6	597	8. 1	23	0. 3	13	0. 2		
30	6, 899	623	9. 0	562	8. 1	36	0. 5	25	0.4		

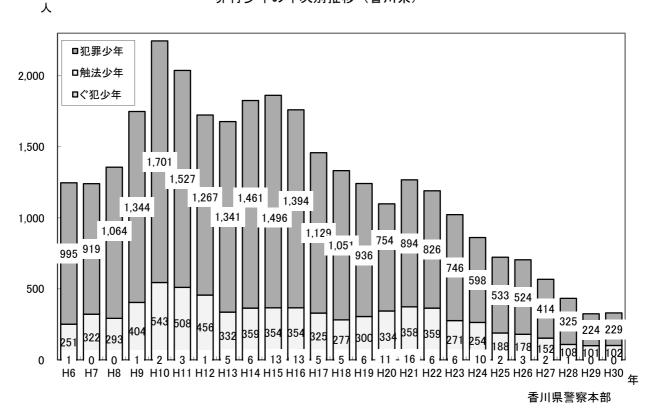
厚生労働省「人口動態統計」

(7)子どもを取り巻く状況

① 少年非行犯罪件数の推移

平成6年からの推移をみると、平成10年までは増加傾向にありましたが、その後減少傾向に転じ、平成30年では犯罪少年229人、触法少年102人、ぐ犯少年0人となっています。





犯罪少年:罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

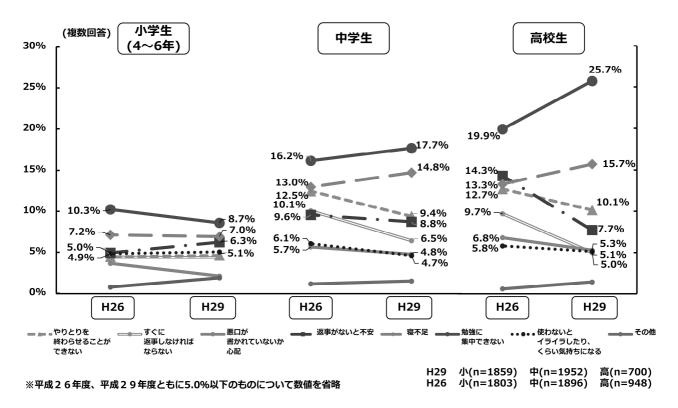
触法少年:14歳未満の少年で刑罰法令に触れる行為をした少年

ぐ犯少年:保護者の正当な監護に服さないなど、その性格または環境に照らして、将来罪を

犯し、または、刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

② スマートフォン等の利用状況

利用に当たっての悩みや心配事は、全校種で「勉強に集中できない」という悩みが最も高く、次いで、「寝不足」となっており、平成 26 年度と比較すると、中・高校生では「やりとりを終わらせることができない」、「返事がないと不安」などのコミュニケーションに関する悩みの割合が低下していますが、一方で、「勉強に集中できない」、「寝不足」などの生活リズムや健康面に関する悩みが上昇しています。



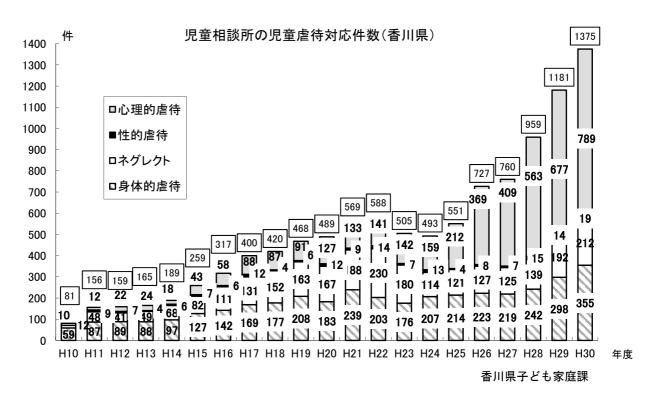
利用に当たっての悩みや心配事 項目別 (H29・26年度)

香川県教育委員会「平成29年度スマートフォン等の利用に関する調査」

③ 児童虐待・社会的養育

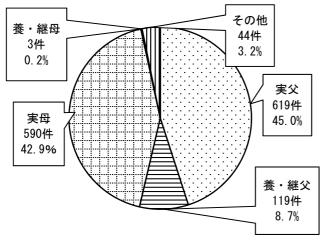
〇 児童虐待対応件数

本県の児童相談所における児童虐待対応件数は、平成 24 年度以降増加しており、平成 30 年度は 1,375 件と、依然として深刻な状況にあります。



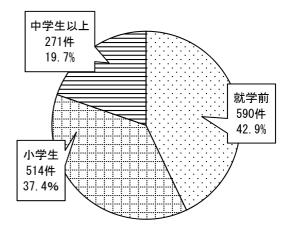
虐待者は平成 26 年度以降、父親による件数が母親を上回っています。これは子どもの面前でのドメスティック・バイオレンス(配偶者等からの暴力)による通告の増加が一因と考えられます。また、虐待を受けた子どもの年齢は、平成 30 年度は0歳から就学前が約4割、小学生が約4割、中学生以上が約2割となっています。

主たる虐待者の状況(香川県)



□実父 日養・継父 □実母 ■養・継母 □その他

年齡別児童虐待対応件数 (香川県)



口就学前 口小学生 日中学生以上

香川県子ども家庭課

〇 登録里親数

新規登録者は一定数いるものの、登録里親の高齢化などを理由に登録消除となるケースもあり、 近年は横ばいで推移しています。

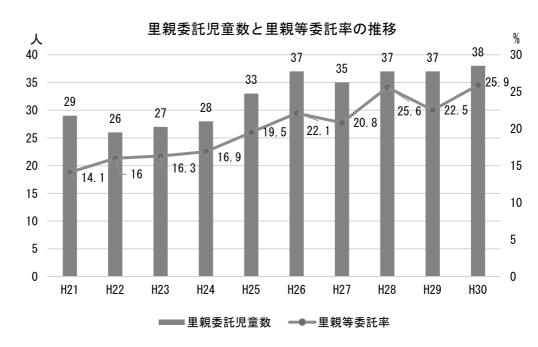
H21 H22 H29 H30 H23 H24 H25 H26 H27 H28 ☑養育里親 □養子縁組里親 ■親族里親

登録里親数の推移 (香川県)

香川県子ども家庭課

〇 里親委託児童数と里親等委託率

登録里親数の増加に伴い、里親に委託される子どもの数、里親等委託率ともに、増加傾向にあります。

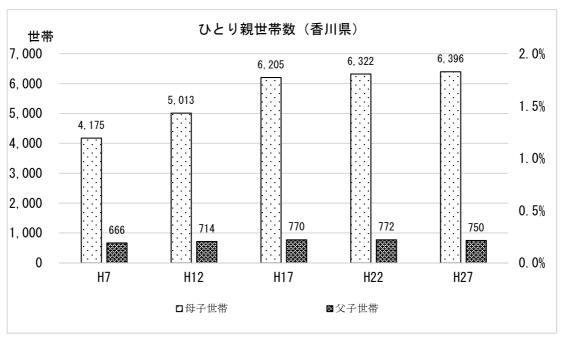


香川県子ども家庭課

※里親等委託率:児童養護施設・乳児院への入所児童数及び里親・ファミリーホームへの委託児童数の合計に占める、里親・ファミリーホームへの委託児童数の割合

〇 ひとり親家庭の状況

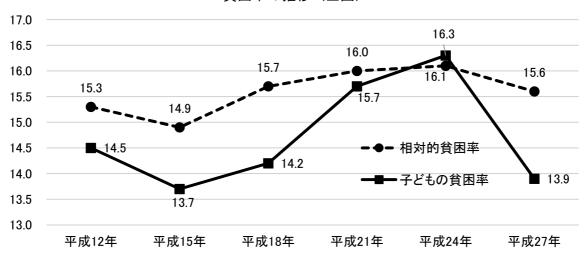
ひとり親家庭のうち、父子世帯は近年横ばい傾向にあるものの、母子世帯は増加が続いています。



総務省「国勢調査」

〇 子どもの貧困

厚生労働省の「国民生活基礎調査」では、平成 27 年の日本の子どもの貧困率は 13.9%となっており、およそ 7 人に 1 人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で暮らしているとされています。



貧困率の推移(全国)

厚生労働省「国民生活基礎調査」

子どもの貧困率:17歳以下の子ども全体に占める貧困線(等価可処分所得(世帯の可処分所得を

世帯員数の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額)に満たない

17歳以下の子どもの割合

相対的貧困率 : 等価可処分所得が貧困線に満たない世帯員の割合

2 これまでの少子化対策等

(1)国におけるこれまでの取組み

平成6年12月	〇「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラ
	ン)の策定(平成 7~11 年度)
	〇「緊急保育対策等 5 か年事業」の策定(平成 7~11 年度)
平成 11 年 12 月	〇「少子化対策推進基本方針」の策定
	〇「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼ
	ルプラン)の策定(平成 12~16 年度)
平成14年9月	〇「少子化対策プラスワン」の策定
平成 15 年 7 月	〇「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」の成立
平成16年6月	〇「少子化社会対策大綱」の策定
平成 16年 12月	○「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画について」(子ども・子育
	て応援プラン)の策定(平成 17~21 年度)
平成 22 年 1 月	〇「子ども・子育てビジョン」(少子化社会対策基本法に基づく大綱)の策
	定
平成 24 年 8 月	〇子ども・子育て関連三法(「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法改
	正法」、「関係法律整備法」)の成立
平成 26 年 4 月	〇「次世代育成支援対策推進法」等の一部を改正する法律による改正
平成 27年 3月	○新たな「少子化社会対策大綱」の策定
平成 28 年 4 月	〇「子ども・子育て支援法」の改正(仕事・子育て両立支援事業(企業主
	導型保育事業等)の創設)
平成 29 年 6 月	〇「子育て安心プラン」の策定
令和 元年10月	〇「子ども・子育て支援法」の改正(幼児教育・保育の無償化の実施)

(2) 県におけるこれまでの取組み

平成9年3月	○「香川県子育て支援計画」(かがわいきいきエンゼルプラン)の策定(平成9~12年度)
平成 13年3月	○「新香川県子育て支援計画」(かがわエンゼルプラン 21) の策定(平成 13~17 年度)
平成 17年3月	〇「香川県次世代育成支援行動計画」の策定(平成 17〜21 年度)
平成22年3月	〇「香川県次世代育成支援行動計画・後期計画」の策定(平成 22~26 年度)
平成27年3月	〇「香川県健やか子ども支援計画」の策定(平成 27~31 年度)
平成 30 年3月	〇「香川県健やか子ども支援計画」の見直し

Ⅱ 計画の基本理念、基本目標、基本的視点

1 基本理念

子どもは社会の希望であり、未来をつくる無限の可能性を秘めている輝かしい存在です。

子育てとは、子どもに限りない愛情を注ぎ、子どもの成長する姿に感動し、親も親として成長 していくという大きな喜びと生きがいをもたらすものであり、また、このことによって、子ども は家族との絆を形成していきます。

子育ての第一義的責任は父母などの保護者にあり、家庭は、人に対する信頼感や倫理観、自立心、社会的マナーなどの基本的な事項を子どもが身につける教育の出発点です。

しかし、近年、急速な少子化の進行や核家族化、地域とのつながりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育てを家庭だけにとどめず、子どもと子育て家庭を社会全体で支え、次代を担うすべての子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境づくりが、以前にも増して必要となっています。そしてそれは、未来への投資であり、香川の未来をつくることです。

子ども・子育て支援の主体は子どもであり、子どもたちがこれからの新しい時代を担いたくま しく生きていくために、心身ともに健やかに育ち、自立する心と生きる力を育むことが大切です。

子育て支援は、保護者の育児を肩代わりするものではありません。親自身が持っている子育てできる力を存分に発揮できるよう支援することにより、親が親として成長し、より良い親子関係が築かれ、乳幼児期にしっかりとした愛着が形成されることにより、子どものより良い育ちの実現につながります。

父母などの保護者が子育ての悩みを一人で抱え込まないよう、不安や孤立感などを和らげることを通じて、自己肯定感を持ちながら子どもとしっかりと向き合える環境を整えることで、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援することが必要です。

そのためには、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、企業、行政その他の社会 のあらゆる分野におけるすべての構成員が、少子化と子ども・子育て支援を自らの問題と捉え、 それぞれの役割を自覚し、行動することが大切です。

家庭は父母などの保護者が協力して子どもと向き合い、愛情を注いで子どもを育てること、保育所、幼稚園、認定こども園等は一人ひとりの子どもを理解し、子どもの育ちを見守り生涯にわたる基礎を培うこと、学校は確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、生きる力を培うこと、地域はそれぞれ関係者と連携してあたたかな目で子どもと子育て家庭を応援し育むこと、企業や職場は子育て家庭で父母などの保護者が協力して家事や育児を行えるよう雇用環境の整備や職場の雰囲気づくりに努めること、行政は総合的・計画的に具体的な施策を推進することなど、それぞれの役割を果たすとともに、連携して「次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができる環境」を整えることが必要です。

2 基本目標

次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができるかがわづくり

3 基本的視点

基本理念の下、基本目標を達成するため、本計画の推進に当たっては次の3つの視点で具体的な施策の展開を図っていきます。

1 子どもに視点を置いて、子どもの健やかな成長と幸せにつながるように取り 組みます。

支援の対象は、すべての子どもです。すべての子どもが心身ともに健やかに成長するとともに、どうすることが子どもの成長と幸せにつながるかという視点のもとに支援を行います。

2 父母などの保護者が子育てに対して責任を持ち、子育てする力を発揮できる 子育て支援に取り組みます。

父母などの保護者が子育ての第一義的な責任を有していることを前提に子育て支援を 行うとともに、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもとしっかりと向き合って、喜びを 感じながら子育てできるような支援に取り組みます。

3 次代を担う子どもと子育て家庭を社会全体で支援するよう取り組みます。

次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりは未来への投資であり、社会全体で子どもと子育てを支えるという視点のもとに支援を行います。社会の構成員が、少子化の現実と子ども・子育てへの支援を自らの問題と捉え、関係者と連携してそれぞれの役割を果たすことで、子育てする保護者の不安や悩み、孤立感を和らげ、子どものより良い成長の実現に取り組みます。

Ⅲ 施策体系

大項目	項目
I 結婚・妊娠期からの 支援	 1 結婚を希望する男女の応援 2 妊娠・出産の希望をかなえる支援 3 妊娠期からの切れ目ない相談・支援体制の構築 4 小児・母子医療体制の充実 5 子どもを健やかに育てるための健康づくりの推進
II 就学前の教育・保育 の充実	1 質の高い就学前の教育・保育の提供2 子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込みと確保方策
Ⅲ 地域における子ど も•子育て支援の充実	1 地域における子ども・子育て支援の充実2 放課後児童クラブなどの放課後児童対策の推進3 社会全体での子育て支援ネットワークの充実4 子ども・子育てに関する相談・援助体制の充実
IV 次代を担う子ども たちの教育、育成支援	1 確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進 2 家庭教育への支援の充実 3 地域の教育力の向上 4 次代の親の育成
V 子どもや子育て家 庭にやさしい環境の 整備	1 仕事と家庭生活の両立支援 2 バリアフリーの推進など、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり 3 子どもの安全を確保するための活動の推進 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 5 ネット・ゲーム依存対策の推進 6 子育てに伴う経済的負担の軽減
VI 児童虐待防止対策・ 社会的養育の充実	1 児童虐待防止対策の充実 2 社会的養育の充実
WI 困難な環境にある 子どもや家庭への支 援	1 ひとり親家庭等の自立支援の推進 2 子どもの貧困対策の推進 3 障害児施策の充実
™ 子ども・子育て支援 を担う人材の確保・資 質の向上	1 子ども・子育て支援を担う人材の確保 2 従事者の資質向上

第3 各論

- Ⅰ 結婚・妊娠期からの支援
- Ⅱ 就学前の教育・保育の充実
- Ⅲ 地域における子ども・子育て支援の充実
- Ⅳ 次代を担う子どもたちの教育、育成支援
- V 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備
- Ⅵ 児童虐待防止対策・社会的養育の充実
- Ⅲ 困難な環境にある子どもや家庭への支援
- Ⅲ 子ども・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上

Ⅰ 結婚・妊娠期からの支援

≪課 題≫

- 本県の人口は、平成 11 年をピークとして減少に転じており、年少人口(O~14 歳)も減少を続けています。このまま少子化が進むと、本県の人口、生産年齢人口ともに、さらに減少が進むことになります。
- 晩婚化・晩産化の進行と、未婚率の上昇が、出生数の減少に影響を与えています。未婚化、晩婚 化の背景には、結婚や子育てに関する価値観の多様化があげられます。
- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などの社会状況の変化から、子どもの保護者が子育て に対する不安や孤立感を感じています。
- 出産年齢の高年齢化等による低出生体重児の増加など、周産期医療や母子保健対策の重要性が増大しています。

≪施策の方向性≫

- 結婚を希望する男女への出会いの機会の提供や、結婚を支援する機運を高める取組みを推進します。
- 妊娠・出産の希望をかなえるため、妊娠・出産、子育てに関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、不好や不育症に悩む方に対する支援を行います。
- 妊産婦や乳幼児の健康診査などの市町が行う母子保健事業を支援します。また、安心して妊娠・ 出産・子育てができるよう、相談体制を強化し、妊娠期からの切れ目ない支援を行います。
- 小児救急医療体制の整備や小児慢性特定疾病対策などの小児医療を充実し、周産期医療体制を整備します。
- 親子の心と体の健康の推進を図るとともに、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策を推進します。

1 結婚を希望する男女の応援

(1) 結婚を希望する男女の出会いの機会の創出

- 結婚を希望する男女の出会い・結婚をサポートする拠点である「かがわ縁結び支援センター (EN-MUSU かがわ)」において、1対1の個別マッチングによるお見合い事業や登録企業・団体等が実施する婚活イベントの支援等に取り組みます。
- ○「縁結びおせっかいさん」が、縁結びマッチングでのお引合せへの立ち会いやカップルへの交際 フォロー等を効果的に行うことができるよう、研修会や交流会を開催し、おせっかいさんのスキ ルアップに取り組みます。
- 結婚を希望する男女やその家族等を支援するため、身だしなみ、コミュニケーション等についてのセミナーや個別相談会等を開催します。
- かがわ縁結び支援センターの取組みやイベント等の情報を、センターのホームページやフェイスブック等の SNS を活用して発信するほか、県・市町広報誌への掲載するなど、幅広い広報活動を実施します。

(2) 市町や企業・団体等と連携した結婚を応援する気運づくり

- 企業・団体等と連携し、独身男女が結婚や家庭生活について前向きに考えることができる情報 提供等を行うことにより、結婚を希望する男女を応援する気運づくりに努めます。
- 市町や企業・団体等で構成するかがわ子育て支援県民会議等と連携し、それぞれの立場でできる結婚支援に取り組むなど、結婚を希望する男女を応援する気運づくりに努めます。
- 県が認定した、顧客に結婚支援等に関する適切な情報提供を行う店舗等と連携し、結婚を希望 する男女やその家族等に対して効果的に結婚支援情報を提供することで、結婚を応援する気運づ くりに努めます。

2 妊娠・出産の希望をかなえる支援

(1)妊娠・出産、子育てに関する正しい知識の普及啓発

○ 若い世代に対して、希望する妊娠・出産を実現できるよう、男女の体や妊娠・出産の仕組み、 妊娠・出産における健康的な生活や母子等の愛着形成の重要性など、妊娠・出産、子育てに関す る医学的・科学的に正しい知識の普及啓発を図るとともに、情報提供に努めます。

(2) 父親の子育て意識の醸成

○ 母親の子育ての不安を予防し解消するうえで必要な、父親の子育てに対する知識を深めるため、 父親の子育てについての学習機会となる両親学級等への父親の参加を促進するよう努めます。

(3) 生涯を通じた女性の健康支援体制の推進

○ 思春期から更年期までのライフステージに応じ、女性が的確に自己管理を行うことができるよう、女性の健康支援に関する専門的知識を有する医師、保健師、助産師等による健康相談や健康教育の充実に努めます。

(4) 不妊等に悩む方に対する支援の充実

- 不妊や不育症で悩む夫婦等に対し、不妊・不育症相談センターにおいて専門的知識を有する医師、看護師等による相談指導を行うとともに、不妊治療等に関するパンフレットの配布など、適切な情報の提供や、仕事と不妊治療の両立支援のための啓発に努めます。
- 不妊相談等に従事する医師、保健師、助産師等に対し、不妊等に関する専門的知識・技術等に 関する研修の充実を図ります。
- 不妊治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療(体外受精及び顕微 授精)に要する費用の一部を助成します。また、特定不妊治療の一環として手術により精子を採 取する男性不妊治療に要する費用の一部を助成します。
- 不育症治療に要する費用の一部を助成することにより、妊娠はするものの流産等を繰り返し、 子どもを授かることができない不育症に悩む夫婦を支援します。
- 生殖機能を温存する治療(妊孕性温存治療)に要する費用の一部を助成することにより、将来、 子どもを産み育てることを望むがん患者等が将来に希望を持って治療に取り組めるよう支援します。

3 妊娠期からの切れ目ない相談・支援体制の構築

(1) 妊娠期からの切れ目ない相談体制の強化

- 妊産婦や乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療・福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援を行う子育て世代包括支援センターの設置・運営について市町を支援します。
- 妊娠から出産、子育てと、安心して子どもを生み、育てることができるよう、専用相談窓口「妊娠出産サポート」や各機関の相談窓口について周知を図ります。
- 安全で快適な環境の中、家族や周囲の人の理解と協力のもと女性が満足して妊娠・出産することが、母親になる実感とわが子への愛着、その後の子育てを楽しむことにつながるため、市町や 医療機関が行う出産前準備教育やさまざまな相談の機会を通し、満足できる妊娠・出産について 普及啓発を図ります。
- 妊娠・出産、子育てに関する知識不足や経験不足が、妊娠・出産に対する不安や育てにくさに つながっていることもあることから、余裕と自信を持って子育て等に臨めるよう、相談窓口やリーフレット、ホームページなどを通して正しい情報の提供に努めます。
- 妊婦健康診査や医療機関による出産ケア、新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業などにおいて一貫した支援が行われるよう、市町や医療機関、保健所等の連携支援体制を強化し、妊娠・出産・子育てにおける切れ目ない支援に努めます。

(2) 母子保健に関する知識等の普及啓発

- 市町等が行う妊産婦やその配偶者などに対する母親・両親学級や育児教室、各種相談指導を通じて、母子保健に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、母子保健施策についての情報提供に努めます。
- 子どもに十分な愛情を持って接することが、子どもの健全な心身の成長や人間形成につながる ことなど、母子等の愛着形成の重要性について情報提供に努めます。

(3) 妊産婦、乳幼児の健康診査や保健指導などの市町母子保健事業との連携・支援

- 市町が行う母子保健事業について、次のとおり支援します。
 - ・ 母体や胎児の健康確保を図るための早期の妊娠届出の推進
 - 妊婦健康診査等による母子の健康管理の充実
 - ・子育て世代包括支援センターの設置や産婦健康診査等を通じたハイリスク妊産婦等の把握お よび支援のための保健指導の充実
 - 新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業等の訪問活動などの促進
 - 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査などの乳幼児健康診査の受診率の向上
 - 疾病やその疑いの早期発見や早期対応、子育てに不安のある保護者への支援の充実
 - 母子保健推進員や母子愛育会等の関係機関との連携・協力の強化
- 妊娠中の喫煙や飲酒は妊産婦や胎児に大きな影響を与えることから、啓発に努めるとともに、 妊婦やその家族を対象とした保健相談や保健指導の強化に努めます。

- 〇 母子等の愛着形成を促進する効果があり、新生児・乳児の発育のために必要な栄養素や免疫物質が多く含まれている母乳栄養の推進を図ります。
- 未熟児や障害児、長期療養を必要とする慢性疾病児等の療育支援のため、医療機関と地域保健 関係機関との連携を強化し、療育支援体制の充実を図ります。
- 妊娠中や子育で期の不安や心の悩みに対し早期に支援を行えるよう、妊娠中から産後における 心の健康の重要性について、市町が行う両親学級や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査など あらゆる機会において、妊産婦とその家族に対して周知を図るとともに、不安や悩みをいつでも 相談できる体制を充実します。
- 法定の 1 歳 6 か月や 3 歳児健康診査以降の発達状況を診る機会として、市町が 5 歳児健診や 巡回相談を効果的に実施できるよう、関係者への専門研修や情報共有の場の提供などを行います。
- 産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、市町や医療機関と協力し、健康診査 や家庭訪問等を通して、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、子育て期にわたる 切れ目のない支援体制を整備します。
- 〇 母親や乳幼児への適切な保健指導を行うため、保健・福祉・医療分野における母子保健関係者 に対して、資質向上のための専門研修を行います。
- 市町と県保健所における母子保健事業の連携を強化するとともに、県保健所の広域的、専門的、 技術的機能の強化に努めます。

(4)子どもの健やかな成長を支える地域の支援体制づくり

- 子育て世代包括支援センターにおいて、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、 妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と 連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供でき、育児不安や虐 待の予防ができるよう市町を支援します。
- 親が安心して子どもを生み育て、子どもが将来に夢を持って健やかに育つ環境を築くため、地域や学校・企業等が協調しながら、親子をあたたかく見守り支える気運を社会全体で高めていきます。
- 母子愛育会や子育て支援NPO、子育てサークルなどの地域にある組織・団体を活用して、子育てについて親同士で対話し、また、子育ての不安について子育て経験者と一緒に考える機会を設け、妊産婦や子育て中の親を孤立させない地域づくりをめざします。

4 小児・母子医療体制の充実

(1) 小児医療の充実

≪小児救急医療体制の整備≫

○ 二次医療圏ごとに夜間における小児科医を確保するとともに、夜間の急な病気などについて看護師等がアドバイスを行う小児救急電話相談を実施し患者の不安解消と救急医療機関の負担軽減に努めます。また、重篤な小児救急患者に対する医療を確保するため、小児救命救急センターの運営に対する支援など、小児救急医療体制の整備充実に努めます。

≪医療支援体制の強化≫

○ さまざまな子どもの心の問題や被虐待児の心のケア、発達障害等に対応するため、地域の医療機関や保健所、市町、教育機関等と連携した医療支援体制の強化を図ります。

(2) 成育医療の充実

- 小児慢性特定疾病を抱える子どもの健全な育成を図るため、その保護者に対し、治療にかかる 医療費の助成を行い、早期治療を促すとともに、経済的負担の軽減を図ります。
- 慢性疾病を抱える子どもの自立支援を促進するとともに、その家族への相談支援体制を整備します。
- 小児慢性特定疾病に対する医療などの給付について制度の周知を図るとともに、入院治療の必要な未熟児に対する養育医療や身体に障害のある児童に対する育成医療、こども医療など、成育医療に対する市町の公費負担制度についての情報提供に努めます。

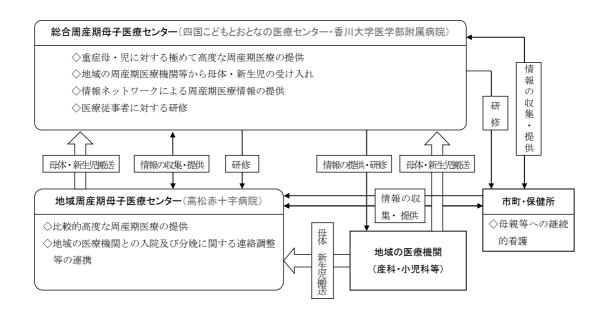
(3) 新生児マススクリーニングの充実

○ 先天性代謝異常等検査を実施し、疾病の早期発見に努めるとともに、早期に治療が行えるよう 医療機関等との連携を図ります。また、スクリーニングにおける発見漏れや過剰診断を防止する ため、精度管理の維持向上に努めます。

(4)総合的な周産期医療体制の整備

- 「香川県保健医療計画」により総合的な周産期医療体制の整備に努め、妊娠、出産から新生児 に至る高度専門的な医療を効果的に提供し、安心して子どもを生み育てることができる環境づく りを推進します。
- 総合周産期母子医療センターにおいて、地域の医療機関の医師、助産師、看護師等に対し、周 産期医療に必要な専門的・基礎的知識、技術等を習得させるための研修を行います。
- リスク要因を持っている妊産婦等に対する身体的・精神的支援が重要であることから、周産期 医療機関等と連携して、保健師等の訪問指導による未熟児等への早期支援や母親へのサポートな どを行う市町を支援するなど、継続的な看護体制の充実を図ります。

【 周産期医療体制イメージ図 】



5 子どもを健やかに育てるための健康づくりの推進

(1) 親子の健康の増進と体力づくりの推進

○ 乳幼児期からの望ましい生活習慣や食習慣を身につけるため、子どもと親に対する健康教育や 健康づくりに関する情報提供などに努め、健康意識の普及啓発を図ります。

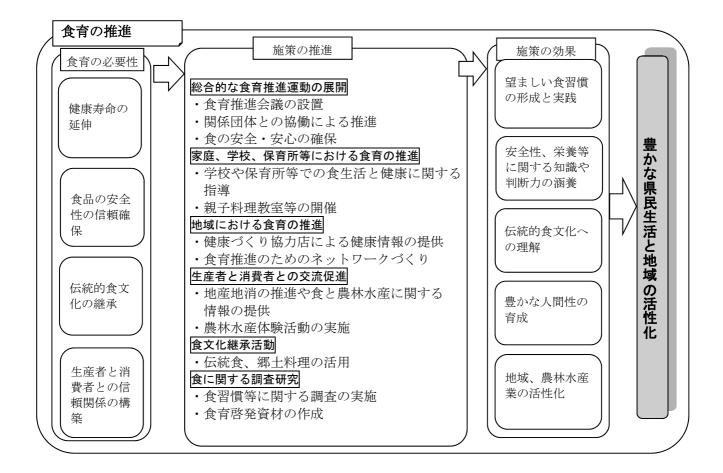
また、「健やか香川 21 ヘルスプラン (第 2 次)」に基づき、各ライフステージに応じ、家族そろって健康の増進や体力づくりに取り組む活動の促進に努めます。

- 〇 母子保健に関する知識の普及を図るため、地域の母子愛育会が実施する家庭訪問等の愛育班活動など、地域に密着した活動を支援します。
- 情緒不安定や自閉傾向のある子どもに対し、親子でふれあいながら運動を通して心身の健全な 発育や運動機能の発達を促すとともに、集団行動への順応性を養うための親子の運動教室(かる がも教室)を開催します。
- 親子が気軽に参加できるスポーツやレクリエーション活動の機会と場を提供することにより、 運動や遊びの重要性に対する理解を深め、健康・体力づくりの推進に努めます。
- 〇 学校教育の中で、子どもの体力の向上を図るとともに、心や体の健康に関する正しい知識や実践的な能力を身につけさせるなど、健康教育の充実を図ります。

(2) 食育の推進

≪親と子どもに対する食育の推進≫

- 子どもの心と体の健やかな成長のため、「健やか香川 21 ヘルスプラン(第 2 次)」や「かがわ食育アクションプラン」に基づき、「1 日 3 食 まず野菜!」の普及啓発などを通して、子どもの成育段階に応じたバランスのとれた食生活を推進し、生涯を通じた健康の基礎となる豊かな食の体験を増やすとともに、望ましい食習慣の定着を図ります。
- 近年増加しているアレルギー疾患や生活習慣病、肥満などの子どもに対し、症状に合わせた適切な保健指導を行うとともに、予防を含めた健康づくりに役立つ食生活の普及定着や実践をめざして、親と子がともに食について考えることのできる機会の提供に努めます。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、学校において栄養バランスのとれた食事を 提供するだけでなく、子どもの発達段階に応じた食育を推進し、子どもの心身の発育・発達や健 康の保持増進に努めるとともに、生涯にわたって健康で生き生きした生活を送るための自己の健 康管理能力を育てます。
- 食生活改善推進員や地域の自主活動グループなどの地域における子どもの食に関わる人々や 関係機関・団体が連携して、食育の実践活動を推進するとともに、学校・家庭・地域が協力して、 朝食の欠食や孤食などの食習慣の乱れ、小児期からの肥満、思春期やせ症などの健康問題の改善 に努めます。
- 食育指導に関わる啓発資料などを作成し、関係機関に配布するとともに、食育に関わる情報収集を行い、広く効果的な情報提供に努めます。



≪地産地消を通じた食育の推進≫

- 生産・流通・消費、教育、健康等の食に関する関係者が連携して、地産地消に関する情報発信 やイベント開催などを積極的に展開します。
- 学校給食や農業体験などを通じて、食に関する適切な判断力を養うとともに、農林水産業や伝統的な食文化、環境と調和した食料の生産・消費等への理解を促進します。

(3) 子どもの疾病の予防と早期発見、早期治療の推進

- 先天性代謝異常等検査を実施し、早期に治療が行えるよう、医療機関等との連携を図ります。 また、小児慢性特定疾病医療支援を推進します。
- 〇 市町が行う1歳6か月児・3歳児健康診査やそれ以降の健診等により、身体的・精神的な疾病の早期発見・早期治療を推進します。
- 乳幼児がかかりやすい病気や起こしやすい事故について、心肺蘇生などの応急手当や、家庭における看護の知識や技術の普及を図るとともに、乳幼児期の窒息、溺水、転落、転倒などの不慮の事故を防止するため、保護者に対する啓発活動を市町と連携して行います。
- 子どもの疾病予防のため、医療機関や市町などと連携して予防接種の適切な情報を提供し接種率の向上を図るとともに、予防接種に関する正しい知識の普及啓発に努めます。
- 学校における健康診断の結果や教職員による子どもの日常の健康観察などにより、児童生徒の 健康状態を把握し、疾病の予防や早期発見に努めます。

○ 学校医、保健所、保護者などと連携した学校保健の取組みを推進するため、学校保健委員会の 活動の促進に努めます。

(4) 親子の心の健康の推進

- 身体と生活が大きく変化する妊娠中から出産前後の時期は、母親の心のケアが大変重要です。 この時期の心の健康の重要性について、市町が行う両親学級や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健 康診査などあらゆる機会において、妊産婦とその家族に対して周知を図るとともに、子育ての不 安や悩みに対して早期に支援を行い、保護者がゆったりとした気持ちで子育てができるよう、い つでも相談できる体制を充実します。
- 子どもの心のより良い育ちのため、十分な愛情を持って接し、乳幼児期にしっかりとした母子 -体感を育み、母子等の愛着を形成することの重要性について、情報提供に努めます。
- 子どもの心の不安や悩み、発達障害、心の病などに対して、医療、保健、福祉、教育などの各分野が連携して取り組むとともに、子どもの心の健康づくりに努めます。

(5) 歯科保健対策の推進

- 家庭や地域における「8020(ハチマル・ニイマル)運動」の普及啓発などにより、子どもや大人の歯と口の健康づくりに努めます。また、市町が取り組む 1 歳 6 か月児および 3 歳児に対する歯科健康診査時に、むし歯予防や口腔の健全な発育・発達に関する保健指導の充実を図ります。
- むし歯予防対策として、適切な生活習慣および食生活、発達の程度に応じたブラッシング方法 等の知識の普及啓発に努めるとともに、幼児・児童等に対し、むし歯予防の効果があるフッ化物 の応用(フッ化物洗口、フッ化物歯面塗布、フッ化物配合歯磨剤等)の推進を図ります。

(6) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進

≪関係者のネットワークづくり≫

○ 思春期やせ症(神経性食欲不振症)など思春期における健康の課題は、将来大人になった時の 心身の健康に直結するとともに、次の世代に生まれてくる子どもの健康にも影響を及ぼすもので あり、早い時期から保健対策を推進する必要があります。この時期における子どもの性や心の問 題に対応するため、学校、家庭、市町、保健所、医療機関などが連携を図りながら、相談活動や 保健指導に努めるとともに、情報や意見交換を行います。

≪思春期保健対策の推進≫

- 思春期の子どもやその保護者に対して、思春期特有の心身に関する不安や悩みなどについて、 保健師等が専門的立場から出前講座等を実施するとともに、保健、教育等の関係者を対象とした 研修の充実を図ります。
- 思春期の心の健康問題(イライラ、不安、落ち込み、やる気が出ないなど)について普及啓発に努めるとともに、思春期やせ症やなどの深刻な問題についても、市町、保健所、精神保健福祉センター等が連携して相談支援に努めます。

- 学校において、児童生徒が妊娠・出産等についての知識や家族計画の意義、避妊やエイズ・性感染症予防に関する正しい知識についての理解を深められるよう、学校教育全体を通じ発達の段階を考慮した適切な指導方法について、教職員に対する研修の充実を図ります。
- 学校において、さまざまな健康問題に対応するため、医師などの専門家を学校や研修会に派遣するほか、保健所等と連携を図るなど、健康相談に対する支援体制の充実を図ります。
- 思春期の子どもの心に影響を与える有害情報について、規制などの必要な対策を推進することで、子どもたちの健全な育成を促進します。

≪ひきこもり対策の推進≫

○ 精神保健福祉センター内に設置した「ひきこもり地域支援センター」における相談や居場所の 提供、ひきこもりサポーターの養成・派遣、民生委員・児童委員等に対する研修、県民への正し い知識の普及啓発など、市町や関係機関と連携して、ひきこもり対策を推進します。

【数值目標】

	目標項目	計画策定時	目標(令和6年度)
1	かがわ縁結び支援センターの縁結びマ ッチングにおけるカップル数(累計)	693組 (H29~H30)	1,730組(R2~R6)
2	乳幼児健康診査の受診率 (1歳6か月児)	95.6% (H29)	97.0%
3	乳幼児健康診査の受診率 (3歳児)	94.0% (H29)	97.0%
4	全出生数中の低出生体重児の割合	8.6% (H29)	減少傾向
5	むし歯のない3歳児の割合	80.5% (H29)	90% (R4)
6	10代の人工妊娠中絶率(15歳以上20歳未満の女子人ロ千対)	5.2% (H29)	4.0%

Ⅱ 就学前の教育・保育の充実

≪課 題≫

- 人格形成の基礎を培う乳幼児期においては、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育が保護者と連携しながら提供されることが重要です。
- 保育所等では、年度当初から待機児童が発生しています。
- 市町の実施した子育て家庭へのニーズ調査に基づいた、教育・保育の量の見込みに対する提供体制の確保が必要です。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業と小学校との連携の推進とともに、保育所、幼稚園、認定こども園等を通じた幼児教育全体の質の向上が必要です。

≪施策の方向性≫

- 市町が子育て家庭のニーズを踏まえ、計画的に量・質両面にわたり教育・保育を充実させるよう、市町などの関係機関と連携しながら、地域における教育・保育の提供体制の確保を支援します。
- 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、 監査状況等の情報共有、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等を行います。
- 障害児・外国につながる幼児等特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、 市町や関係機関と連携しそれぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組みます。

1 質の高い就学前の教育・保育の提供

(1)教育・保育の役割、提供の必要性等に関する基本的考え方

≪基本的考え方≫

○ 人格形成の基礎を培う乳幼児期における、すべての子どもの健やかな育ちを保障するため、子 どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育が、保護者と連携しながら提供されることが重要で す。

≪推進方策≫

○ 子ども・子育て支援新制度が、保護者の選択に基づき、多様な施設または事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保を目的の一つとしていることに鑑み、就学前の教育・保育の実施主体である市町が、子育て家庭のニーズを踏まえ、計画的に量・質両面にわたり教育・保育を充実できるよう、市町計画等に基づき新たな保育所や幼保連携型認定こども園の設置認可を行うなど、関係機関と連携しながら地域における教育・保育の提供体制の確保を支援します。

(2) 就学前教育の充実

○ 幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、自己を十分に 発揮する活動を通した健全な心身の発達、集団生活を通した生きる力の基礎や基本的な生活習慣 の形成、社会性、道徳性や思考力など豊かな人間性の育成、健康、安全で情緒の安定した生活が できる教育・保育環境の充実が図られるよう、保護者や地域と連携した就学前教育の充実に努め ます。

- 「香川県就学前教育振興指針」の趣旨を踏まえ、各市町の実情に応じた具体的な取組みを進めます。
- 保育士、幼稚園教諭等に対する研修の充実や幼児教育スーパーバイザー派遣による専門性と資質の向上、就学前教育と小学校教育の円滑な接続、就学前教育関係部局の連携を図るための体制の在り方を検討するとともに、職員の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮や保育所、幼稚園、認定こども園等に対する適切な指導監督、評価等の実施を通じて、質の高い教育・保育の充実を図ります。
- 教育・保育の質の向上や利用者の選択の利便に資するため、自己評価や福祉サービス第三者評価の実施を促進します。また、保育所、幼稚園、認定こども園等において苦情解決のための仕組みを設けて、利用者の権利を保護し、利用者への適切な教育・保育の確保を図るとともに、自主改善に努めるよう指導します。
- 保育所、幼稚園、認定こども園等を利用する子どもの良質な環境と安全・安心を確保するため、 施設の改修・増改築等、施設整備を促進します。

(3) 認定こども園に関する基本的考え方

≪基本的考え方≫

- 認定こども園は、保育所および幼稚園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況およびその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。子ども・子育て支援新制度において、幼保連携型認定こども園については、学校および児童福祉施設の両方の性格を持つ単一の施設となり、給付と財源が一元化されています。また、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園の3類型については、それぞれの特徴を生かした多様性のある認定こども園として子ども・子育て支援新制度においても継続し、同様に給付と財源が一元化されています。
- 少子化が進行する地域では、点在する保育所、幼稚園での集団保育の維持が困難となりつつあります。集団保育を維持するとともに、質の高い教育・保育を実施するためにこれら地域の実情を踏まえながら、保育所、幼稚園から認定こども園への移行や認可申請手続きの相談に対し、必要な支援を行います。

≪認定こども園の目標設置数≫

○ 市町計画における数値を踏まえ、以下のとおりとします。

	令和元年度	令和6年度
県全域	69 か所設置	96 か所設置

≪保育所、幼稚園から認定こども園への移行に必要な支援≫

- 施設から認定こども園への移行の認可・認定の申請があった場合は、市町計画で定めた認定こ ども園に係る基本的考え方や当該施設の意向を尊重し支援します。
- 保育所はもとより幼稚園における保育ニーズの高まりを踏まえ、幼稚園から認定子どもへの移 行を支援します。
- 認定を受ける施設等に関する認可や指導監督、財政措置等については、施設の形態(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型)に応じて権限等を行使する者が異なっている場合もあることから、関係部局間の適切な連携により、十分な情報提供等を行うことで、施設の負担軽減を図ります。

(4) 保育士、幼稚園教諭、保育教諭の合同研修に対する支援

○ 関係機関と連携し、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の合同研修や、保育士が幼稚園教諭の研修 へ参加するなどの相互の受け入れを図り、研修の一元化を進めます。

(5) 地域における教育・保育施設と地域型保育事業を行う者の相互連携の推進

○ 原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、質の高い教育・保育が実施できるよう、指導監督を行う市町に対して助言するとともに、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、市町の関与のもとで、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との相互の連携の促進を図ります。

(6) 保育所、幼稚園、認定こども園等と小学校との連携の推進

○ 保育所、幼稚園、認定こども園等から小学校への円滑な接続を図るため、教職員がお互いの教育内容についての理解を深め、連携を図った指導内容や指導方法を習得するための研修や交流を実施するとともに、幼児と小学生との交流や、幼児が小学校施設を活用する機会を設けるなど、さまざまな連携の取組事例の周知啓発により、相互理解を進めて連携を強化し、発達や学びの連続性を踏まえた教育の推進に努めます。

(7)教育・保育情報の公表

- 教育・保育施設の設置者、地域型保育事業の事業者は、市町の確認を受け、教育・保育の提供 を開始しようとする際などに、当該施設・事業において提供する教育・保育に係る情報を知事に 報告し、知事は、その報告を受けた後、報告の内容を公表することとされています。
- 〇 保護者が当該施設・事業を選択しやすくなるよう、教育・保育情報として施設等から報告され た以下の内容を公表します。
 - 施設等の法人に関する事項(法人の名称、所在地、代表者の氏名など)
 - ・施設等に関する事項(施設の種類、名称、所在地、管理者の氏名など)
 - 従業者に関する事項(職種別の従業者数、勤務形態、経験年数など)
 - ・教育・保育等の内容に関する事項(開所時間、利用定員、設備など)
 - 利用料等に関する事項
 - その他知事が必要と認める事項
- 子どもの個性や保護者の勤務条件などに合わせて、子どもが適切かつ円滑に教育・保育を受けられる機会を確保できるよう、インターネットなどを活用して、施設ごとの教育・保育情報についての情報提供に努めます。

(8) 保育機能施設の指導監督および研修の充実

- 子どもの安全と適正な処遇の確保を図るため、保育機能施設の指導監督に努めます。また、その状況については、インターネットなどを活用して情報提供に努めます。
- 認可外保育施設について、幼児教育・保育の無償化の対象となることに鑑み、より一層指導監督を徹底するとともに、認可施設への移行を促します。
- 保育機能施設における児童福祉の向上を図るため、施設設置者や保育従事者に対する研修の充実に努めます。

2 子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込みと確保方策

(1)区域の設定

○ 市町が定める教育・保育提供区域を勘案し、隣接市町間等における広域利用等の実態を踏まえ、 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、その実施時期を定める単位となる区域(以下、 「県設定区域」という。)を以下のとおり定めます。

県設定区域は、教育・保育施設の認可・認定の際に行われる需給調整の判断基準となります。

区分	県設定区域			
1 号認定(※1) (3~5歳、幼児期の教育のみ)	全県1区域			
2号認定(※2)				
(3~5歳、保育の必要あり)	 市町ごと17区域			
3 号認定(※3)				
(0~2歳、保育の必要あり)				

- (※1) 子ども・子育て支援法(以下「法」という。) 第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就 学前子どもに該当する子ども
- (※2) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども
- (※3) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども
- (2) 教育・保育の量の見込みと、提供体制の確保の内容・実施時期 《各年度における教育・保育の量の見込み(需要)》
 - 各年度における県設定区域ごとの教育・保育の量の見込みについては、市町計画における数値 を県設定区域ごとに集計したものを基本として、県設定区域ごとの広域利用を勘案して、次に掲
 - ア 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども (=満 3~5 歳、幼児期の教育のみ)

げる区分ごとに、それぞれ次に掲げる量の見込み(必要利用定員総数)を定めます。

- ◎ 特定教育・保育施設(幼稚園および認定こども園に限る。)に係る必要利用定員総数 (特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。)
- イ 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども (=満 3~5 歳、保育の必要性あり)
 - 特定教育・保育施設(保育所および認定こども園に限る。)に係る必要利用定員総数 (保育機能施設等を利用する小学校就学前子どものうち、保育を必要とする者を含む。)
 - ◎ 特定子ども・子育て支援施設等(特定教育・保育施設、幼稚園、保育機能施設を除く。)に係る必要利用定員総数
- ウ 法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども (=0~2 歳、保育の必要性あり)
 - ◎ 年齢区分ごとの特定教育・保育施設(保育所および認定こども園に限る。)および特定 地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。)に係る 必要利用定員総数の合計数(保育機能施設等を利用する小学校就学前子どものうち、保 育を必要とする者を含む。)

※特 定 教 育 ・ 保 育 施 設:市町から「施設型給付」の対象となると確認された 保育所、幼稚園、認定こども園

※特 定 地 域 型 保 育 事 業:市町において認可し、「地域型保育給付」の対象となる と確認された家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅 訪問型保育事業、事業所内保育事業で、いずれも2歳 児までの少人数を保育する事業

※特定子ども・子育て支援施設等:特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業以外の施設・事業において、市町から、幼児教育・保育の無償化に伴う給付である「施設等利用給付」の対象となると確認された新制度未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育等

≪実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容・実施時期(供給)≫

- 県設定区域ごとおよび次のアからウまでに掲げる区分ごとに、それぞれ次のアからウまでに掲げる特定教育・保育施設および特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容およびその実施時期を定めます。
 - ア 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども (=満 3~5 歳、幼児期の教育のみ)
 - ◎ 特定教育・保育施設および幼稚園(特定教育・保育施設に該当するものを除く。)
 - イ 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども (=満 3~5 歳、保育の必要性あり)
 - ⑤ 特定教育・保育施設(地方自治体が財政支援等を行う保育機能施設を含む。)
 - ◎ 特定子ども・子育て支援施設等(特定教育・保育施設、幼稚園、保育機能施設を除く。)
 - ウ 法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども (=0~2 歳、保育の必要性あり)
 - ◎ 年齢区分ごとに係る特定教育・保育施設および特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。地方自治体が財政支援等を行う保育機能施設を含む。)

≪県内全域の需要と供給一覧≫

〇 県内全域の各年度における教育・保育の量の見込み(需要)、提供体制の確保の内容およびその実施時期(供給)については、市町計画の数値に基づき、以下のとおりとします。

【香川県内全域】

			令和2年度				令和3年度				
		4日初白	2号認定		3号	3号認定		2号認定		3 号 認定	
		1号認定	学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳	1号認定	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳
	①量の見込み	7,818	2,028	13,161	2,168	9,029	7,646	1,972	12,838	2,146	9,160
	特定教育·保育施設	12,6	313	13,795	2,552	8,800	12,	12,639		2,604	8,943
	特定地域型保育事業				142	325				142	326
確保	確認を受けない幼稚園	3,2	23				3,2	223			
の内	保育機能施設			135	110	295			135	110	295
容	特定子ども・子育て支援施設等	1,5	1,502		10		1,502			10	
	計	17,	338	13,930	2,814	9,420	17,	364	14,099	2,866	9,564
	確保状況(②一①)	7,4	92	769	646	391	7,7	46	1,261	720	404

			令和4年度				令和5年度				
			2号	認定	3号	認定			認定	3号	認定
		1号認定	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	1号認定	学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
	①量の見込み	7,410	1,915	12,441	2,120	9,302	7,269	1,876	12,214	2,090	9,185
	特定教育·保育施設	12,	632	13,982	2,614	8,983	12,	12,626		2,616	8,977
2	特定地域型保育事業				142	326				140	328
確保	確認を受けない幼稚園	3,2	23				3,2	223			
の内	保育機能施設			135	110	295			135	110	295
容	特定子ども・子育て支援施設等	1,4	1,497		10		1,497			10	
	計	17,	352 14,117		2,876	9,604	17,	346	14,123	2,876	9,600
	確保状況(②一①)	8,0	27	1,676	756	302	8,201		1,909	786	415

				令和6年度		
		1 D SS -	2号記		3号認定	
		1号認定	学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
	①量の見込み	7,155	1,864	12,122	2,055	9,052
	特定教育·保育施設	12,	267	14,115	2,621	8,990
2	特定地域型保育事業				139	329
確保	確認を受けない幼稚園	3,2	223			
の内	保育機能施設			135	110	295
容	特定子ども・子育て支援施設等	1,4	197		10	
	計	16,	16,987		2,880	9,614
	確保状況(②一①)	7,9	68	2,128	825	562

※区分について

- ・保護者が共働きであっても幼稚園の利用希望はあることから、2号認定については、「学校教育希望が強い もの」を分けて量を見込んでいます。
- ・3 号認定については、O 歳と 1・2 歳で職員配置基準や児童 1 人当たりの面積要件などが異なることから、それぞれ分けて量を見込んでいます。
- 2 号認定のうち、「学校教育希望が強いもの」を利用調整のうえ、幼稚園で受け入れ、預かり保育をあわせて利用する「特定子ども・子育て支援施設等」で、量の確保を行う場合もあります。

※確保の内容・・・・・・・・・教育・保育施設等の利用定員総数(供給)

※特定教育・保育施設・・・・・・市町から「施設型給付」(公費)の対象となると確認された保育所、 幼稚園、認定こども園

※特定地域型保育事業・・・・・・家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育 事業で、いずれも2歳児までの少人数を保育する事業

※確認を受けない幼稚園・・・・・・子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園

※保育機能施設・・・・・・・・・地方自治体が財政支援等を行っている認可外保育施設

※特定子ども・子育て支援施設等・・市町から「施設等利用給付」(公費)の対象となると確認された施設および 事業

(3) 県の認可・認定に係る需給調整の考え方

≪基本的考え方≫

○ 県は、認可・認定の申請をした保育所・認定こども園に適格性があり、かつ認可基準を満たす場合は、認可・認定します。

ただし、県設定区域における認定区分ごとの特定教育・保育施設および特定地域型保育事業所 (事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。)の利用定員の総数が、県計画で定 める必要利用定員総数(当該年度および翌年度に係るものをいう。)に既に達しているか、または 当該施設の設置によってこれを超えることになると認めるときは、需給調整を行います。

需要(量の見込み) > 供給(利用定員の総数※)⇒ 原則認可・認定

(適格性・認可基準を満たす場合)

需要(量の見込み) < 供給(利用定員の総数※) ⇒ 認可・認定を行わないことができる (需給調整)

(※次ページ「特定教育・保育施設に該当しない幼稚園が存在する場合に係る需給調整」により、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の定員を含む。)

≪本計画に含まれない教育・保育施設の認可・認定の申請に関する需給調整≫

○ 上記「基本的考え方」にかかわらず、本計画に基づき教育・保育施設または地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている教育・保育施設または地域型保育事業所の認可・認定が行われる前に、本計画に含まれない教育・保育施設から認可・認定の申請があったときは、県は、次に掲げるときに該当するときは、これを認可・認定をしない場合があります。

この場合において、認定区分ごとの保護者の人数が、当該認定区分の量の見込みを上回っており、機動的な対応が必要であると認められる場合には、県は、地域の実情に応じて、当該認可申請があった教育・保育施設の認可を行うものとします。

ア 認可・認定の申請に係る教育・保育施設が所在する県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設(市町計画に基づき基盤整備を行っている教育・保育施設を含む。)の 1 号認定の利用定員の総数が、県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設に係る 1 号認定の必要利用定員総数に既に達しているか、または当該教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認めるとき。

- イ 認可・認定の申請に係る教育・保育施設が所在する県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設(市町計画に基づき基盤整備を行っている教育・保育施設を含む。)の2号認定の利用定員の総数が、県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設に係る2号認定の必要利用定員総数に既に達しているか、または当該教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認めるとき。
- ウ 認可・認定の申請に係る教育・保育施設が所在する県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設および特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除き、市町計画に基づき基盤整備を行っている教育・保育施設および地域型保育事業所を含む。)の3号認定の利用定員の総数が、県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設および特定地域型保育事業所に係る3号認定の必要利用定員総数に既に達しているか、または当該教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認めるとき。

≪保育所、幼稚園が認定こども園に移行する場合における需給調整≫

- 子ども・子育て支援新制度では、保育所、幼稚園から認定こども園への移行の認可・認定の申請があった場合は、当該施設が所在する県設定区域における認定区分ごとの特定教育・保育施設および特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。)の利用定員の総数(供給)が、県計画で定める必要利用定員総数(当該年度に係るものをいう。)(需要)に「県計画で定める数」を加えた数に既に達しているか、または当該施設の設置によってこれを超えることになると認めるときを除き、認可・認定をするものとされています。
 - ア 需要が供給を上回っている県設定区域について
 - 「県計画で定める数」を設定する必要はなく、設定しないこととします。
 - イ 供給が需要を上回っている県設定区域について
 - 既に、市町計画に移行が含まれている認定こども園については、認可・認定します。
 - 市町計画に移行が含まれていない場合は、支給認定区分ごとの「供給一需要」の差に、支 給認定区分の定員を持つ施設の数で「需要」を除した数を加えた数を「県計画で定める数」 とし、地域の状況を踏まえて区域ごとに判断します。

≪特定教育・保育施設に該当しない幼稚園が存在する場合に係る需給調整≫

○ 前記「基本的考え方」にかかわらず、教育・保育施設の認可・認定の申請があったときは、当該申請に係る教育・保育施設が所在する県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設の1号認定の利用定員の総数および特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の利用定員の総数の合計が、県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設に係る1号認定の必要利用定員総数に既に達しているか、または当該申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認める場合は、需給調整を行います。

(4) 提供体制の確保方策

≪保育所等利用待機児童の解消≫

- 地域の保育ニーズに応じた保育所の入所定員の見直しや計画的な施設整備を促進するなど保育の拡充に努めるとともに、保育所等利用待機児童発生の主な理由は保育士不足であることから、保育士の資格を持ちながら就業していないいわゆる潜在保育士に対し、保育所等の求人情報を提供・斡旋する保育士人材バンク等による就職支援を行うとともに、就職準備金や未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付などの復職支援を行います。
- 保育学生に対し保育士修学資金の貸付けなどを行い、保育士資格者の増加を図ります。
- 配膳や清掃などを行う保育士支援員を配置し、働きやすい職場環境を整備する民間保育施設を 市町と連携して支援するなど、保育士の業務を軽減し離職防止を図ります。

≪保育所、幼稚園、認定こども園等の施設整備≫

○ 地域の実情に応じて、保育所、幼稚園、認定こども園等の施設の改修・増改築等、施設整備を 促進します。

【数值目標】

	目標項目	計画策定時	目標(令和6年度)
7	保育所等利用待機児童数	H31 年度当初:182 人	年度当初:0人
'	休月別寺利用付機汽里数 	R1 年度途中:313 人	年度途中:0人

Ⅲ 地域における子ども・子育て支援の充実

≪課 題≫

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭の孤立化が進み、気軽に相談できる相手が身近にいないなど、子育てに対して不安や悩み、孤立感を感じている保護者への対応が必要となっています。
- 社会全体で子育てを応援する気運を高めながら、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに 取り組む必要があります。

≪施策の方向性≫

- 子育て親子の交流の場を提供する地域子育て支援拠点事業など、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭や子どもを対象として、地域の実情に応じた多様かつ総合的な子育て支援を、量・質両面にわたり充実させます。
- 若い世代が将来に夢と希望を持ち、次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができるよう、市町や関係機関との連携を強化し、子育て環境の一層の充実を図ります。
- すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう放課後子ども総合プランを推進します。
- 子育て支援 NPO や子育てサークル、企業等との連携・協働を図り、地域における子育て支援のネットワークづくりを推進するほか、官民一体となって社会全体で子どもと子育て家庭を支援していく活動の取組みを進めます。
- 子育ての不安や悩み、孤立感の解消のため、子ども・子育てに関する相談・援助体制を充実します。

1 地域における子ども・子育て支援の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の推進

≪基本的考え方≫

- 人格形成の基礎を培う乳幼児期における、すべての子どもの健やかな育ちを保障するため、子 どもの発達段階に応じた質の高い子育て支援が、保護者と連携しながら提供されることが重要で す。
- 子育てに対する不安や悩み、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、親自身が持っている子育てできる力を存分に発揮でき、子育てについての役割を果たせるよう、保護者と連携しながら親としての成長を支援していくことが必要とされています。

≪推進方策≫

- 子ども・子育て支援新制度は、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭・子どもを対象としていることに鑑み、地域子ども・子育て支援事業の実施主体である市町が、子育て家庭のニーズを踏まえ、計画的に量・質両面にわたり子育て支援を充実させるよう、関係機関と連携しながら必要な支援を行います。
- 子育て世代包括支援センターと連携し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。また、 保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うとともに、発達段階に 応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びを支援します。
- 地域の人材を生かした取組みを進めるほか、安全・安心な活動場所等、子どもの健全な発達の ための良質な環境を整えます。

≪地域子ども・子育て支援事業の提供体制≫

○ 地域子ども・子育て支援事業の提供体制については以下のとおりです。

ア 利用者支援事業

子育て家庭がニーズに合わせて、保育所・幼稚園・認定こども園などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるよう、子育て家庭に身近な場所において情報の提供や相談・援助などを行う利用者支援事業を促進します。

【基本型・特定型】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施市町数	1 1	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2
実施か所数	1 4	1 5	1 5	1 5	1 5	1 5

【丹子保健型】

	<u> </u>						
区	分	令和元年度	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
実施市		1 1	1 4	1 4	1 4	1 4	1 4
実施が	い所数	1 7	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0

イ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の 提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業を促進します。

区	分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
実施市	町数	1 6	1 7	1 7	1 7	1 7	1 7
実施が	・所数	98	9 9	9 9	9 9	100	1 0 1

なお、この事業のほかに、認定こども園においても地域子育て支援拠点事業に類する事業(認定とども園法に基づく子育て支援事業)を実施しています。現在の認定こども園数は69園となっており、令和6年度には96園になる見込みです。

ウ 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持および増進を図るため、①健康状態の把握、②検査計測、 ③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施するもの であり、現在、全市町が実施しています。妊婦健康診査の受診率の向上、未受診者の把握とそ の対応に努めます。

工 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭等を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の 把握を行う乳児家庭全戸訪問事業については、現在、全市町が実施しています。訪問従事者の 質の向上に努めます。

オ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う 養育支援訪問事業については、現在、全市町が実施しており、当該家庭の適切な養育の実施の 確保に努めています。

子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の機能強化に向け、要保護児童対策地域協議会の調整機関職員やネットワーク構成員である関係機関の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを促進します。

カ 子育て短期支援事業(ショートステイ事業、トワイライトステイ事業)

保護者の疾病、出産、冠婚葬祭などの緊急時や恒常的な残業などで、児童の養育が一時的に 困難になった場合に、児童養護施設等で児童を一時的に預かる短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)や夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)については、14 市町からの委託を受けて、現在、7か所の児童養護施設等で実施しています。未実施の市町については、各市町の状況に応じて支援を行います。

キ ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)

地域において、子育て支援を受けたい人と支援したい人が登録し、会員同士が地域において 相互に援助する活動を支援するファミリー・サポート・センター事業については、未実施の市 町の状況に応じて支援を行います。

区	分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施	市町数	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0

ク 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病、出産、介護、冠婚葬祭などの理由、保護者の育児疲れ解 消や地域社会活動、余暇活動の参加のために、一時的に保育が必要となる子どもに対応するた め、一時預かり事業を促進します。

区	分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施市	町数	1 6	1 6	1 6	1 6	1 6	1 6
実施が)所数	180	188	189	189	189	185

ケ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日や時間に、保育所、認定こども園等において保育を実施する延長保育事業の確保に努めます。

区	分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施市	町数	1 4	1 5	1 5	1 5	1 5	1 5
実施か	所数	171	175	179	179	180	180

□ 病児・病後児保育事業

病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等に付設された 専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する病児・病後児保育事業を促進します。

区	分	令和元年度	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	
実施か	・ 所数	2 1	2 1	2 2	2 2	2 2	2 2	

サ 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

昼間、労働等により保護者が家庭にいない小学生の健全育成を図るため、放課後児童クラブの設置を促進するとともに、開設時間の延長や障害児の受け入れ、学校の長期休業中の開設を促進するなど、放課後児童クラブの充実を図ります。

区	分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
実施市	丁町数	1 5	1 5	1 5	1 5	1 5	1 5
実施か	・ 所数	282	290	300	3 1 1	3 1 7	3 2 1

シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等において実費徴収ができることとされている副食費の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等を助成する事業です。

市町の実施状況に応じて支援を行います。

ス 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

市町の実施状況に応じて支援を行います。

(2) その他の子育て支援の充実

≪保育所、幼稚園、認定こども園等における地域子育て支援の充実≫

- 保育所や認定こども園等の園庭を地域の人々に開放するなど、保育所や認定こども園等の機能 を活用して、広く地域の子育て家庭への支援を促進します。
- 地域の人々とのさまざまな交流活動、保護者や地域の子育て家庭に対する育児講座や育児相談、 食に関する相談・支援の実施など、地域に開かれた保育所、認定こども園等としての特色ある保 育活動を促進します。
- 地域における幼児期の教育のセンターとして、幼稚園、認定こども園の施設や機能を活用した、 幼児期の教育に関する相談事業や情報提供、地域の実態や保護者の要請に応じた預かり保育の実 施、公民館や図書館、児童館等子育て関係機関との連携等により、地域での子育て支援を促進し ます。

≪児童館における地域子育て支援機能の充実≫

- 子ども会などの地域組織、学校、関係機関などとの連携を図りながら、地域住民に交流活動の 場を提供するなど、地域における児童健全育成の拠点施設である児童館の機能の充実を図ります。
- 育児教室の開催や相談事業の実施、子育て支援情報の提供、子育てサークルに対する支援など、 児童館における子育て支援機能の充実を図ります。
- さぬきこどもの国(大型児童館)において、児童館職員に対する研修や広報誌の発行、移動児童館巡回事業の充実や調査研究事業の実施など、県内児童館・児童センターに対する支援機能を強化するとともに、子育てセミナーの開催や相談事業の実施、子育てに関する情報提供を行うなど、子育て支援機能の充実を図ります。

≪子育てサークルの活動支援≫

○ 子育てサークルへの育児情報の提供、活動状況の把握、活動についての周知、子育てボランティアとの連携等によりその活動を支援することで、地域全体で子育て支援が行われるよう努めます。

≪児童健全育成関係団体などの育成≫

○ 母子愛育会、子ども会、PTAなど児童・青少年の健全育成関係団体の育成を図ります。

≪市町の地域コミュニティ推進の支援≫

○ 市町、地域住民や団体等が実施する地域コミュニティの育成や活動の活性化を図る事業を支援 します。

2 放課後児童クラブなどの放課後児童対策の推進

(1)新・放課後子ども総合プランの推進

○ 放課後等に子どもが安心して活動できる場を確保し、その健全な育成を図るため、昼間、労働等により保護者が家庭にいない小学生の居場所となる放課後児童クラブと、地域の子どもを対象にさまざまな体験活動や地域の人との交流活動などを行う放課後子供教室を一体的にまたは連携して実施する新・放課後子ども総合プランを推進します。

(2) 放課後児童クラブの推進

- 昼間、労働等により保護者が家庭にいない小学生の健全育成を図るため、児童館、学校の余裕 教室、既存の公共施設などの身近な施設を積極的に活用し、放課後児童クラブの事業実施を促進 します。また、放課後児童クラブを実施するための施設の整備を促進します。
- O 放課後児童クラブの設置・活動状況について、パンフレットやインターネットなどによる情報 提供を行うとともに、指導者に対する研修により指導者の資質の向上を図るなど、活動内容の充 実に努めます。
- 開設時間の延長や障害児の受け入れ、学校の長期休業中の開設を促進するなど、放課後児童クラブの充実を図ります。

(3) 放課後子供教室の推進

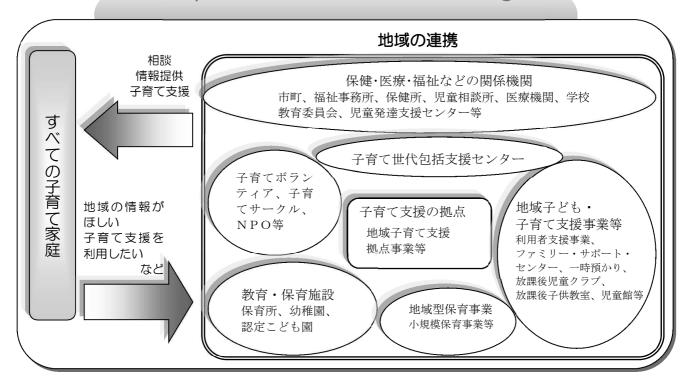
- 心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むために、学校の余裕教室や公民館などを活用し、 すべての子どもを対象とした、放課後や週末における安全・安心な子どもの居場所としての放課 後子供教室の設置を推進します。
- O 放課後子供教室を実施する中で、子どもたちにさまざまな体験活動や地域の人との交流活動に 取り組み、地域で子どもたちを育てられるよう努めます。
- 放課後子供教室のコーディネーターや指導員に対する研修を実施することにより、安全面の配慮や特別な支援を必要とする子どもの理解と接し方など、コーディネーターや指導員の資質向上を図ります。
- 放課後子供教室に関する活動状況等をパンフレットやインターネットを通じて広報するとと もに、事業報告書を作成するなど情報提供に努めます。

3 社会全体での子育て支援ネットワークの充実

(1)地域における子育て支援のネットワークづくり

- 行政、関係団体、NPO等による地域における子育て支援のネットワークづくりを進め、地域 全体、社会全体で子育て支援に取り組めるよう推進します。
- 地域で子育て支援を行うさまざまな団体と連携を図るとともに、地域で子育てをサポートする 地域子育て支援拠点事業などの身近な場所で子育て支援を実施する市町の取組みを促進します。

かがわの子育で支援のネットワークづくり



(2)子育て支援に関する情報の提供

- 保護者等に対し、子育て世代包括支援センター、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、児童館、市町保健センターなどの身近な施設や児童相談所(子ども女性相談センター・西部子ども相談センター)、福祉事務所、保健所などにおいて、妊娠、出産、育児、教育などの子育てに関する情報提供に努めます。
- 子育て支援のための各種制度や団体等の取組みなど、子育て家庭が必要とする子どもや子育て に関する情報について、インターネット等を活用した広報を行うとともに、冊子や広報誌など多様な広報媒体を活用し、効果的な情報発信に努めます。

(3) 社会全体での子育て支援やみんなで子どもを育む意識の啓発

≪官民一体となった子育て支援の推進≫

○ 社会全体で子育て家庭を応援するため、行政、家庭、学校、地域、企業、NPO、関係団体が参加した、かがわ子育て支援県民会議による「かがわ育児の日」の取組みの普及を図ります。

○ 民間団体等がそれぞれの立場でできる「かがわ育児の日」の主旨に沿った取組みについて、かがわ子育て支援県民会議を活用し取り組んでいきます。

毎月19日は、「かかけり育児の日」 かがわ子育て支援県民会議との協働による 社会全体で子どもを育む意識啓発の取組み

- 県内の企業や小売店舗、団体等に子育て支援の取組みを働きかけるとともに、子育て支援に積極的に取り組んでいる団体等の顕彰に努めます。
- 「かがわ育児の日」を中心に子育て家庭向けに商品の割引・特典などのサービスを提供し、地域の子育て支援に貢献する企業・店舗・施設の取組み「みんなトクだね応援団」について、多子世帯向けのサービス内容の充実を図るなど、取組みを推進します。
- 少子化や次世代育成支援について考えるイベントなどを、NPO等関係団体と共催することにより、次世代育成支援に対する県民一人ひとりの理解や意識を高め、地域全体で子育てを支援する気運の醸成に努めます。
- 〇 「児童福祉月間」、「家族の日」、「家族の週間」、「家庭教育啓発月間」、「家庭の日」や「みんなで子どもを育てる日」など、さまざまな機会を通じて、家庭の果たす役割の大切さや子育で・家庭教育の重要性などについて啓発活動を推進します。
- 「かがわ子ども・若者育成支援ビジョン」に基づき、香川の子ども・若者がそれぞれの能力や個性をきらめかせ、自分の人生と社会の未来を切り拓くことができるよう家庭、学校、地域住民、企業、民間団体、その他の関係機関と連携・協力を図りながら、県民が一体となって子ども・若者の健全育成に取り組むよう啓発活動を推進します。
- 児童憲章や児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、すべての子どもが差別や権利侵害を受けることがないよう子どもの最善の利益の優先に努めるとともに、人格を持った一人の人間として尊重されるよう、さまざまな機会と媒体を活用した啓発活動を推進します。

≪「みんなで子どもを育てる県民運動」の推進≫

- 「みんなで子どもを育てる県民運動」をより一層促進するため、各種キャンペーン事業の実施 や県民運動推進大会の開催、「みんなで子どもを育てる日」の推進などにより、県民運動の普及啓 発を図ります。
- 「みんなで子どもを育てる県民運動」を地域ぐるみの自主的・自発的な運動として定着させる ため、市町民会議と校区会議の連携を図るとともに、校区会議の活性化に向け支援を行います。
- 県民運動推進の指導者養成のため県民運動推進員の研修を行い、校区における推進リーダーの 養成を図ります。

(4) ささえあい安心して子育てできる体制の構築

≪保健、医療、福祉分野の人材の養成・確保≫

- 子育て支援に携わる保健師、助産師、看護師、栄養士など保健、医療、福祉分野の人材の養成 と資質の向上を図ります。
- 看護学生に対する修学資金貸付制度を継続し、卒業生の県内定着を促進するとともに、ナースセンター事業の充実を図り潜在看護職員の把握や再就業の促進を図るなど、引き続き看護職員の確保に努めます。
- 〇 少子化社会に対応した総合的な母子保健事業を推進するため、専門研修の開催などにより、母子保健関係者の資質の向上に努めます。
- 子どもや家庭に関する相談機関の職員の相談・援助技術の向上のための研修会を開催するなど、 職員の資質の向上に努めます。

≪児童健全育成のための指導者の養成・確保≫

- 地域における子育て支援活動を推進する人材として、保健師、助産師、看護師などの資格を持ちながら就業していない者の状況を把握し、その活用を促進します。
- 地域における子ども・若者の健全育成指導者や青少年団体指導者に対する研修を充実するなど、 指導者の養成・確保に努めます。

≪民生委員・児童委員、主任児童委員活動の充実≫

○ 民生委員・児童委員や主任児童委員に対する研修の実施などにより、子どもや家庭に関する相談・援助活動の充実を図ります。

≪子育てを支援するボランティア活動の促進≫

- 子育てボランティア活動に関する情報・資料の収集・提供や、ボランティアの人材育成のため の研修などを通じ、ボランティアが地域の中で継続的に活動しやすい環境づくりを促進します。
- 活力・意欲のあるシニア層に対して、子育て支援活動に必要な知識・技能を学ぶための研修などを通じ、活動へのボランティア参加を働きかけ、子育て支援の担い手の多様化を図ります。

4 子ども・子育てに関する相談・援助体制の充実

(1) 相談・援助活動の充実、周知・広報

≪相談機関における相談・援助活動の充実≫

- 民生委員・児童委員、主任児童委員、母子愛育班員、母子保健推進員などが保育所、幼稚園、認定こども園、学校、児童館、福祉事務所、保健所などと連携して行う子育てや家庭に関する相談・援助活動の充実を図るとともに、相談・援助活動について県民への周知に努めます。
- 子育てや家庭に関する相談機関(子育て世代包括支援センター、妊娠出産サポート、児童相談所、児童家庭支援センター、地域子育て支援拠点、福祉事務所の家庭児童相談室、保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター、指定相談支援事業所(障害者)、教育センター、警察など)で実施する専門的な相談・援助活動の充実を図るとともに、インターネット等を活用して、各機関の相談窓口について周知を図ります。
- 子どもや子育て家庭が抱えるさまざまな悩みや不安について気軽に相談できる「子どもと家庭の電話相談」、「子ども電話相談」、「子育て電話相談」、「24時間いじめ電話相談」、「妊娠出産サポート」、「少年相談専用電話」、「女性相談」など、各相談機関が実施している電話相談事業等の充実に努めます。

≪地域における相談・援助活動の充実≫

- 子育て家庭に身近な場所において、それぞれのニーズに合わせて、保育所、幼稚園、認定こども園などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるよう、情報の提供や相談・援助の充実に努めます。
- 〇 保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点、児童館、公民館などの身近な施設や子育て支援 NPO が持つ機能や人材を活用して、子育てについての悩みや不安に対する相談の実施や育児教室の開催、子育てを行う者に対する交流の場の提供など、子育て家庭に対する相談・援助活動を促進します。
- 児童養護施設などの児童福祉施設が地域に開かれた施設となるよう、地域の人々との交流活動 や施設の人材などを活用した子育て家庭に対する相談・援助活動を促進します。

≪学校における相談・援助活動の充実≫

○ 児童生徒が抱える心の不安や悩みにきめ細かく対応し、児童生徒一人ひとりの心身の健全な成長と発達を図るため、教職員に対する研修を実施するとともに、専門的な立場から指導・助言するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、児童生徒や保護者に対するカウンセリングを行います。

(2) 相談機関のネットワークづくり

- 複雑・多様化する子どもや子育て家庭を取り巻く問題に適切に対応していくため、児童相談所、 福祉事務所、保健所、民生委員・児童委員や主任児童委員、教育関係機関、警察など、相談機関 のネットワークを整備し、子どもや子育てに対する相談・援助活動の充実を図ります。
- 複合的、複雑な困難を有する子ども・若者支援のため、香川県子ども・若者支援地域協議会を 構成する教育、福祉、保健、雇用等の各分野の支援機関が連携して、総合的な支援を行います。
- 香川県相談業務支援ネットワークにおいて関係機関、関係団体との連携を強化し、子どもや子育て等に対する相談・援助活動の充実を図ります。

【数値目標】

	目標項目	計画策定時	目標(令和6年度)	
8	利用者支援事業実施か所数 (基本型・特定型・母子保健型)	31 か所(H31.4)	35 か所	
9	地域子育て支援拠点事業実施か所数	98か所 (H31.4)	101 か所	
10	放課後児童クラブ実施か所数	282 か所(R1.5)	321 か所	

IV 次代を担う子どもたちの教育、育成支援

≪課 題≫

- 全ての子どもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限伸ばして自分の夢に挑戦することが できるよう、教育環境の充実を図る必要があります。
- 技術革新やグローバル化が進展する一方、人口減少や地域のつながりの希薄化など社会が急激に 変化する中で、子どもたちが抱える問題も多様化しています。
- 若者が社会的、経済的に自立できるよう、望ましい勤労観の育成などの支援を進めていくことが 重要です。
- 結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望どおり描けるようにする ためには、その前提となる知識・情報を適切な時期に得ることが重要です。

≪施策の方向性≫

- 確かな学力を育成し、一人ひとりの能力や個性、創造性を伸ばす教育を推進するとともに、豊かな人間性や社会性、健康でたくましく生きるための資質を培う教育を進めます。
- 社会や時代の要請に対応し、教育内容等の充実に努めるとともに、地域の要望や期待を適切に反映した特色ある学校づくりを進めるなど、家庭や地域と連携し、子どもたちの教育や親の学びの応援に取り組みます。
- 子どもが自立した個人として成長し、社会的、経済的にも自立できるよう、望ましい勤労観や職業観の育成、安定就労への支援を推進します。
- 若い世代に対して、結婚、妊娠・出産、子育てに関する正しい知識の普及啓発や子育てマインドの形成に努めます。

1 確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進

(1) 心豊かでたくましい児童生徒の育成

- これからの変化の激しい社会に生きる子どもたちに、「知識・技能」に加え、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」を育むとともに、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養を通じて確かな学力を育成します。
- 教育活動を通して、体験的な学習や問題解決的な学習などの充実を図り、ボランティア活動や 自然体験活動など多様な体験活動を積極的に取り入れ、児童生徒に豊かな人間性や社会性を育む 教育を推進します。
- 学校が児童生徒にとって楽しく学び生き生きと活動できる場であるために、教職員が日頃から 児童生徒との信頼関係を築き、正義感や思いやりの心が育まれるよう、個に応じた積極的な生徒 指導を推進します。
- 社会科や公民科での学習をはじめ、学校教育活動全体を通して、基本的人権の尊重についての 理解を深めるよう努めます。

≪いじめ、不登校の防止や相談体制の充実≫

- 問題行動等の未然防止や早期発見、早期対応のため、教育センターなど学校外における相談体制の充実を図ります。学校内では、児童生徒が悩みを抱え込まず、気軽に相談できるような環境づくりに努め、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や連携を推進します。
- 〇 「中1ギャップ」に対応するため、教員のカウンセリング能力の向上や校内組織の見直しなどを行い、児童生徒の状況に応じた指導の充実に努めます。
- 不登校の児童生徒に対するきめ細かな支援を行うため、学校、家庭、関係機関の連携を進める とともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの一層の活用や、学生ボランティアの学校や教育支援センターなどへの派遣に努めます。
- 香川県いじめ防止基本方針に基づき、いじめを学校における問題として捉えるだけではなく、 教育や福祉等の関係機関をはじめとして、児童生徒を取り巻くすべての関係者がいじめ問題の解 決に向けて取り組みます。

(2) 一人ひとりの能力や個性、創造性を伸ばす教育の推進

- 児童生徒に基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けさせ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、バランスのとれた確かな学力を育成することにより、主体的に判断する生きる力を育みます。
- 児童生徒一人ひとりの望ましい勤労観や職業観を育て、職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、夢や希望をもって将来の生き方を設計し、適切に進路を選択できるよう、発達段階に応じた系統的・継続的なキャリア教育を推進します。
- 県立高校が活力に満ち、時代の変化や社会の要請に即した多様な教育を展開することにより、 生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばす教育を推進します。
- 児童生徒の個性や能力、地域の実態などに応じた教育を進めるため、学校指導・運営体制の充実に努めます。

(3) 社会の変化に対応した教育

- 国際化の進展に対応するため、広い視野を持ち、異文化を理解、尊重する態度や異なる文化を 持った人々とともに生きていく資質や能力を育成するため、外国人との交流を深めるなど、国際 理解教育を推進するとともに、外国語による実践的なコミュニケーション能力を身に付けるため、 外国語指導助手(ALT)の活用や海外語学研修等への支援に取り組みます。また、外国人児童生 徒が安心して日本で学校生活が送れるよう、受け入れ体制の整備に努めます。
- 情報や情報手段を主体的に選択し、活用する情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ります。また、情報モラルに関する指導を充実させます。

- 人間と環境のかかわりについての理解を深め、環境保全や資源の有効活用など環境に配慮した 生活や行動ができる豊かな人間性を育むため、自然体験や社会体験、リサイクル活動、緑化活動 など、幅広い環境教育を推進します。
- 科学技術の急速な進展と産業構造の変化の中、理科教育や科学教育を充実させるため、大学との連携による公開講座等の取組みを進めるとともに、研究者招へい講座などを実施し、将来有為な科学技術系人材の育成に努めます。
- 児童生徒の福祉に対する理解を深めるとともに、自発的な社会参加を促進するため、社会福祉 施設における入所者との交流や介護などの体験活動、地域での福祉ボランティア活動、高齢者、 障害者、乳幼児との交流活動の機会などの充実を図ります。
- 国際化、情報化など、社会の変化に対応するための私立学校における取組みを支援します。

(4) 信頼される学校づくり

- 各分野において優れた知識や技術を有する社会人を講師として招へいしたり、学校の教育活動 に地域の人々の積極的な参加・協力を求めるなど、社会に開かれた教育課程の実現に努めます。
- 各学校においては、教育方針や特色ある取組み、児童の状況などを家庭や地域社会に説明し、 理解を求め協力を得ることが重要であることから、保護者や地域住民が学校運営に参画する学校 運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を活用して、地域とともにある学校づくりを推進し ます。
- 指導が不適切な教員の認定を行い、教育センター等において問題の内容や程度など個々の教員 の実態に応じた研修を実施し、指導力等の向上を図ります。
- 子どもの人権に十分配慮し、一人ひとりの個性を大切にした教育に努めるとともに、子ども同士がお互いのよさを大切にし、認め合う学校づくりを一層推進します。
- 私立学校における特色ある学校づくりを支援します。

(5) 教育環境の整備

- 子ども一人ひとりの個性を尊重し、子どもが主体的に学べる魅力ある学校づくりを進めるため、 教育内容や教育方法の多様化に対応し、学習や生活活動の場としてふさわしいゆとりとうるおい のある施設づくりを行うなど、教育環境の整備充実を図ります。
- 教育センターにおける教員のライフステージに応じた研修や教育相談、学校や教員の教育活動 を支援するカリキュラムセンター事業などの充実に努めます。
- 私立学校における教育内容・方法の多様化に対応した教育環境の整備を支援します。

2 家庭教育への支援の充実

(1) 広報啓発活動の推進

- 明るく楽しい家庭づくりを推進するため、毎月第3日曜日の「家庭の日」の普及啓発に努める とともに、ポスターなどの啓発作品の募集やカレンダーの作成・配布、家庭教育に関するイベン トの開催などを通じて、家族のきずなの大切さや家庭の果たす役割の重要性に対する意識の高揚 に努めます。
- ○家庭教育の重要性や家庭教育を社会全体で支援する必要性について、県民の理解を深めるため、 子どもたちの夏休み期間であり、家族や地域住民とふれあう機会が多くなる7月・8月の「家庭 教育啓発月間」を中心に、家庭教育に関する広報啓発活動に努めます。
- 乳幼児や児童生徒を持つ保護者を対象に、家庭教育の諸課題について必要な情報を提供し、子 どもの発達段階に応じた家庭教育に関する啓発・学習資料などを作成配布することにより、家庭 教育に関する広報啓発に努めます。
- 従業員の家庭教育を応援する取組みを行う企業等と協定を締結し、家庭の教育力の向上に努めます。

(2) 多様な学習機会や交流の場の提供と相談体制の充実

- 心身の健康をはぐくみ、基本的な生活習慣等を身につけるうえで重要な役割を担う家庭の教育 カの充実を図るため、保護者などに対する多様な学習機会を提供します。
- 子育て中の保護者同士が情報を交換する場を提供することにより、子育てについての気づきを 促すとともに、親同士のネットワークづくりを推進します。
- 将来子どもを非行に走らせず、豊かな心と思いやりの心を持たせるために、少年補導担当者が、 保育所、幼稚園、認定こども園に赴き、保護者等に対してチャイルドケア教室を開催し、家庭に おけるしつけ教育の重要性について啓発に努めます。
- 子育て・家庭教育の不安や悩みを抱えた親などを支援するため、電話相談や面接相談の実施な ど、相談体制の充実に努めます。

(3) 指導者の養成

○ 子どもの地域での体験活動や交流活動を支援できる人材を養成します。

3 地域の教育力の向上

(1) 学校、家庭、地域の連携

○ 地域と学校がパートナーとして連携・協働する「地域学校協働活動」を推進するための組織的・ 継続的な仕組みづくりに努めます。

(2) 多様な体験・交流活動機会の提供

- 子どもがさまざまな人々との交流や生活体験、社会体験を積み重ねることによって、社会性や 地域の一員としての自覚を身につけるよう、校区会議などによる地域における多様な活動機会の 提供を促進します。
- 老人クラブによる地域の見守り活動などを通じ、高齢者とのふれあい等を促進することにより、 高齢者への理解を深めます。
- 障害者社会参加推進センターの取組みや、障害児本人、家族等への情報提供などを通じて、障害児の社会参加や交流活動を促進します。
- 内閣府事業に協力し、青年の海外派遣や諸外国の青年の受入れを行うなど、国際交流活動の機会を提供し、活動を支援します。
- 豊かな自然の中での集団生活や野外活動などのさまざまな体験活動を通じて、子どもの豊かな 心を育むとともに、創造性や忍耐力、社会性などを養います。
- 本県の豊かで美しい自然や、快適な生活環境を将来にわたって守り育てていくためには、県民 一人ひとりが主体的に環境保全に取り組む必要があり、幅広い場において環境教育・学習の機会 を充実し、地域全体で環境教育・学習の充実に取り組みます。
- 次世代のみどりづくりを担う子どもたちが、みどりを守り育てる活動を実践している「緑の少年団」の活性化を図るため、活動に必要な支援を行います。
- 子ども会をはじめ、少年団体の活動などによる年齢の異なる子ども同士の交流など、子ども同士の相互理解やふれあいを促進する機会の提供に努めます。
- 豊かな自然環境、作物のもつ生命力など農業・農村の持つ多面的機能に触れる農業および農村 体験学習を実施し、若い世代や子どもたちへ伝えたいくらしの知恵や伝統文化の伝承に努めると ともに、食と農林水産業を結ぶ教育を促進します。
- 学校の余裕教室、公民館や児童館などを活用して、すべての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、放課後や週末におけるスポーツ活動・文化活動などのさまざまな体験活動や地域住民との交流活動を支援します。
- 高度情報化の進展に対応できるよう、情報通信技術に触れる場や、情報通信技術を学ぶ機会の 提供に努めます。

(3)子ども読書活動の推進

- 〇 家庭での読書習慣が定着するよう、4月23日の「子ども読書の日」にちなみ、毎月23日を含む週(日曜日から土曜日)を「23が60家庭読書週間」と位置づけ、子どもがいる家庭において、家族で一緒にその一週間に合計60分以上を目標に読書活動に取り組む運動を展開します。
- 保育所、幼稚園、認定こども園等における読み聞かせや学校での一斉読書活動などの取組みの 一層の普及を図るとともに、地域のボランティアによる読み聞かせやおはなし会などの活動を促進します。
- 4月23日から5月12日までの「こどもの読書週間」を中心に、市町、学校およびボランティア団体等と連携した全県的な読書啓発イベントを開催し、県民の間に広く子どもの読書活動の意義や重要性についての理解と関心を深めるよう努めます。

(4) 文化芸術環境の整備と文化芸術活動の促進

- 子どもが優れた芸術を鑑賞することができるよう、国内外の優れた舞台芸術公演や美術展覧会 を開催するとともに、県内で行われる文化芸術活動への支援を行うなど、文化芸術の鑑賞機会の 充実に努めます。
- 県の文化施設において子ども向けの創作活動事業や参加体験型事業を実施し、文化にふれあう機会の充実に努めます。
- 幼児や小・中学生、高校生の文化芸術活動を奨励するとともに、専門的な指導を直接受ける機会を提供し、文化芸術の担い手となる人材を育成します。
- 県内各地に伝わる特色ある伝統芸能や民俗行事を継承し、地域の連帯感や豊かな郷土愛を涵養するため、後継者の育成を図ります。
- 地域の文化財を積極的に活用し、子どもたちが郷土の歴史や文化を知り、地域に誇りが持てるよう、歴史学習や体験活動を推進します。

(5) 社会教育施設などの整備と社会教育活動の充実

- 公民館や図書館など、身近な社会教育施設の整備を促進し、子どもの多様な学習機会の提供に 努めます。
- 図書館での親子読書会や公民館での世代間交流、少年自然の家での体験活動など、社会教育施設における活動の充実を促進します。

4 次代の親の育成

(1)子育てマインドの形成

○ 将来親となる中学生・高校生などの若い世代を対象に、保育所、幼稚園、認定こども園等への 訪問や乳幼児健康診査などの機会を活用した乳幼児とのふれあい体験学習などを通して、乳幼児 への理解と関心を高めるとともに、乳幼児と適切に関わることができる態度を育てます。そして、 男女がともに子育てを行う意義や子育ての喜びなど、子育てマインドの形成に努めます。

(2) 結婚、妊娠・出産、子育てに関する正しい知識の普及啓発

○ 中学生や高校生、大学生などの結婚や妊娠をイメージする前の若い世代が、結婚、妊娠・出産、 子育てを含んだ人生設計を考え、将来のライフデザインを希望どおり描けるよう、男女の体や妊娠・出産の仕組み、妊娠・出産における健康的な生活や母子等の愛着形成の重要性など、結婚、 妊娠・出産、子育てに関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、望まない妊娠について考える機会を提供します。

(3) 生涯を通じた女性の健康支援体制の推進

O 女性のライフステージに応じて的確に自己の健康管理を行うことができるよう、女性の健康支援に関する専門的知識を有する医師、保健師、助産師等による健康相談や健康教育の充実に努めます。

(4) 男女が協力して家庭を築くことの意識の醸成

- 男女が互いに協力し、家庭を築くことの重要性を認識し、家族関係をよりよくしようとする家庭科教育の充実を図るなど、学校教育全体を通じて男女平等を推進する教育の充実を図るとともに、学校生活の中で男女がともに協力しながら活動する機会の提供に努めます。
- 男女がともに家庭生活や地域に一層関わることができるよう、広報・啓発や学習機会の提供などに努めます。
- 父親の家事、子育て、地域社会活動や地域教育活動などへの積極的な取組みを促進するため、 家庭や地域、企業などに対する啓発活動を推進します。

(5)薬物乱用防止対策等の推進

- 飲酒、喫煙の問題は、法律で禁止されている未成年のみならず、成人にとっても心身の健康に与える影響が大きいため、その危険性に関する正しい知識の普及や情報の提供に努めます。また、子どもへの喫煙防止教育の充実に努めます。
- 大麻、危険ドラッグなどの薬物禍から子どもを守るため、麻薬・覚せい剤・シンナー禍対策推 進員による地域に根ざした薬物乱用防止啓発活動を強化するとともに、学校薬剤師会や警察など と連携して薬物の危険性についての正しい知識の普及啓発に努めます。

(6) 若者の職業的自立の支援

- 若年者が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり、主体的な職業選択や高い職業 意識の育成が図られるよう、企業現場の見学会や実習・研修的な就業体験であるインターンシッ プへの支援に取り組みます。
- 若年者が自立し、安定した職業生活や家庭生活を営むことができるよう、ニート・フリーター等に対する個別相談の実施や、セミナー開催、就労体験等による就業意欲の醸成を図るとともに、若年者と企業とのミスマッチを解消するため、職業訓練から職業選択、就職に至る一貫した支援を行い、若年者が自ら職業意識や職業能力を身につけ、望ましい職業人となれる環境づくりに取り組みます。
- 職業経験が十分でない若年者を対象とした就労支援施策について周知し、正規就労をめざす若年者の安定就労を促進します。

【数值目標】

	目標項目	計画策定時	目標(令和6年度)
11	「学校に行くのは楽しいと思う。」に肯 定的に回答する児童生徒の割合	小学生:80.0% 中学生:79.7% (R1)	小学生:84.0% 中学生:83.7%
12	親子読み聞かせ教室に参加した保護者 の割合	67.0% (H30)	75.0%

V 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備

≪課 題≫

- 就労の継続を希望しているにもかかわらず、仕事と子育ての両立が困難であるという理由で、出産を機に退職する女性が少なからずいます。また、子育て期である 30 代、40 代の男性の長時間労働は高い水準であり、父親の子育ての意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児時間は依然として少ない状況です。
- 妊婦や子ども連れが安心して外出できる環境や、安心して遊べる場の整備など、子どもや子育て 家庭にやさしいまちづくりが必要とされています。
- 子どもが性犯罪や誘拐、声掛け事案等の被害や交通事故に遭わないよう、安全で安心できるまちづくりが必要です。また、子どもの非行や犯罪を防止するとともに、インターネット等による有害情報から子どもを守る必要があります。
- ゲームやインターネットの過剰な使用は、依存症につながることや、睡眠障害、ひきこもりといった二次的な問題まで引き起こすことなどが指摘されており、本県でも、スマートフォン等の普及、使用開始年齢の低年齢化などに伴い、ネット・ゲーム依存が疑われる子どもたちが増加していると考えられます。
- 子育てや教育に伴う経済的な負担が、理想の人数の子どもを持たない理由となっています。

≪施策の方向性≫

- すべての人が今までの働き方を見直し、仕事と生活のバランスがとれた多様な働き方を実現できるよう、職場優先の意識など、働きやすい環境づくりを阻害する職場における慣行その他の諸要因の解消に向け、国や関係機関等と連携を図りながら、「働き方改革」の推進に努めます。
- 育児休業制度の普及定着など雇用環境の整備を支援するとともに、社会全体で働き方を見直し、 働きながら子育てしやすい環境の整備に努めます。
- 公共的施設や道路交通環境などの生活環境において、広く子育てバリアフリーを推進するとともに、子どもが安心して集い遊べる場、自然とふれあえる場などの環境整備を進めます。
- 犯罪被害や交通事故から子どもを守るため、安全で安心なまちづくりを地域と連携して推進します。
- 子どもの非行防止を推進するため、専門的な相談体制を強化し、学校、家庭、地域、関係機関とのネットワークを充実させるとともに、子どもたちが有害情報に巻き込まれないよう、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進します。
- ネット・ゲーム依存の対策に当たっては、社会全体で対応を行っていく必要があり、依存状態に 陥ることを未然に防ぐための正しい知識の普及啓発や早期発見・早期治療のための相談支援、医療 提供体制の充実など総合的な対策を推進します。
- 負担の公平性、施策の効果や適切な役割分担などを考慮しながら、子育て家庭に対する経済的負担の軽減に努めます。

1 仕事と家庭生活の両立支援

(1) 多様な働き方の実現と働き方の見直し

- 働く人々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できるよう、「働き方改革」の推進に 向けた普及啓発に努め、県民の意識の向上に努めます。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が従業員数 100 人を超える企業には義務付けられている中、策定が努力義務とされている従業員数 100 人以下の中小企業に対して、計画の策定を働きかけることにより、労働者が働きやすい雇用環境の整備を行う事業主の取組みを促進します。
- 子育て期には、仕事と子育てを両立できるよう、育児休業、短時間勤務や子どもの看護休暇制度などの利用の促進に努めるとともに、子育て行動計画策定企業認証マークの取得を推進します。また、働き方改革や男女共に安心していきいきと働き続けることができる環境づくりに取り組む企業の表彰など、積極的な取組みを行う企業を奨励することにより、働きやすい職場環境づくりに向けた気運を醸成します。
- 働くすべての人が、仕事と生活のバランスがとれた多様な働き方を選択でき、家庭生活や地域 に一層関わることができるよう、広報啓発や学習機会の提供などに努めます。
- 農林水産業は、生活と生産の場が一緒になりがちで労働時間等が曖昧になりやすい傾向がある ため、家族経営協定の推進により、就業条件や家事・育児を含めた役割分担を整備するとともに、 法人化等、企業的な経営管理が可能な経営体の育成を推進します。

(2) 育児休業を取得しやすい環境の整備

- 経営者や管理職を含めた職場の意識改革を促し、男性が育児休業を取得し、育児に参加できる 環境の整備に努めます。
- 育児休業制度の定着を図るため、制度の趣旨や内容についてホームページ等による広報啓発を 行い、育児休業制度の周知啓発に努めます。
- 子育て家庭が子どもとふれあう時間を十分確保できるよう、育児中の時間外労働の制限や深夜 業の免除などについて、周知啓発を図ります。
- 育児休業を取得した労働者が円滑に職場復帰できるよう取り組む事業所に対する支援制度に ついて、周知啓発に努めます。
- 育児休業の取得を促進するため、育児休業給付金等の経済的な支援制度について、周知啓発に 努めます。

(3) 働きながら子育てをしやすい環境の整備

≪雇用環境の整備≫

- 労働基準法や男女雇用機会均等法による妊娠中や出産後の母性保護規定等の周知を図り、母性 保護や母性健康管理の適切な実施等に努めます。
- それぞれの事情に応じて、男女ともに働きながら、子育てが可能となるよう、育児休業等を取得しなすい雇用環境の整備を促進します。
- 自らの意思により、妊娠、出産、子育て期を経ても働き続けることを望む女性が、その個性と能力を十分に発揮し、活躍することができるよう、職業能力の開発や雇用環境の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

≪事業主の取組みの促進≫

- 仕事と育児・介護を両立するための制度の一層の定着促進を図るとともに、労働時間の短縮等の就業条件の整備と労働福祉の充実など、育児や介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境を整備する企業を支援します。
- 優れた一般事業主行動計画を策定し、働きながら子育てしやすい職場環境づくりに取り組む県内の中小企業(常時雇用者数 100 人以下)を「子育て行動計画策定企業」として認証します。また、働き方改革や男女共に安心していきいきと働き続けることができる環境づくりに取り組んでいる企業等の自主宣言である「かがわ働き方改革推進宣言」や「かがわ女性キラサポ宣言」を県ホームページで広報するなど、その取組みを支援します。







子育で行動計画策定企業認証マーク

かがわ働き方改革推進宣言

かがわ女性キラサポ宣言

≪子育てのために退職した者の再就職支援等≫

- 出産や育児などを理由に退職した者の再就職の機会を確保するため、事業主に対する再雇用制度の普及啓発に努めるとともに、再就職希望者への支援制度の周知を図ります。
- 再就職を希望する退職者等に対して、公共職業能力開発施設等での職業訓練の実施により、職業能力の開発を支援します。
- 育児中の求職者が安心して求職活動ができるよう、保育所の受入体制の充実を図るとともに、 求職中も一時預かり事業など地域子ども・子育て支援事業の利用ができることについて、周知に 努めます。

2 バリアフリーの推進など、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり

(1)公共的施設等における子育でバリアフリーの推進

- 妊婦、子どもおよび子ども連れをはじめ、誰もが安心して、積極的に社会参加を促進するため、「香川県福祉のまちづくり条例」に基づいた公共的施設や公共交通機関などのバリアフリー化を推進します。また、妊産婦などの移動に配慮した社会づくりを推進するため、「かがわ思いやり駐車場制度」の普及と適切な駐車場利用の促進を図ります。
- 妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりづらい方が、周囲の 方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」の 普及啓発に努めます。
- 親子連れの外出をサポートするための取組みとして、駅、劇場、美術館、博物館、デパートや 店舗など、公共性の高い施設への授乳室や子ども用トイレなどの整備を促進します。
- 都市公園、河川空間、海岸保全施設において、妊婦、子どもおよび子ども連れが安心して楽しめ、自然とふれあえるよう、公園における段差の解消等や、親水性のある河川空間、海岸保全施設の整備を推進します。

≪子育てバリアフリーの意識啓発等の推進≫

- 市町と連携を図りながら、障害のある子どもの理解を深めるための意識啓発を行います。
- 乳幼児を持つ親などを対象とした講座や研修会、イベントなどを開催する場合には、必要に応じて臨時の託児室の設置を促進するなど、子ども連れでも参加しやすい環境づくりに努めます。

(2) バリアフリー化など安全で安心な道路交通環境の整備

- 子どもや子育て家庭が安心して外出できるよう、生活道路の交通安全対策を進めるとともに、 バイパス道路の整備などにより、生活道路から大型車両などの通過交通を排除します。
- 子どもや子育て家庭が安心して外出できる道路空間を確保するため、自転車やベビーカーなどが通りやすい、幅が広く、段差のない、安全な自転車歩行者道の整備を推進するとともに、電線類の地中化、道路照明灯の設置など、ゆとりある道路環境の整備を図ります。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、公共交通機関における 車両等のバリアフリー化を促進します。
- 関係機関が連携して、生活道路等において、最高速度の区域規制やバリアフリー対応型信号機 などの整備を図るほか、子どもの視点に立った通学路の交通安全点検を行い、緊急性や設置の効 果等を勘案して、より必要性の高いものから交通規制や交通安全施設の整備に努めます。

(3)子どもが安心して集い遊べる場の確保

≪児童館の整備促進と活動の充実≫

○ 児童に健全な遊びや体験活動の場を提供して、子どもたちの健康を増進し、情操を豊かにする とともに、子ども会等の地域組織などの活動のほか、放課後児童の健全育成の場となる児童館の 整備を地域の実情に応じて促進します。 ○ 児童館活動の充実のため、子どもの視点に立った魅力あふれる事業や継続性、発展性のあるプログラムを展開するとともに、休日開館など、地域の実情に即した運営体制の整備を促進します。

≪公園などの身近な遊び場の整備促進≫

- 子育て家庭のゆとりある快適な生活環境の創造や、子どもや家族がともに利用できる遊び場を確保するため、身近な街区公園、近隣公園、緑地など安全・安心で、緑のある都市公園の整備を図ります。
- 子どもの遊びや活動の場として、公民館などの社会教育施設やスポーツ施設などの身近な施設 の活用を促進し、子どもの健全育成を推進します。

≪さぬきこどもの国(大型児童館)の運営等の充実≫

○ 児童の健全育成の中核的役割を果たすさぬきこどもの国については、老朽化等による施設のリニューアルを図りながら、施設の持つ機能や人材を活用して、子どもに健全な遊びや創造的活動の場を提供します。

≪水や緑のあるうるおいある空間の整備≫

- 身近な緑の保全や都市部における緑化の推進を図るとともに、学校などの公共施設の緑化に努め、子どもの成長に望ましい、うるおいのある環境の整備を推進します。
- 子育て家庭のゆとりある快適な生活環境の創造や、子どもや家族がともに利用できる遊び場を確保するため、身近な街区公園、近隣公園、緑地など安全・安心で、緑のある都市公園の整備を図ります。
- 子どもや子育て家庭が豊かな自然とふれあうことができるよう、自然公園の適正管理や、園地、 休憩所、遊歩道などの利用施設の整備を図ります。
- 子どもが森林の中で遊び、自然観察など、森林や生態系に関するさまざまな体験学習ができる場として、森林公園の整備充実を図ります。
- 河川、海岸、ため池、水路などが有する水や緑豊かな空間を活用して、多自然川づくりや親水性のある河原づくり、親水護岸、遊歩道、広場等の整備や砂浜の復元などを行い、うるおいとやすらぎのある水辺空間の創出に努めます。

≪自然環境の保全≫

子どもの成長や子育てにとって大切な本県の豊かな自然環境の保全に努めるとともに、生物の 多様性を確保するため、希少野生生物の保護管理を実施します。

3 子どもの安全を確保するための活動の推進

(1) 安全・安心まちづくりの推進

- 子どもが性犯罪や誘拐、声かけ事案等の被害に遭わないようにするため、関係機関・団体と連携し、地域の犯罪情勢に応じた防犯カメラ等の設置を促進するとともに、防犯灯、防犯ベル等の犯罪防止に配慮した構造設備等を有する道路、公園、駐車場、駐輪場の普及や住宅、店舗等の防犯性の向上を図り、犯罪被害に遭いにくい安全で安心なまちづくりを推進します。
- 学校周辺や通学路において見守り活動等を行う地域住民や学校関係者、防犯ボランティアに対して、地域の安全情報や活動に必要なパトロール資機材の提供等を行うとともに、協働してパトロールを実施するなど、支援や連携を強化します。
- 子どもが被害者となる犯罪の防止のため、各種広報誌・メールマガジンやホームページ等を活用し、声かけ事案の発生状況等の安全情報を積極的に提供するなど、地域住民の自主防犯活動を促進するとともに、学校等との連携を強化し、子どもに対する防犯指導を推進します。

(2)被害に遭った子どもの保護の推進

≪少年相談体制の整備≫

- 少年サポートセンターを中核とした被害児童に対するカウンセリング、保護者に対する助言等を強化するとともに、児童相談所等関係機関の相談窓口との連携強化を図ります。さらに、香川県学校・警察相互連絡制度の充実を図り、学校との連携によるきめ細かな支援に努めます。
- カウンセリングの専門家としての少年補導担当者に対して、専門研修機関における研修を受講 させるなど、カウンセリングの知識、技能の向上を図ります。

≪親子カウンセリングアドバイザー制度の充実≫

○ 臨床心理士、精神科医等によるカウンセリングアドバイザーの助言により、少年補導担当者の 技能の向上を図ります。

≪被害者対策の推進≫

- 犯罪を受けた少年に対しては、犯罪被害者支援部門と密接な連携を図り、被害少年の早期立ち 直り支援を実施します。
- ② 犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言など、学校、警察などの関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。

(3) 子どもの交通安全対策の推進

- 県民総ぐるみの「人も車も 止まる・見る・待つ さぬき路安全運動」を推進し、交通マナー の向上を図るとともに、交通安全教育指導者や交通安全組織の育成強化、交通安全対策に関する 調査研究を推進します。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、学校において、「交通安全教育指針」に基づく、視聴覚に訴える教育手法等を取り入れ、「思いやり」・「譲り合い」精神の醸成に重点をおいた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進し、歩行者や自転車利用者として基本的な交通ルールや交通マナーの向上に努めるとともに、関係機関・団体はもとより家庭や地域とも連携を図りながら、心身の発達段階に応じて子どもと保護者に、道路における危険予測、危険回避の能力を高めることを目的とした交通安全教育を推進します。
- 関係機関・団体と連携した参加・体験型交通教室の積極的な推進により、チャイルドシートの使用効果および正しい使用方法について啓発を推進するとともに、指導者の育成を目的とした幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図り、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりに努めます。また、チャイルドシートの着用を含め、シートベルトの着用徹底に向け、関係機関・団体と連携した広報啓発に取り組みます。
- 「香川県自転車の安全利用に関する条例」に基づき、自転車乗車時の安全を確保するため、乗車用ヘルメットの普及啓発に向けた広報啓発に取り組みます。

(4) 子どもの事故防止対策の推進

- 保育所、幼稚園、認定こども園、学校において、施設内、通園通学路の安全点検や子どもに対する安全教育を実施するとともに、事故防止について、家庭や地域に対する普及啓発に努め、子どもが安全な生活を送ることができる力を育成します。
- 民生委員・児童委員、主任児童委員や地域の団体等の協力のもと、地域での子どもの見守りを 行うなど、子どもの事故防止活動に努めます。
- 地域における児童健全育成関係団体の指導者などを対象に、子どもの事故防止に関する知識の 普及や救急救命法などに関する学習機会の提供に努めます。

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

(1) 子どもの非行防止と社会環境の浄化

- 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」や「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」、「香川県青少年保護育成条例」の効果的な運用を図るため、立入調査・指導などを推進するとともに青少年の健全育成に有害となる興行や広告物、図書等の販売、営業等を規制し、青少年を取り巻く環境の浄化に努めます。
- 年間を通じて非行防止に関する広報啓発活動を行うほか、特に子どもが非行に走りやすい夏休み期間を中心に「夏の青少年非行・被害防止県民運動」を展開し、青少年の非行防止に対する県 民の理解と関心を高めます。
- 非行の原因を究明し、非行の防止の実効を期すため、カウンセリングアドバイザーによる親子 カウンセリングの実施、カウンセリング結果に基づく継続指導の実施に努めます。
- 地域における非行防止活動の中核機関である少年育成センターや、学校、警察等関係機関・団体との連携を密にして、非行防止活動および環境浄化活動の推進に努めます。
- 〇 毎月25日の「県下一斉の街頭補導強化日」の実施等により、警察、学校等の関係機関、少年 警察ボランティアとの協働による街頭補導活動を強化するとともに、少年警察ボランティア等へ の支援を充実させ、地域ぐるみの非行防止・環境浄化を推進します。
- 警察本部、教育委員会、知事部局等で構成する「児童生徒健全育成等連絡協議会」や「香川県学校・警察相互連絡制度」の活用により、学校と警察の連携を一層強化し、児童生徒の健全育成活動を推進します。
- 各学校単位に構築されている学校、警察、保護司、民生委員・児童委員や主任児童委員等から なるネットワークの連携により、児童生徒の健全育成を支援します。
- 中学生自らが非行防止のメッセージを発信する「かがわマナーアップリーダーズ活動」を支援 するとともに、警察本部、教育委員会、知事部局が連携し、学校等での薬物乱用防止教室や非行 防止教室の開催、暴走族その他の非行集団への加入防止および離脱促進などの児童生徒の健全育 成活動を推進します。
- 香川県交通安全県民会議「暴走族対策部会」を中心に、関係機関・団体と連携し、暴走行 為をさせない環境づくりと暴走族を許さない世論づくりの促進を図ります。
- 「香川県暴走族等の追放に関する条例」の効果的な運用を図るとともに、悪質な違反に対する 交通取締りの強化により、暴走族等のいないまちづくりを推進し、県民生活の安全と平穏の確保 および少年の健全な育成を図ります。

≪インターネットにおける有害情報対策≫

- 児童生徒が安心・安全にインターネットを利用できるよう、警察本部、教育委員会、知事部局が連携し、情報モラルに関する指導や啓発活動に取り組みます。
- 青少年がインターネットを通じて犯罪に巻き込まれないよう、インターネットの安全利用や 「香川県青少年保護育成条例」に基づくフィルタリングの設定などの啓発を行います。
- 携帯電話やインターネットによる子どもの有害情報対策に関する保護者啓発を効果的に推進するため、県PTA連絡協議会との緊密な連携のもと、保護者対象の学習会等への講師派遣、保護者の自主的な啓発活動のための指導者養成および保護者の啓発活動に努めます。
- 携帯電話やインターネットによるいじめや有害情報から子どもを守るため、学校でケータイ安 全教室を実施するとともに、地域、学校および家庭における情報モラル教育を推進します。
- インターネットトラブルに関する電話相談事業の充実に努めます。

(2) 地域の健全育成づくりの推進

- 青少年がのびのびと心豊かに育つ環境を整えるため、「青少年は、地域社会から育む」という視点に立ち、学校、警察、少年育成センターなどの関係諸機関、地域住民、民間ボランティアなどによる地域ネットワークの形成を推進します。
- 少年警察ボランティア等の活動の活性化を図り、地域における少年の社会参加活動、居場所づくりの活動を支援していきます。

5 ネット・ゲーム依存対策の推進

(1) 未然防止のための正しい知識の普及啓発

- 子どもの心身の発達に悪影響を及ぼす可能性のあるネット・ゲーム依存については、家庭や学校を含む社会全体で対応を行っていく必要があり、依存状態に陥ることを未然に防ぐための正しい知識の普及啓発に努めます。
- 講演会や出前講座の開催、家庭でのルールづくりなどの啓発活動に取り組み、社会全体でのネット・ゲーム依存に対する危機意識の向上を図ります。
- 児童生徒や保護者に対して、ネット・ゲーム依存に対する正しい知識の周知や予防対策に関する啓発などに努めます。
- 乳幼児期の子どもを持つ保護者に対して、スマートフォン等の適正利用を含むネット・ゲーム 依存に関する広報啓発などに努め、ネット・ゲームの適正な利用について理解と関心を高めます。

(2)相談支援体制の整備

- ネット・ゲーム依存に関する相談に適切に対応するため、教員等を対象に、ネット・ゲーム依存に関する正しい知識の周知に努め、子どもたちを支援する体制の充実を図ります。
- 精神保健福祉センターや各保健所などにおいて、相談支援を行うとともに、医療、保健、福祉等の関係者を対象とした研修会を開催し、早期発見・早期治療のための相談体制の整備を図ります。

(3) 適切な医療提供体制の充実

○ ネット・ゲーム依存を治療できる医療機関の整備を促進するとともに、適切な医療を提供できる人材の養成を図るなど、医療提供体制の充実を図ります。

6 子育てに伴う経済的負担の軽減

(1)子育て費用に対する社会的支援

≪経済的負担を軽減する手当制度等の充実≫

- 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、児童手当制度の周知と適正な支給を図ります。
- ひとり親家庭等の生活基盤を安定させ、社会的、経済的自立を支援するため、児童扶養手当制度の周知を図ります。
- 障害児の福祉の増進を図るため、障害児を養育する保護者に支給される特別児童扶養手当制度 や、重度の障害により日常生活で常時介護を必要とする障害児に支給される障害児福祉手当制度 の周知を図ります。

≪乳幼児医療費などの負担軽減≫

- 医療費の自己負担部分を公費で助成する乳幼児医療費支給事業や未熟児養育医療給付事業等により、乳幼児を持つ家庭の経済的負担の軽減を図ります。また、こども医療費の負担軽減のための新たな措置について国に要望していきます。
- 医療費の自己負担部分を公費で助成するひとり親家庭等医療費支給制度や重度心身障害者等 医療費支給制度により、ひとり親家庭等の子どもや心身に障害のある子どもの健康の増進を支援 し、経済的負担の軽減を図ります。
- 小児慢性特定疾病を抱える子どもの保護者に対し、治療にかかる医療費の助成を行い、早期治療を促すとともに、経済的負担の軽減を図ります。

≪公的資金貸付制度の活用≫

- 子育て中の勤労者家庭の教育費の負担軽減を図るため、教育資金など勤労者福祉資金融資制度 における支援資金の充実に努めます。
- ひとり親家庭等の生活基盤の安定や、子どもの高校、大学等への修学などを支援するため、母子福祉資金等貸付制度の周知を図ります。
- 低所得者世帯などの生活や、子どもの高校、大学等への修学などを支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知を図ります。

≪不妊治療等に係る助成≫

- 不妊治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療(体外受精及び顕微 授精)に要する費用の一部を助成します。
- 不育症により子どもに恵まれない夫婦を支援するため、不育症治療に要する費用の一部を助成します。
- 将来、子どもを産み育てることを望むがん患者等が将来に希望を持って治療に取り組めるよう 支援するため、生殖機能を温存する治療(妊孕性温存治療)に要する費用の一部を助成します。

(2) 保育料や教育費の負担軽減

≪保育料などの負担軽減≫

- 〇 子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために重要な幼児 教育の機会を子どもたちに保障するため、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住 民税非課税世帯の子どもについて、保育所、幼稚園、認定こども園等の費用を無償化します。
- 多子世帯の子育でに係る経済的負担を軽減するため、保育所等入所児童のうち、第3子以降の 就学前児に対する保育料等を減免します。
- 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、3歳未満の第2子および小学校就学前の第3子以降の児童の病児・病後児保育施設の利用料を無料化します。

≪教育費の負担軽減≫

- 子どもの教育に係る経済的な負担を軽減するため、国の動向を踏まえながら各種制度の普及や 活用に努めます。
- 特別支援学校や小・中学校の特別支援学級などにおいて特別支援教育を受ける児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費の活用の促進に努めます。
- 経済的理由により就学が困難な小・中学校の児童生徒に対して、学用品、学校給食や医療などの費用について、市町が援助し国がその経費の一部を補助する要保護児童生徒援助費補助制度の活用の促進に努めます。

≪修学支援の充実≫

○ 教育の機会均等に資するとともに、有為な人材の育成を図るため、経済的理由により修学する ことが困難な高校生や大学生等に対する奨学金制度の充実を図ります。

≪私立学校における教育費等の負担軽減≫

○ 私立学校経常費補助や授業料軽減補助などの助成を通じて、私立の幼稚園や中学校、高校に通う幼児・生徒の保護者の負担の軽減などを図ります。

【数値目標】

	目標項目	計画策定時	目標(令和6年度)
13	子育て行動計画策定企業認証マーク取 得企業数(累計)	231 社 (H30)	85社 (R2~R6)
14	かがわこどもの駅認定施設数	474 か所 (H30)	510か所
15	都市公園面積	1,616ha (H30)	1,628ha

Ⅵ 児童虐待防止対策・社会的養育の充実

≪課 題≫

- 児童虐待は依然として深刻な状況であり、社会全体で解決すべき重要な課題です。
- すべての子どもが健やかに育つことができるよう、地域における子どもや家庭への支援、里親や 児童養護施設等における代替養育など、社会的養育の充実に向けた取組みを推進する必要がありま す。
- 家庭での養育が困難な子どもに対しては、その子どもの最善の利益の優先を考慮し、できる限り 家庭的な環境のもとで代替養育を行う必要があります。

≪施策の方向性≫

- 児童虐待から子どもを守るため、未然防止から早期発見、早期対応、子どもの保護・支援、保護者への指導・支援等、総合的な対策を推進します。
- 児童虐待対策の充実に向け、児童相談所の体制強化を進めるとともに、福祉、保健、医療、教育、 警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制の充実を推進します。
- 子どもが家庭において健やかに養育されるよう、身近な地域において、子どもと保護者に対する 継続的な支援を行うとともに、児童虐待等の理由から、実の親による養育が困難又は適当でない場 合には、できる限り家庭的な環境のもとで代替養育を行います。
- 〇 代替養育については、養子縁組、里親・小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)への委託などの「家庭養育」を進めることを優先しますが、児童養護施設・乳児院等においても、できる限り良好な家庭的環境である、小規模かつ地域分散化された環境のもとで「家庭的養育」がなされるよう、必要な取組みを進めます。

1 児童虐待防止対策の充実

(1) 子どもの最善の利益の優先

○ 体罰によらない子育てを推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない 子育てに関する理解が社会で広まるよう、普及啓発活動に努めます。また、子どもの最善の利益 の優先を図るため、子ども自身や関係機関による児童福祉審議会への申立てができることについ て、周知を行うなど、児童福祉審議会の活用の促進に努めます。

(2) 児童虐待の未然防止・早期発見

≪妊娠中から産後におけるこころの健康の重要性の周知≫

○ 妊娠中や子育て期の不安や悩み、孤立感が児童虐待のリスクとなることから、妊娠中から産後におけるこころの健康の重要性について、市町が行う両親学級や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査などあらゆる機会において、妊産婦とその家族に対して周知を図るとともに、不安や悩みをいつでも相談できる体制を充実します。

≪不安や悩みを抱いている親への早期対応≫

○ 市町や医療機関等との連携・情報共有により、健康診査や家庭訪問等を通して、妊娠・出産・ 子育てに伴う不安や悩みを抱いている保護者や、未熟児、多胎児、障害児を持つ保護者等への早 期対応を図ります。また、養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を把握し、養育支援訪問事 業などの専門的な子育て支援につなげます。

≪相談機関における相談・援助活動の充実≫

○ 民生委員・児童委員、主任児童委員、母子愛育班員、母子保健推進員などの相談・援助活動の ほか、子育てや家庭に関する専門的な相談機関での相談・支援、気軽に相談できる電話相談事業、 メール相談等の充実に努めます。

≪児童虐待防止の広報啓発≫

○ チラシ・ポスターの配布や講演会を行うなど、児童虐待防止やDV(ドメスティック・バイオレンス)が子どもに及ぼす影響等について広く県民に広報啓発を行います。併せて、早期発見・早期対応の観点から、全国児童相談所共通ダイヤル「189(いちはやく)」やDVに関する相談先についての周知を行い、相談・支援につながりやすい仕組みづくりを進めます。

≪関係機関との連携強化≫

- 児童相談所と市町その他の関係機関との適切な役割分担、連携を図るため、児童相談所は、市町をはじめ、学校、警察、医療機関、児童福祉施設、保健所その他の関係機関との連携の強化を推進します。
- 市町の相談体制の充実を促進するため、児童相談所を中心として、児童虐待に関する各種情報の提供、技術的助言、連絡調整、職員研修の実施など、市町への支援に努めます。また、市町の要保護児童対策地域協議会において、児童相談所が技術的助言を行うなど、協議会の機能強化や効果的運営を支援します。
- 介入的な関わりを要するなど対応が困難なケースには児童相談所が主体的に関与することを 前提として、ケースに関する市町との積極的な情報共有、支援方針の協議などの協働に努めます。

- 児童虐待を受けた子どもや保護者に対する医療的ケアの重要性を踏まえ、地域の医療機関との協力、連携体制の充実を図るとともに、児童相談所が援助方針の検討を行う当たっては、必要に応じて医師等の助言も活用します。
- 児童虐待を受けた子どもと家族の自立のため、市町の要保護児童対策地域協議会において、市 町、学校などの関係機関が情報共有を図るとともに、長期的な支援に努めます。

(3) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- 児童相談所におけるケースの組織的な管理・対応、適切なアセスメント等を可能とするための 職員の適切な配置、法的・医学的・教育的な専門性を要する対応を行うための体制強化、保護者 への指導・支援を行うための専門性の確保等を図ります。
- 児童相談所において、市町や警察などの関係機関と連携し、児童虐待を受けた子どもの安全確認や安全確保のため、迅速な対応を行います。また、必要があるときには、立入調査や裁判所の許可を得て臨検・捜索を行います。
- 委託一時保護も含め、一時保護を必要とする子どものニーズや特性に応じた個別的なケアを行う環境や体制の充実等を図ります。

(4) 児童虐待の再発防止・自立支援

- 児童虐待の再発防止のため、児童相談所等において、児童虐待を行った保護者等に対する家族 再統合プログラムを実施します。
- 児童虐待を受けた子どもと家族の自立のため、市町の要保護児童対策地域協議会において、市 町、学校などの関係者が情報共有を図るとともに、長期的な支援に努めます。

(5) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

○ 児童虐待による死亡事例など、児童虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例が生じた場合は、当該事例について検証を行い、その結果に基づき必要な措置を講じ、死亡事例等の再発防止のための措置を講じるとともに、市町が行う検証を支援します。

2 社会的養育の充実

(1) 家庭と同様の環境における養育の推進

≪家庭養育の推進≫

- 社会的養育は、できる限り家庭的な環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係のもとで行われる必要があります。そのため、家庭以外の場所における代替養育を検討する場合は、原則として、家庭的・個別的なケアを行える里親委託等(里親、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム))を優先して検討します。
- 里親委託を推進するため、里親制度の普及啓発により新規里親の開拓を行うとともに、里親に対する研修会や相談支援の実施、里親相互の連絡や情報交換の場の提供、里親の休息のために一時的に委託児童を児童養護施設や乳児院で預かるレスパイト・ケアの実施など、里親に対する支援の充実に努めます。
- 児童虐待等の行為により、心身に有害な影響を受け、保護者からの養育を受けることが困難な子どもたちについては、専門里親を活用することにより、家庭的な環境のもとで養育を行うとともに、家庭復帰を前提として問題性の改善や治療を図り、自立を支援します。
- 家庭養育の推進のため、養育者の住まいで一定人数の子どもたちを養育する小規模住居型児童 養育事業(ファミリーホーム)を促進します。

里親の種類

	何らかの事情により、保護者のいない子ども、または保護者に監護させることが不
	適当な子ども(以下「要保護児童」という。)を、養育していただく里親です。養育の
養育里親	経験と専門的知識を生かし、児童虐待を受けた子どもや非行、発達障害など特別なニ
	ーズを有する子どもを養育していただく専門里親も含まれます。
	所定の研修を修了していることが認定要件になります。
	保護者が、死亡、行方不明または拘禁等により、子どもを養育できなくなったとき
親族里親	に、子どもの扶養義務者およびその配偶者である親族で、適当と認められた方に養育
	していただく里親です。
養子縁組	要保護児童について、養子縁組によって養親となることを希望される方に、その方
里親	との養子縁組が成立するまで養育していただく里親です。

≪家庭的養育の充実≫

○ 児童養護施設等(児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設)における養育について、できる限り家庭的な養育環境(小規模グループケア、グループホーム)の形態としていくため、施設の小規模かつ地域分散化を推進するとともに、高機能化および多機能化、機能転換に向けた取組みを支援します。また、これらの取組みを進めるに当たっては、市町と連携し、地域の理解と協力が得られるよう努めます。

(2) 児童養護施設等の施設におけるケアの充実、人材の確保・育成

- 児童養護施設等におけるケアの充実を図るため、子どもへの個別面接等を行う個別対応職員、 保護者等への支援を行う家庭支援専門相談員、里親委託の推進と里親支援の充実を図る里親支援 専門相談員、虐待を受けた子ども等に心理療法を行う職員、医療的ケアを行う看護師、自立支援 計画の作成・進行管理や職員の指導を行う基幹的職員(スーパーバイザー)の配置を推進します。
- 児童養護施設等に入所している子どものうち、家庭への一時帰省が困難な子どもに対し、週末 や休暇期間中などに、短期間、家庭生活を体験してもらう施設入所児童家庭生活体験事業を推進 します。
- 児童自立支援施設については、発達障害児・被虐待児童への個別指導、親子関係改善への支援、 退所後のアフターケアなどの機能向上を図ります。
- 代替養育の質を確保するため、その担い手となる職員の確保とその専門性の向上のための研修 を実施します。

(3) 自立支援の充実

- 代替養育を受けていた子どもが地域生活を送るために必要な支援が得られるよう、相談体制の 整備に努めます。
- 児童養護施設等を退所し、就職する子ども等の社会的自立を促進するため、必要に応じ、居住 費や生活費に関する支援を行います。

(4) 家族支援、地域支援の充実

- 親子関係再構築、家庭復帰に向けた家庭環境の調整、家庭復帰後の児童虐待の再発防止などの 家族支援のため、施設職員の研修等による家族支援体制を強化し、児童家庭支援センターの積極 的活用を図るとともに、児童相談所、市町など関係機関との連携を推進します。
- 〇 母子生活支援施設については、児童相談所や婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、福祉 事務所等と連携し、母親と子どもとの関係性に着目した支援を推進します。

(5) 子どもの最善の利益の優先に向けた取組み

- 児童養護施設等において、子どものプライバシーに配慮した生活環境の整備に努めます。
- 児童養護施設等において、第三者機関による苦情解決制度など意見や苦情を密室化させない制度の普及・充実に努めます。
- 児童養護施設等におけるサービスの質の向上や利用者が福祉サービスの内容を十分把握できるようにするため、福祉サービス第三者評価の実施を促進します。
- 児童養護施設等に入所する子どもへの虐待の禁止について、施設職員等への周知を徹底するとともに、入所児童等や関係機関への周知等その予防に取り組みます。
- 児童養護施設等に入所する子どもの虐待に関する通告や子どもからの届出があった場合の措置等に関して、被措置児童等虐待対応ガイドラインに沿って適切に対応します。

【数値目標】

	目標項目	計画策定時	目標(令和6年度)		
16	家族再統合プログラム実施件数(累計)	74件 (H30)	380件 (R2~R6)		
17	養育里親登録数	57世帯(H31.4.1)	87 世帯		
18	里親等委託率	25.9% (H30)	35.2%		

Ⅲ 困難な環境にある子どもや家庭への支援

≪課 題≫

- ひとり親家庭等では、子育てと生計の担い手という二重の役割をひとりで担うこととなり、厳し い経済状況下で、子どもの養育、収入、仕事、住居等の面でさまざまな困難に直面し、心身ともに 大きな負担となっています。
- 子どもの現在および将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していけるよう、子どもの貧困対策を推進する必要があります。
- 障害のある子どもが、それぞれの障害や個性に応じて、地域で自分らしく暮らしていくための仕組みづくりや、多様な障害に対応した支援が必要です。
- 人工呼吸器を装着している障害児など、日常生活を営むために医療を要する状態にある子ども、いわゆる「医療的ケア児」やその家族等が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、教育その他の各関連分野の支援が受けられるよう支援体制の構築に取り組むことが必要です。

≪施策の方向性≫

- ひとり親家庭等が自立し、安心して子どもを育てることができるよう、関係機関と連携し、相談機能の充実、子育てや生活への支援、就業への支援、経済的支援に努めます。
- 「香川県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、教育の支援、生活の安定に資するための支援、 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援により、子どもの貧 困対策を総合的に推進します。
- 本県における障害者福祉の基本計画である「かがわ障害者プラン」に基づき、障害のある子どもがその持てる個性や能力を最大限に発揮しながら充実した人生を送ることができるよう、支援体制づくりを推進します。
- 医療的ケア児やその家族等が、その心身の状況に応じた適切な支援が受けられるよう保健、医療、 福祉、保育、教育等の関係機関の連携の一層の促進を図るため、協議の場を設置するとともに、そ の支援体制の構築を推進します。

1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

(1) 就業・自立支援の充実

- ひとり親家庭の親の就業を促進するため、母子家庭等就業・自立支援センターを活用し、就業相談や講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供に努めます。また、就業支援の実施に当たっては、ハローワークと十分に連携し、効果的な実施に努めます。
- ひとり親家庭の親の自立支援を図るため、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金 等事業の周知を図り、積極的な能力開発の取組みを支援します。
- ひとり親家庭の親の自立を促進するため、母子・父子自立支援員による就労相談・生活支援活動の充実を図るとともに、研修会を通して母子・父子自立支援員の資質の向上に努めます。

(2) 子育て・生活支援の充実

- ひとり親家庭等の子育てや生活への福祉事務所、母子・父子福祉団体などによる相談・支援体制の充実を図るとともに、孤立を防ぐため、ひとり親家庭等相互の交流が円滑に行われるように努めます。
- ひとり親家庭の親が、技能習得のための通学、就職活動、学校等の公的行事への参加、病気等により一時的に生活援助や保育が必要な場合、または生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣して日常生活のサポートを行います。
- 住宅に困窮しているひとり親家庭等が、公営住宅へ優先的に入居できるよう配慮します。
- 非同居親との面会交流は、子どもの健やかな育ちを確保するうえで有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであることなどから、子どもの意思を尊重したうえで、父母間の合意がある場合には、継続的な面会交流を支援できるよう環境を整備します。また、養育費の取決め方法や法制度に関する情報提供、相談等を行い、養育費の確保に向けた支援にも努めます。
- ひとり親家庭等の子どもの学習を支援するとともに、子ども等から気軽に進学相談を受けることができる環境の整備に努めます。

(3)経済的支援の充実

○ ひとり親家庭等の生活基盤を安定させ、社会的、経済的自立を支援するため、児童扶養手当制度、ひとり親家庭等医療費支給制度や母子福祉資金等貸付制度の周知を図ります。

2 子どもの貧困対策の推進

(1)教育の支援

○ 家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるよう、幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上、地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築、高等学校等における修学継続のための支援、大学等進学に対する教育機会の提供、特に配慮を要する子どもへの支援、教育費負担の軽減、地域における学習支援など教育の支援を行います。

(2) 生活の安定に資するための支援

○ 子どもたちが学習に集中し、教育が身につくためには、毎日の生活を、経済面だけでなく、身体的・精神的にも安定して送れることが重要であることから、親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援、保護者や子どもの生活支援、子どもの就労支援、住宅に関する支援、児童養護施設退所者等に関する支援、支援体制の強化など、生活の安定に資するための支援を行います。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

○ 安定した生活を送るためには、基本的な家計収入という点で、親の就労状況が安定していることが重要であることから、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援を行います。

(4) 経済的支援

○ 親の就労だけでは十分な収入が得られない場合は、公的な支援も活用して経済基盤が保たれる ことが重要であるため、ひとり親家庭の養育費の確保の推進、子育て世帯への経済的負担の軽減 や医療費の助成などの経済的支援を行います。

(5) 行政、相談・支援機関、地域の役割と連携の推進

○ 子どもの貧困対策を総合的に推進し、より効果的な支援を行うため、行政、相談・支援機関及び地域がそれぞれの役割を担いながら、相互理解と連携意識を深め、協力して支援を実施できる 支援体制の構築に努めます。

3 障害児施策の充実

(1) 地域の療育支援体制の整備・充実

- 障害のある子どもが十分な教育や療育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備の充実を図るとともに、能力や可能性を最大限に伸ばし、積極的に社会に参加する人間に育てるために、一人一人の障害特性等に応じた教育や療育を行います。
- 地域において通園できる療育の場として、放課後等デイサービスや児童発達支援の普及を図る とともに、これら障害児通所施設の確保に努めます。
- 児童発達支援センターの設置を促進し、医療機関や保育所等と連携を図りながら保育所等訪問 支援や専門的支援を行うことにより、発達に不安のある子どもへの早期対応や専門的な訓練等が 必要な学齢期の児童に対する適切な対応に努めます。
- 在宅の障害のある子どもの地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等を受ける ことができるよう、社会福祉法人等に委託して、訪問や来所による各種の相談・指導を行います。
- 障害のある子どもたちを地域で支えるボランティアやNPOの活動を支援します。
- 在宅の重症心身障害児が日常生活での基本的な動作に関する支援等を受けることができるよう、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援および放課後等デイサービスの充実に努めます。
- 育成医療の給付および補装具、日常生活用具の給付事業を行い、障害のある子どもの福祉向上 を図ります。
- 発達障害について、保護者をはじめ関係機関や地域住民の理解を深めるために、講演会の開催 やパンフレット配布、世界自閉症啓発デーの取組み等、普及啓発に努めます。
- 障害のある子どもが地域の人々や子どもと様々な機会を通じてともに活動し、ふれあう機会を 積極的に設け、障害のある子どもに対する理解や権利についての普及啓発に努めます。
- 障害のある子どもの健全な発達を支援するため、保育所、認定こども園等における障害児等の 保育を促進します。

(2) 発達障害児への支援

- 市町が行う法定の1歳6か月や3歳児健康診査や、5歳児健診などを通じ、発達に不安のある子どもの早期発見、早期対応に努めるとともに、市町等において継続的な相談や支援が行えるよう体制の整備を促進します。
- 情緒不安定や自閉傾向のある子どもを対象に、心身の健全な発育や運動機能の発達を促すための親子の運動教室(かるがも教室)を開催します。
- O 自閉症、注意欠陥多動性障害(ADHD)、学習障害(LD)等の発達障害について、すべての 教員の理解を進めるとともに、特別支援教育コーディネーターに対する専門的な研修の充実を図 るなど、教員の資質向上に努めます。
- 発達障害の支援体制の中核的・専門的機関である発達障害者支援センターにおいて、発達障害 児に対する相談支援、発達支援、就労支援を行うとともに、地域支援マネジャーおよび地域支援 体制マネジメントチームと協力し、関係機関に対するコンサルテーションや困難事例への対応に

ついてのバックアップなどの支援を行い、地域における支援体制の強化を図ります。

- 地域において発達障害児支援を行う人材を育成するための研修会を実施します。また、個別支援計画の作成の促進や、関係機関の連携等による一貫した支援を行うための適切な助言を行うことにより、支援体制の充実に努めます。
- 〇 ペアレントメンターの養成・派遣により、発達障害児等の保護者に対する身近な相談支援体制 の充実を図ります。

(3)特別支援教育の推進

- 障害の種類や程度などに応じた適切な教育が受けられるよう、就学支援や教育相談を実施し、 特別支援教育に対する理解を深めるとともに、障害のある子どもが積極的に社会参加できるよう 交流および共同学習や進路指導の充実を図ります。
- 自閉症、注意欠陥多動性障害(ADHD)、学習障害(LD)等の発達障害のある児童生徒への 適切な指導の推進を図るため、教職員を対象とした研修を実施するとともに、特別支援学校の教 員などが、小・中学校などへの相談や助言に努めます。また、小・中学校において、校内の協力 体制や関係機関との連携協力体制の整備を進めます。
- 障害の重度・重複化などに対応するため、児童生徒の実態に即した教育施設や設備の整備を推進します。
- 私立幼稚園における障害のある子どもの就園の機会の拡大を図ります。

(4) 医療的ケア児への支援

- 医療技術の進歩を背景として、日常的に、たんの吸引や経管栄養など医療的ケアが必要な障害 児等が適切な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、支 援体制の構築に努めます。
- 医療的ケア児等やその家族等が地域で安心して暮らし続けられるよう、医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験を持つ医療的ケア児等コーディネーターの養成を行います。
- 医療的ケア児等やその家族等が、ライフステージを通じて適切な支援が受けられるよう、保健、 医療、福祉、保育、教育等を担う人材の確保と資質の向上に努めます。

【数値目標】

	目標項目	計画策定時	目標(令和6年度)		
19	医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 人数	0人 (H30)	6人		

Ⅲ 子ども・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上

≪課 題≫

- 保育士、幼稚園教諭等の専門性を有する人材を確保することが、困難になっています。
- 保育所等利用待機児童の発生は、保育士不足により保育所での受け入れ体制に制約が生じることが主な原因です。
- 質の高い教育・保育および子育て支援を提供するためには、保育士、幼稚園教諭、保育教諭など子どもの育ちを支援する者の専門性や経験がきわめて重要です。

≪施策の方向性≫

- 教育・保育等の量の見込みに対する提供体制を確保し、質の高い教育・保育および地域子ども・ 子育て支援を提供できるよう、教育・保育等を担う人材の確保と資質の向上を推進します。
- 資格取得者の確保、就労継続の支援、資格を有しているものの潜在化している者の再就職の支援など、必要な支援策を講じます。
- 資質の向上を図るため、必要な研修等の実施体制の整備を含め、研修を積極的に実施します。

1 子ども・子育て支援を担う人材の確保

(1) 保育士、幼稚園教諭等の人材確保

- 保育士等が正確な知識と豊かな経験を積み重ね継続して育成されるよう、保育士等の所得向上 や産休代替職員確保のための補助など処遇改善とともに、離職防止を図るため、働きやすく、や りがいや誇りを持って業務に従事できる職場環境の実現を図り、就労継続に努めます。幼稚園教 諭等については、多様な保育内容に対する補助などを通じて、働きやすい職場環境の実現を図り ます。
- 保育士の資格を持ちながら就業していない者の状況を把握し、就職相談会の開催や潜在保育士の再就職等を支援する保育士人材バンクなどを活用して、復職を支援し、人材確保を促進します。 復職支援については、保育所見学会や保育士再就職支援セミナーを開催するとともに、保育士人材バンクのコーディネーターが復職後の悩みに対応するなど、きめ細かい支援に努めます。
- 市町および保育士養成施設等と連携しながら、保育学生や潜在保育士などの人材確保に努めます。
- 経済的理由により修学することが困難な保育学生に対し、修学資金貸付制度により修学を支援 し、人材確保を促進します。
- 保育所、認定こども園、地域型保育事業等に従事する者の確保に資するよう、子育て支援員研修の実施体制の充実を図ります。
- 保育に係る周辺業務に、多様な人材を活用することで、保育体制の強化を図ります。

(2) 放課後児童クラブなど、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保

○ 放課後児童支援員研修等を実施し、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保に努めます。

2 従事者の資質向上

(1) 保育士、幼稚園教諭、保育教諭、その他教育・保育、子育て支援事業に従事する者の資質向 上

≪保育士、幼稚園教諭、保育教諭の資質の向上≫

○ 保育所、幼稚園、認定こども園等が保護者の多様なニーズに的確に対応し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等を踏まえた質の高い教育・保育を提供するためには、従事者の量の確保だけではなく、その専門性や経験がきわめて重要で、質の高い従事者が育成される必要があります。このため、専門家や関係団体等が連携・協力して、保育士、幼稚園教諭、保育教諭を対象とした体系的な研修を計画的に実施し、保育所、幼稚園、認定こども園における〇JTを支援するなど研修体制の充実に努めるほか、指導監査や指導保育士等による指導・助言などを通じて、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の資質の向上を図ります。

≪放課後児童支援員の資質の向上≫

- 放課後児童支援員として必要な基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携 した生活支援等に必要な知識・技能を習得するための研修を行います。
- 特別な支援を必要とする子どもに対する放課後児童支援員の対応能力をより一層向上させる ため、専門家による支援を行います。

(2) 保育教諭の促進についての対象者への周知

〇 保育教諭については、認定こども園法附則第 5 条において、施行の日から起算して 10 年間 は、保育士資格または幼稚園教諭の普通免許状のいずれかを有する場合は保育教諭となることが できることとされていることから、保育士資格または幼稚園教諭の普通免許状の片方のみを有す る者へ併有の機会が確保されるよう、インターネットなどを活用して、併有に関する特例措置の 情報提供に努めます。

【数值目標】

	目標項目	計画策定時	目標(令和6年度)
20	保育士人材バンクを通じて復職した保	 327人(H25.8~R1.7)	290人
20	育士数(累計)	3217(1123.0 911.1)	(R2~R6)

第4 県内市町ごとの教育・保育の量の見込みと確保方策

≪県内全域の需要と供給一覧≫

○ 県内全域の各年度における教育・保育の量の見込み(需要)、提供体制の確保の内容およびその実施時期(供給)については、市町計画の数値に基づき、以下のとおりとします。

※区分について

- ・保護者が共働きであっても幼稚園の利用希望はあることから、2号認定については、「学校教育希望が強い もの」を分けて量を見込んでいます。
- ・3 号認定については、O 歳と 1・2 歳で職員配置基準や児童 1 人当たりの面積要件などが異なることから、それぞれ分けて量を見込んでいます。
- 2 号認定のうち、「学校教育希望が強いもの」を利用調整のうえ、幼稚園で受け入れ、預かり保育をあわせて利用する「特定子ども・子育て支援施設等」で、量の確保を行う場合もあります。
- ※確保の内容・・・・・・・・・教育・保育施設等の利用定員総数(供給)
- ※特定教育・保育施設・・・・・・市町から「施設型給付」(公費)の対象となると確認された保育所、 幼稚園、認定こども園
- ※特定地域型保育事業・・・・・・家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育 事業で、いずれも2歳児までの少人数を保育する事業
- ※確認を受けない幼稚園・・・・・・子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園
- ※保育機能施設・・・・・・・・地方自治体が財政支援等を行っている認可外保育施設
- ※特定子ども・子育て支援施設等・・市町から「施設等利用給付」(公費)の対象となると確認された施設および事業

1 高松市

				令和2年度			令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		, n = n +	2号認定		3号認定	
		「亏認止	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	1号認定	学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
	①量の見込み	3,730	1,003	6,147	719	3,824	3,626	978	5,955	710	3,967
	特定教育·保育施設	5,993		6,019	1,047	3,665	6,0	008	6,170	1,083	3,749
	特定地域型保育事業				74	175				74	175
確保	確認を受けない幼稚園	2,7	75				2,7	75			
の内	保育機能施設			132	91	264			132	91	264
容	特定子ども・子育て支援施設等										
	計	8,7	68	6,151	1,212	4,104	8,7	183	6,302	1,248	4,188
	確保状況(②一①)	4,0	35	4	493	280	4,1	79	347	538	221

				令和4年度			令和5年度				
			2号	2号認定		3号認定		2号認定		3号	認定
		1号認定	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	1号認定	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳
	①量の見込み	3,500	946	5,762	702	4,074	3,422	928	5,642	692	4,025
	特定教育·保育施設	6,008		6,170	1,083	3,749	6,0	008	6,170	1,083	3,749
2	特定地域型保育事業				74	175				74	175
確保	確認を受けない幼稚園	2,775					2,7	775			
の内	保育機能施設			132	91	264			132	91	264
容	特定子ども・子育て支援施設等										
	計	8,7	'83	6,302	1,248	4,188	8,7	783	6,302	1,248	4,188
	確保状況(②一①)	4,3	37	540	546	114	4,4	133	660	556	163

		令和6年度						
		2号記1号認定		認定	3号	認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		
	①量の見込み	3,387	922	5,582	680	3,967		
	特定教育·保育施設	6,0	008	6,170	1,083	3,749		
② 確	特定地域型保育事業				74	175		
保	確認を受けない幼稚園	2,7	775					
の内	保育機能施設			132	91	264		
容	特定子ども・子育て支援施設等							
	計	8,7	8,783		1,248	4,188		
確保状況(②一①)		4,4	74	720	568	221		

2 丸亀市

				令和2年度			令和3年度					
		1号認定	2号	認定	3号	認定	1号認定	2号	認定	3号	認定	
		一万心止	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	一方祕上	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	
	①量の見込み	986		1,803	335	1,218	982		1,794	330	1,207	
	特定教育·保育施設	1,3	1,375		384	1,229	1,3	375	2,304	384	1,231	
	特定地域型保育事業				12	26				12	26	
確保	確認を受けない幼稚園	3	70				3	70				
の内	保育機能施設											
容	特定子ども・子育て支援施設等											
	計	1,7	45	2,296	396	1,255	1,7	45	2,304	396	1,257	
	確保状況(②一①)	7!	59	493	61	37	7(33	510	66	50	

			令和5年度								
		1号認定	2号	認定	3号	認定	1号認定	2号	認定	3号	認定
		「亏祕上	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	「方能化	学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
	①量の見込み	958		1,750	325	1,230	945		1,727	320	1,215
	特定教育·保育施設	1,3	175	2,311	384	1,234	1,3	375	2,311	384	1,234
2	特定地域型保育事業				12	26				12	26
確保	確認を受けない幼稚園	3	70				3.	70			
の内	保育機能施設										
容	特定子ども・子育て支援施設等										
	計	1,7	45	2,311	396	1,260	1,7	745	2,311	396	1,260
	確保状況(②一①)	78	37	561	71	30	80	00	584	76	45

				令和6年度		
		1号認定	2号	認定	3号	認定
		「亏祕化	学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
	①量の見込み	937		1,714	313	1,196
	特定教育·保育施設	1,3	375	2,323	384	1,232
2	特定地域型保育事業				12	26
確保	確認を受けない幼稚園	3.	70			
の内	保育機能施設					
容	特定子ども・子育て支援施設等					
	計	1,745		2,323	396	1,258
	確保状況(②一①)	80	08	609	83	62

3 坂出市

				令和2年度					令和3年度		
		1号認定	2号	認定	3号	認定	1号認定	2号	認定	3号	認定
		一方心化	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	一方心化	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳
	①量の見込み	363		775	157	457	337		720	155	467
	特定教育·保育施設	8	15	827	171	452	8	15	827	171	452
2	特定地域型保育事業				6	14				6	14
確保	確認を受けない幼稚園	7	8				7	8			
の内	保育機能施設				4	8				4	8
容	特定子ども・子育て支援施設等										
	計	89	93	827	181	474	89	93	827	181	474
	確保状況(②一①)	53	30	52	24	17	58	56	107	26	7

				令和4年度			令和5年度					
		1号認定	2号	認定	3号	認定	2号		認定 3号認		認定	
		「亏讼止	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	「亏祕ル	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	
	①量の見込み	321		686	152	481	308		657	148	473	
	特定教育·保育施設	81	5	827	171	452	8	15	827	171	452	
	特定地域型保育事業				6	14				6	14	
確保	確認を受けない幼稚園	7	8				7	8				
の内	保育機能施設				4	8				4	8	
	特定子ども・子育て支援施設等											
	計	89)3	827	181	474	89	93	827	181	474	
	確保状況(②一①)	57	'2	141	29	▲ 7	58	35	170	33	1	

				令和6年度		
		1 0 8 0	2号	認定	3号	認定
		1号認定	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳
	①量の見込み	311		664	144	462
	特定教育·保育施設	8	15	827	171	452
2	特定地域型保育事業				6	14
確保	確認を受けない幼稚園	7	'8			
の内	保育機能施設				4	8
容	特定子ども・子育て支援施設等					
	計	8	93	827	181	474
	確保状況(②一①)	58	32	163	37	12

4 善通寺市

				令和2年度			令和3年度					
		1号認定	2号	認定	3号認定		1号認定	2号認定		3号	認定	
		一万心止	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	一方祕上	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	
	①量の見込み	274	357	217	82	283	254	331	202	81	297	
	特定教育·保育施設	74	10	217	77	271	7-	40	204	76	285	
	特定地域型保育事業				3	9				3	9	
確保	確認を受けない幼稚園											
の内	保育機能施設				2	3				2	3	
容	特定子ども・子育て支援施設等											
	計	74	10	217	82	283	7-	40	204	81	297	
	確保状況(②一①)	10	9	0	0	0	1!	55	2	0	0	

				令和4年度			令和5年度					
		1号認定	2号	認定 3号認定		1号認定	2号	2号認定		認定		
		「亏認止	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	一方心化	学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳	
	①量の見込み	243	316	192	79	301	238	310	188	78	295	
	特定教育·保育施設	74	10	202	74	289	74	40	209	73	283	
	特定地域型保育事業				3	9				3	9	
確保	確認を受けない幼稚園											
の内	保育機能施設				2	3				2	3	
	特定子ども・子育て支援施設等											
	計	74	10	202	79	301	74	40	209	78	295	
	確保状況(②一①)	18	31	10	0	0	19	92	21	0	0	

		令和6年度							
		- I	2号	認定	3号	認定			
		1号認定	学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳			
	①量の見込み	243	317	193	77	290			
	特定教育·保育施設	74	40	215	72	278			
② 確	特定地域型保育事業				3	9			
保	確認を受けない幼稚園								
の内	保育機能施設				2	3			
容	特定子ども・子育て支援施設等								
	計	74	40	215	77	290			
	確保状況(②一①)	18	30	22	0	0			

5 観音寺市

				令和2年度			令和3年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号	認定	
		「亏讼止	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	「万心化	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	
	①量の見込み	739		637	112	594	726		626	109	582	
	特定教育·保育施設	77	17	675	139	560	77	77	675	139	560	
2	特定地域型保育事業				13	28				13	28	
確保	確認を受けない幼稚園											
の内	保育機能施設				3	6				3	6	
容	特定子ども・子育て支援施設等	22	25				22	25				
	計	1,0	02	675	155	594	1,0	02	675	155	594	
	確保状況(②一①)	26	33	38	43	0	27	76	49	46	12	

				令和4年度			令和5年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号	認定	3号	認定	
		「亏讼止	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	一方祕上	学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳	
	①量の見込み	718		619	107	582	705		608	104	568	
	特定教育·保育施設	77	17	675	139	560	7	77	675	139	560	
2	特定地域型保育事業				13	28				13	28	
確保	確認を受けない幼稚園											
の内	保育機能施設				3	6				3	6	
容	特定子ども・子育て支援施設等	22	25				2:	25				
	計	1,0	02	675	155	594	1,0	002	675	155	594	
	確保状況(②一①)	28	34	56	48	12	29	97	67	51	26	

				令和6年度			
		10300	2号	認定	3号認定		
		1号認定	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	
	①量の見込み	689		594	102	556	
	特定教育·保育施設	7	77	675	139	560	
2	特定地域型保育事業				13	28	
確保	確認を受けない幼稚園						
の内	保育機能施設				3	6	
容	特定子ども・子育て支援施設等	22	25				
	計	1,002		675	155	594	
	確保状況(②一①)	31	13	81	53	38	

6 さぬき市

				令和2年度			令和3年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号	認定	3号	認定	
		一方心化	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	一方祕上	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	
	①量の見込み	325		507	120	346	323		506	121	342	
	特定教育·保育施設	2	79	509	126	351	2	79	522	131	363	
	特定地域型保育事業											
確保	確認を受けない幼稚園											
の内	保育機能施設											
容	特定子ども・子育て支援施設等	12	20				1:	20				
	計	39	99	509	126	351	3	99	522	131	363	
	確保状況(②一①)	7	4	2	6	5	7	6	16	10	21	

				令和4年度			令和5年度					
		1号認定	2号	認定	3号認定		1号認定	2号	認定	3号	認定	
		「亏祕上	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	「方能化	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	
	①量の見込み	296		463	120	346	298		465	121	342	
	特定教育·保育施設	26	§9	522	131	363	20	39	522	131	363	
2	特定地域型保育事業											
確保	確認を受けない幼稚園											
の内	保育機能施設											
容	特定子ども・子育て支援施設等	1	15				1	15				
	計	38	34	522	131	363	38	34	522	131	363	
	確保状況(②一①)	8	8	59	11	17	8	6	57	10	21	

				令和6年度		
		1 - 120 - 1	2号	認定	3号	認定
		1号認定	学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
	①量の見込み	288		450	120	338
	特定教育·保育施設	20	69	548	131	368
2	特定地域型保育事業					
確保	確認を受けない幼稚園					
の内	保育機能施設					
容	特定子ども・子育て支援施設等	1	15			
	計	38	84	548	131	368
	確保状況(②一①)	9	6	98	11	30

7 東かがわ市

				令和2年度			令和3年度					
		1号認定	2号	認定	3号	認定	1号認定	2号認定		3号	認定	
		一方心化	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	一方心化	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	
	①量の見込み	230		306	61	238	230		306	61	238	
	特定教育·保育施設	20	00	306	61	238	20	00	306	61	238	
	特定地域型保育事業											
確保	確認を受けない幼稚園											
の内	保育機能施設											
容	特定子ども・子育て支援施設等	3	0				3	0				
	計	23	30	306	61	238	2:	30	306	61	238	
	確保状況(②一①)	()	0	0	0	()	0	0	0	

				令和4年度			令和5年度				
		1号認定	2号	認定	3号	認定	1号認定	2号	認定	3号	認定
		「万心化	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	一方心化	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳
	①量の見込み	230		306	61	238	230		306	61	238
	特定教育·保育施設	20	00	306	61	238	20	00	306	61	238
2	特定地域型保育事業										
確保	確認を受けない幼稚園										
の内	保育機能施設										
容	特定子ども・子育て支援施設等	3	0				3	0			
	計	23	30	306	61	238	23	30	306	61	238
	確保状況(②一①)	()	0	0	0	()	0	0	0

				令和6年度		
		1 D 20 D	2号	認定	3号	認定
		1号認定	学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
	①量の見込み	230		306	61	238
	特定教育·保育施設	20	00	306	61	238
② 確	特定地域型保育事業					
保	確認を受けない幼稚園					
の内	保育機能施設					
容	特定子ども・子育て支援施設等	3	0			
	計	23	30	306	61	238
	確保状況(②一①)	()	0	0	0

8 三豊市

				令和2年度					令和3年度		
		1号認定	2号	認定 3号認定		2号		認定 3号認		認定	
		「亏祕上	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	1号認定	学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
	①量の見込み	287	499	567	194	614	283	492	560	198	621
	特定教育·保育施設	55	50	579	140	579	5!	59	591	149	609
	特定地域型保育事業				31	49				31	49
確保	確認を受けない幼稚園										
の内	保育機能施設			3	6	12			3	6	12
	特定子ども・子育て支援施設等	56	67				50	67			
	計	1,1	17	582	177	640	1,1	26	594	186	670
	確保状況(②一①)	33	11	15	▲ 17	26	38	51	34	▲ 12	49

				令和4年度			令和5年度					
		1号認定	2号	認定 3号記		認定 1号認定		2号認定		3号	認定	
		「写認止	学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳	一方心止	学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳	
	①量の見込み	262	478	557	197	629	256	466	543	195	623	
	特定教育·保育施設	55	59	604	158	637	5	59	604	158	637	
2	特定地域型保育事業				31	49				31	49	
確保	確認を受けない幼稚園											
の内	保育機能施設			3	6	12			3	6	12	
容	特定子ども・子育て支援施設等	56	§7				5	67				
	計	1,1	26	607	195	698	1,1	26	607	195	698	
	確保状況(②一①)	38	36	50	▲ 2	69	40	04	64	0	75	

		令和6年度							
		1 D SS -	2号	認定	3号	認定			
		1号認定	学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳			
	①量の見込み	252	459	535	194	616			
	特定教育·保育施設	55	59	604	158	637			
2	特定地域型保育事業				31	49			
確保	確認を受けない幼稚園								
の内	保育機能施設			3	6	12			
容	特定子ども・子育て支援施設等	56	67						
	計	1,126		607	195	698			
	確保状況(②一①)	41	15	72	1	82			

9 土庄町

				令和2年度			令和3年度					
		1080-0	2号記 1号認定		認定 3号認定		1号認定	2号	2号認定		認定	
		「万心化	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	一方心化	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	
	①量の見込み	42		194	11	126	44		204	10	133	
	特定教育·保育施設	6	2	285	23	132	6	2	285	23	132	
	特定地域型保育事業											
確保	確認を受けない幼稚園											
の内	保育機能施設											
容	特定子ども・子育て支援施設等											
	計	6	2	285	23	132	6	2	285	23	132	
	確保状況(②一①)	2	0	91	12	6	1	8	81	13	▲ 1	

				令和4年度			令和5年度				
		1号認定	2号	認定 3号認定		1号認定	2号認定		3号	認定	
		「万心化	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	一方心化	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳
	①量の見込み	43		199	11	126	42		191	11	129
	特定教育·保育施設	6	2	285	23	132	6	62	285	23	132
2	特定地域型保育事業										
確保	確認を受けない幼稚園										
の内	保育機能施設										
容	特定子ども・子育て支援施設等										
	計	6	2	285	23	132	6	62	285	23	132
	確保状況(②一①)	1	9	86	12	6	2	0	94	12	3

				令和6年度		
		1 - 120 - 1	2号	認定	3号	認定
		1号認定	学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
	①量の見込み	40		186	11	131
	特定教育·保育施設	6	2	285	23	132
2	特定地域型保育事業					
確保	確認を受けない幼稚園					
の内	保育機能施設					
容	特定子ども・子育て支援施設等					
	計	62		285	23	132
	確保状況(②一①)	2	2	99	12	1

10 小豆島町

				令和2年度					令和3年度		
		1号認定	2号	認定	3号	認定	1号認定	2号	認定	3号	認定
		一方心化	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	一方心化	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳
	①量の見込み	130		147	10	91	130		147	10	91
	特定教育·保育施設	55	55	147	35	108	5!	55	147	35	108
2	特定地域型保育事業										
確保	確認を受けない幼稚園										
の内	保育機能施設										
容	特定子ども・子育て支援施設等										
	計	55	55	147	35	108	5!	55	147	35	108
	確保状況(②一①)	42	25	0	25	17	42	25	0	25	17

				令和4年度			令和5年度					
		1号認定	2号	認定	3号	認定	1号認定	2号	認定	3号	認定	
		「万心化	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	一方心化	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	
	①量の見込み	130		147	10	91	130		147	10	91	
	特定教育·保育施設	55	55	147	35	108	5!	55	147	35	108	
2	特定地域型保育事業											
確保	確認を受けない幼稚園											
の内	保育機能施設											
	特定子ども・子育て支援施設等											
	計	55	55	147	35	108	5!	55	147	35	108	
	確保状況(②一①)	42	25	0	25	17	42	25	0	25	17	

				令和6年度		
		1 D 20 O	2号	認定	3号	認定
		1号認定	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳
	①量の見込み	98		179	10	91
	特定教育·保育施設	19	95	179	38	113
2	特定地域型保育事業					
確保	確認を受けない幼稚園					
の内	保育機能施設					
容	特定子ども・子育て支援施設等					
	計	19	95	179	38	113
	確保状況(②一①)	9	7	0	28	22

11 三木町

				令和2年度					令和3年度		
		1号認定	2号	認定	3号	認定	1号認定	2号	認定	3号	認定
		「亏認止	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	一方祕上	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳
	①量の見込み	170	99	417	71	318	168	98	412	69	313
	特定教育·保育施設			275	65	250			275	65	250
2	特定地域型保育事業				4	29				4	30
確保	確認を受けない幼稚園										
の内	保育機能施設										
容	特定子ども・子育て支援施設等	56	60				5	60			
	計	56	60	275	69	279	5	60	275	69	280
	確保状況(②一①)	29)1	▲ 142	▲ 2	▲ 39	29	94	▲ 137	0	▲ 33

				令和4年度					令和5年度		
		1号認定	2号	認定	3号	認定	1号認定	2号	認定	3号	認定
		「亏認止	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	一方祕上	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳
	①量の見込み	172	100	423	69	297	167	97	411	67	293
	特定教育·保育施設			275	65	250			275	65	250
	特定地域型保育事業				4	30				2	32
確保	確認を受けない幼稚園										
の内	保育機能施設										
	特定子ども・子育て支援施設等	56	60				5	60			
	計	56	60	275	69	280	5	60	275	67	282
	確保状況(②一①)	28	18	▲ 148	0	▲ 17	29	96	▲ 136	0	▲ 11

				令和6年度		
			2号	認定	3号	認定
		1号認定	学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
	①量の見込み	164	95	403	66	289
	特定教育·保育施設			325	65	260
② 確	特定地域型保育事業				1	33
保	確認を受けない幼稚園					
の内	保育機能施設					
容	特定子ども・子育て支援施設等	56	60			
	計	56	60	325	66	293
	確保状況(②一①)	30)1	▲ 78	0	4

12 直島町

				令和2年度			令和3年度					
		1 D 20 D	2号記1号認定		認定 3号認定		1号認定	2号認定		3号	認定	
		一万心止	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	一方祕上	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	
	①量の見込み	41		26	5	15	43		24	5	16	
	特定教育·保育施設	4	1	26	5	15	4	3	24	5	16	
	特定地域型保育事業											
確保	確認を受けない幼稚園											
の内	保育機能施設											
	特定子ども・子育て支援施設等											
	計	4	1	26	5	15	4	3	24	5	16	
	確保状況(②一①)	()	0	0	0)	0	0	0	

				令和4年度			令和5年度					
		1号認定	2号認定		3号	認定	1号認定	2号	認定	3号	認定	
		「亏祕止	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	一方心化	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	
	①量の見込み 46特定教育・保育施設 46			24	5	16	40		23	5	16	
	特定教育·保育施設	4	6	24	5	16	4	10	23	5	16	
2	特定地域型保育事業											
確保	確認を受けない幼稚園											
の内	保育機能施設											
	特定子ども・子育て支援施設等											
	計	4	6	24	5	16	4	10	23	5	16	
	確保状況(②一①)	()	0	0	0	()	0	0	0	

				令和6年度		
		1日初中	2号	認定	3号	認定
		1号認定	学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
	①量の見込み	41		24	5	16
	特定教育·保育施設	4	1	24	5	16
2	特定地域型保育事業					
確保	確認を受けない幼稚園					
の内	保育機能施設					
容	特定子ども・子育て支援施設等					
	計	4	1	24	5	16
	確保状況(②一①)	()	0	0	0

13 宇多津町

				令和2年度			令和3年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号	認定	3号	認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	一方心化	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	
	①量の見込み	160	41	151	70	204	176	45	166	70	190	
	特定教育·保育施設	36	60	270	55	225	30	60	270	58	225	
	特定地域型保育事業											
確保	確認を受けない幼稚園											
の内	保育機能施設				4	2				4	2	
	特定子ども・子育て支援施設等				10					10		
	計	36	60	270	69	227	30	60	270	72	227	
	確保状況(②一①)	15	i9	119	▲ 1	23	13	39	104	2	37	

				令和4年度			令和5年度					
		1号認定	2号認定		3 号 認定		1号認定	2号認定		3号	認定	
		「亏認止	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	「亏祕ル	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	
	①量の見込み	185	47	175	70	186	190	48	180	70	183	
	特定教育·保育施設	36	60	270	61	230	30	60	270	64	230	
	特定地域型保育事業											
確保	確認を受けない幼稚園											
の内	保育機能施設				4	2				4	2	
	特定子ども・子育て支援施設等				10					10		
	計	36	60	270	75	232	30	60	270	78	232	
	確保状況(②一①)	12	28	95	5	46	12	22	90	8	49	

				令和6年度		
		1 D SS -D	2号	認定	3号	認定
		1号認定	学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
	①量の見込み	180 46		170	69	179
	特定教育·保育施設	36	60	270	67	230
2	特定地域型保育事業					
確保	確認を受けない幼稚園					
の内	保育機能施設				4	2
容	特定子ども・子育て支援施設等				10	
	計	36	60	270	81	232
	確保状況(②一①)	13	34	100	12	53

14 綾川町

				令和2年度			令和3年度						
		1号認定	2号	認定	3号	認定	1号認定	2号認定		3号	認定		
		一万心止	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	一方祕上	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳		
	①量の見込み	63		512	89	260	63		508	87	259		
	特定教育·保育施設	10	09	515	90	261	10	09	515	90	261		
2	特定地域型保育事業												
確保	確認を受けない幼稚園												
の内	保育機能施設												
容	特定子ども・子育て支援施設等												
	計	10	09	515	90	261	10	09	515	90	261		
	確保状況(②一①)	4	6	3	1	1	4	6	7	3	2		

				令和4年度			令和5年度					
		1号認定	2号	認定	忍定 3号認定 ,		1号認定	2号	2号認定		認定	
		「亏祕止	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	一方心化	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	
	①量の見込み	58		472	86	259	58		471	84	259	
	特定教育·保育施設	10	09	515	90	261	10	09	515	90	261	
	特定地域型保育事業											
確保	確認を受けない幼稚園											
の内	保育機能施設											
	特定子ども・子育て支援施設等											
	計	10	09	515	90	261	10	09	515	90	261	
	確保状況(②一①)	5	1	43	4	2	5	1	44	6	2	

		令和6年度							
		10300	2号	認定	3号	認定			
		1号認定	学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳			
	①量の見込み	58		470	81	259			
	特定教育·保育施設	10	09	515	90	261			
2	特定地域型保育事業								
確保	確認を受けない幼稚園								
の内	保育機能施設								
容	特定子ども・子育て支援施設等								
	計	10	09	515	90	261			
	確保状況(②一①)	5	1	45	9	2			

15 琴平町

				令和2年度			令和3年度					
		1号認定	2号	認定	3号	認定	1号認定	2号	認定	3号	認定	
		一万能化	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	一方心化	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	
	①量の見込み	37	29	75	25	68	35	28	72	25	62	
	特定教育·保育施設	2	10	154	24	62	2	10	154	24	62	
2	特定地域型保育事業											
確保	確認を受けない幼稚園											
の内	保育機能施設											
容	特定子ども・子育て支援施設等											
	計	2	10	154	24	62	2	10	154	24	62	
	確保状況(②一①)	14	14	79	▲ 1	▲ 6	14	1 7	82	▲ 1	0	

				令和4年度					令和5年度		
		1号認定	2号	認定	3号	3号認定		2号	認定	3号	認定
		「亏認止	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	1号認定	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳
	①量の見込み	36	28	73	24	60	34	27	69	23	58
	特定教育·保育施設	21	10	154	24	62	2	10	154	24	62
2	特定地域型保育事業										
確保	確認を受けない幼稚園										
の内	保育機能施設										
容	特定子ども・子育て支援施設等										
	計	21	10	154	24	62	2	10	154	24	62
	確保状況(②一①)	14	16	81	0	2	14	19	85	1	4

				令和6年度		
		1号認定	2号	認定	3号	認定
		一方能化	学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
	①量の見込み	32	25	64	23	56
	特定教育·保育施設	2	10	154	24	62
2	特定地域型保育事業					
確保	確認を受けない幼稚園					
の内	保育機能施設					
容	特定子ども・子育て支援施設等					
	計	2	10	154	24	62
	確保状況(②一①)	18	53	90	1	6

16 多度津町

				令和2年度			令和3年度					
		1号認定	2号	認定	3号	認定	1号認定	2号	認定	3号	認定	
		一万能化	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	一方心化	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	
	①量の見込み	173		328	71	198	163		311	69	198	
	特定教育·保育施設	43	35	312	63	185	4:	35	312	63	185	
2	特定地域型保育事業					2					2	
確保	確認を受けない幼稚園											
の内	保育機能施設											
容	特定子ども・子育て支援施設等											
	計	43	35	312	63	187	4:	35	312	63	187	
	確保状況(②一①)	26	32	▲ 16	▲ 8	▲ 11	27	12	1	▲ 6	▲ 11	

				令和4年度			令和5年度					
		1号認定	2号	·認定 3号認定		1号認定	2号認定		3号	認定		
		「亏認止	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	「亏認止	学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳	
	①量の見込み	155		301	68	207	149		293	67	203	
	特定教育·保育施設	43	35	312	63	185	4:	35	312	63	185	
	特定地域型保育事業					2					2	
確保	確認を受けない幼稚園											
の内	保育機能施設											
	特定子ども・子育て支援施設等											
	計	43	35	312	63	187	4:	35	312	63	187	
	確保状況(②一①)	28	30	11	▲ 5	▲ 20	28	36	19	▲ 4	▲ 16	

				令和6年度		
		1 - 120 - 1	2号	認定	3号	認定
		1号認定	学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
	①量の見込み	148		295	66	199
	特定教育·保育施設	4:	35	312	63	185
2	特定地域型保育事業					2
確保	確認を受けない幼稚園					
の内	保育機能施設					
容	特定子ども・子育て支援施設等					
	計	4:	35	312	63	187
	確保状況(②一①)	21	37	17	▲ 3	▲ 12

17 まんのう町

				令和2年度			令和3年度					
		1号認定	2号	認定	3号	認定	1号認定	2号	認定	3号	認定	
		「亏祕止	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	一方祕上	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	
	①量の見込み	68		352	36	175	63		325	36	177	
	特定教育·保育施設	1	12	383	46	210	1	12	383	46	210	
	特定地域型保育事業											
確保	確認を受けない幼稚園											
の内	保育機能施設											
容	特定子ども・子育て支援施設等											
	計	1	12	383	46	210	1	12	383	46	210	
	確保状況(②一①)	4	4	31	10	35	4	9	58	10	33	

				令和4年度			令和5年度					
		1号認定	2号	認定	3号	3号認定		2号認定		3号	認定	
		一方配化	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	1号認定	学校教育希望	左記以外	0歳	1•2歳	
	①量の見込み	57		292	34	179	57		293	34	174	
	特定教育·保育施設	11	12	383	46	210	1	12	383	46	210	
2	特定地域型保育事業											
確保	確認を受けない幼稚園											
の内	保育機能施設											
容	特定子ども・子育て支援施設等											
	計	11	12	383	46	210	1	12	383	46	210	
	確保状況(②一①)	5	5	91	12	31	5	5	90	12	36	

				令和6年度			
		1 - 120 - 1	2号	認定	3号認定		
		1号認定	学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳	
	①量の見込み	57		293	33	169	
	特定教育·保育施設	1	12	383	46	210	
2	特定地域型保育事業						
確保	確認を受けない幼稚園						
の内	保育機能施設						
容	特定子ども・子育て支援施設等						
	計	112		383	46	210	
	確保状況(②一①)	5	5	90	13	41	

第5 計画の推進に向けて

- Ⅰ 計画推進のための連携・協力
- Ⅱ 計画の達成状況の点検・評価

I 計画推進のための連携・協力

この計画に盛り込まれた子ども・子育て支援施策および次世代育成支援施策が総合的かつ効果的に行われるためには、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、企業、関係団体、NPO、行政その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が連携・協力しながら、それぞれの役割を自覚し、行動することが大切です。

1 県の役割

子ども・子育て支援の実施主体である市町の取組みを、関係機関と連携して支援するとともに、 庁内関係課が連携して、子ども・子育て支援および次世代育成支援に関する施策を総合的に推進する。

2 市町の役割

住民に最も身近な自治体である市町は就学前の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体となり、子どもの健やかな育ちを保障するため、質を確保しながら、地域の実情に応じた取組みを関係者と連携しながら実施する。

3 家庭に期待する役割

子育ての第一義的責任がある父母などの保護者は、家庭は教育の出発点であることを踏まえ、家族一人ひとりがお互いを尊重しながら支え合い、家事や育児を男女共に分担し、子どもと過ごす時間をできるだけつくり、子どもが自立していくよう愛情を注いで育てる。

また、PTA 活動や保護者会活動をはじめ、男女共に保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域コミュニティの中で子どもを育み、地域の子育て支援に役割を果たしていく。

4 保育所、幼稚園、認定こども園など教育・保育施設に期待される役割 地域と共にあり、子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことを踏まえ、一人ひとりの子ども を理解し、子どもの育ちを見守り、生涯にわたる人格形成の基礎を培う。

5 学校の役割

子どもの個性を尊重して能力を伸ばし、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、生きる力を培う。

6 企業等に期待される役割

子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合え、協力して家事や育児を行えるよう、ワーク・ライフ・バランスが図られる雇用環境の整備や職場の雰囲気づくり、労働者本人の希望に応じ育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりに努める。

7 地域、関係団体、NPO などに期待される役割

子どもの活動や健やかな育ちを支援したり、子どもの見守りに参加するなど、それぞれの関係者と連携して、あたたかな目で子どもと子育て家庭を応援し育む。

Ⅱ 計画の達成状況の点検・評価

1 計画の達成状況の点検・評価

各年度において、計画に基づく施策の実施状況(教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。)や、これに係る費用の使途実績、数値目標の進捗状況について点検・評価します。

そして、県計画等への子育て当事者等の意見の反映をはじめ、子ども・子育て支援施策を地域の 子ども・子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、香川県子ども・子育て支援会議に報告すると ともに、広く県民に周知します。

2 計画の見直し

法第 19 条第 1 項の規定による認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、県計画により定めた当該認定区分の量の見込みと大きく乖離する場合には、適切な基盤整備を行うために、社会経済情勢の変化や法改正、市町計画の見直し等の状況を踏まえ、必要な場合には、県計画の見直しを行います。

この場合において、見直し後の計画期間は、当初の計画期間とします。

第6 資料

数値目標一覧

第2期香川県健やか子ども支援計画 数値目標一覧

Ⅰ 結婚・妊娠期からの支援

番号	目標項目	計画策定時	目標(令和6年度)
1	かがわ縁結び支援センターの縁結びマッチング におけるカップル数(累計)	693 組 (H29~30)	1,730組 (R2~R6)
2	乳幼児健康診査の受診率(1歳6か月児)	95.6%(H29)	97.0%
3	乳幼児健康診査の受診率(3歳児)	94.0%(H29)	97.0%
4	全出生数中の低出生体重児の割合	8.6%(H29)	減少傾向
5	むし歯のない3歳児の割合	80.5%(H29)	90.0%(R4)
6	10代の人工妊娠中絶実施率(15歳以上20歳 未満の女子人ロ千対)	5.2%(H29)	4.0%

Ⅱ 就学前の教育・保育の充実

7	保育所等利用待機児童数	30 年度当初 108 人 30 年度途中 314 人	年度当初 O 人 年度途中 O 人
1			

Ⅲ 地域における子ども・子育て支援の充実

8	利用者支援事業実施か所数 (基本型・特定型・母子保健型)	31 か所(H31.4)	35 か所
9	地域子育で支援拠点事業実施か所数	98か所(H31.4)	101 か所
10	放課後児童クラブ実施か所数	282 か所(R1.5)	321 か所

Ⅳ 次代を担う子どもたちの教育、育成支援

11	「学校に行くのは楽しいと思う。」に肯定的に回答する児童生徒の割合	小学生 80.0%(R1) 中学生 79.7%(R1)	小学生 84.0% 中学生 83.7%
12	親子読み聞かせ教室に参加した保護者の割合	67.0%(H30)	75.0%

Ⅴ 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備

番号	目標項目	計画策定時	目標(令和6年度)
13	子育て行動計画策定企業認証マーク取得企業数(累計)	231 社(H3O)	85社 (R2~R6)
14	かがわこどもの駅認定施設数	474 か所(H30)	510か所
15	都市公園面積	1,616ha(H30)	1,628ha

Ⅵ 児童虐待防止対策・社会的養育の充実

16	家族再統合プログラム実施件数(累計)	74 件(H30)	380件 (R2~R6)
17	養育里親登録数	57 世帯(H31.4)	87 世帯
18	里親等委託率	25.9%(H30)	35.2%

Ⅲ 困難な環境にある子どもや家庭への支援

19	医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整 するコーディネーターの配置人数	O 人(H30)	6人
----	--	----------	----

Ⅲ 子ども・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上

20	保育士人材バンクを通じて復職した保育士数	327人	290人	
	20	(累計)	(H25.8~R1.7)	(R2~R6)

[※] 県の他の計画において目標年次が定められている項目については、他の計画とあわせて進行管理を行います。

計画の素案に対する主な意見と対応案(第 15 回香川県子ども・子ども子育て支援会議)

素案	*B*B	
該当頁	委員意見	対応案
27 頁	・【グラフ】ひとり親世帯数(香川県)	・ひとり親世帯数(香川県)の説明文(27頁)を修正。
	「ひとり親家庭は増加が続いていましたが、近年は	・世帯率については、高齢者世帯や単身世帯が増加する中で、世帯全体に占める母子世帯・
	横ばい傾向にあります。」と説明されているが、子ども	父子世帯の割合が減少している可能性が考えられることから、世帯率を表す折れ線グラ
	の数が減っている中、感覚的にはひとり親の相談が増	フを削除し、世帯数を表す棒グラフのみを記載する。
	えていると思う。油断なくサポートするため、危機感	
	があるようなデータがあればと思う。説明文も言葉で	【変更前】
	補えるところがあれば検討してもらいたい。(中橋委	「ひとり親家庭は増加が続いていましたが、近年は横ばい傾向にあります。」
	員)	【変更後】
		「ひとり親家庭のうち、父子世帯は近年横ばい傾向にあるものの、母子世帯は増加が続いて
		<u>います。</u> 」
		※世帯率を表す折れ線グラフを削除
43 頁	・認可外保育施設の質の確保	・小規模保育事業などの地域型保育事業についてはⅡ(5)地域における教育・保育施設
	企業主導型保育事業や小規模保育事業など、保育	と地域型保育事業を行う者の相互連携の推進(45頁)を修正する。
	経験のない事業者が参入できるようになり、質の確	・企業主導型保育事業などの認可外保育所についてはⅡ1(8)保育機能施設の指導監督
	保が危惧されている。事故が起こらないように見て	および研修の充実(45頁)に記載しているとおり、より一層指導監督を徹底してまい
	いく必要があるということを書き込んではどうか。	りたい。
	(坪井委員)	
		【変更前】(45 頁)
		〇 原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、満
		3 歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、市町の関与のもとで、教
		育・保育施設と地域型保育事業を行う者との相互の連携の促進を図ります。
		【変更後】
		○ 原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、 <u>質</u>
		の高い教育・保育が実施できるよう、指導監督を行う市町に対して助言するとともに、満3
		歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、市町の関与のもとで、教育・
		保育施設と地域型保育事業を行う者との相互の連携の促進を図ります。

51 頁

保育所等利用待機児童の解消の方策

「入所定員の弾力的運用や設置認可の規制緩和を踏まえた民間活力の活用、広域的な入所調整などにより、」の部分は待機児童対策の本筋ではなく、地域の要望にそぐわないのではないか。(梶委員)

「保育所等利用待機児童の解消」の項全体を現状を踏まえた記載に修正する。(51頁)

【変更前】(51頁)

- 地域の保育ニーズに応じた保育所の入所定員の見直しや計画的な施設整備を促進するなど 保育の拡充に努めるとともに、入所定員の弾力的運用や設置認可の規制緩和を踏まえた民間 活力の活用、広域的な入所調整などにより、引き続き保育所等利用待機児童の解消に努めま す。
- 保育士の業務を軽減し離職防止を図るため、保育士の業務のうち、配膳や清掃などを行う 保育士支援員を配置し、働きやすい職場環境を整備する民間保育施設を市町と連携して支援 します。
- 保育所等利用待機児童発生の主な理由は保育士不足であることから、保育士の資格を持ちながら就業していないいわゆる潜在保育士に対し、保育所等の求人情報を提供・斡旋する保育士人材バンク等による就職支援や、就職準備金や未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付などの復職支援を行います。また、県内の保育学生に対し保育士修学資金の貸付けなどを行い、保育士資格者の増加を図ります。

【変更後】

- 地域の保育ニーズに応じた保育所の入所定員の見直しや計画的な施設整備を促進するなど 保育の拡充に努めるとともに、保育所等利用待機児童発生の主な理由は保育士不足であるこ とから、保育士の資格を持ちながら就業していないいわゆる潜在保育士に対し、保育所等の 求人情報を提供・斡旋する保育士人材バンク等による就職支援を行うとともに、就職準備金 や未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付などの復職支援を行います。
- 保育学生に対し保育士修学資金の貸付けなどを行い、保育士資格者の増加を図ります。
- 配膳や清掃などを行う保育士支援員を配置し、働きやすい職場環境を整備する民間保育施 設を市町と連携して支援するなど、保育士の業務を軽減し離職防止を図ります。

53 頁

・子育て世代包括支援センター

58 頁

市町が設置する「子育て世代包括支援センター」は今後、中核的な役割を担うものであるため、58頁の図の中に入るべき。

また、子育て世代包括支援センターについて、こ の部分だけでなく、様々な部分で言及してもらいた い。(中橋委員) 次の項目に、「子育て世代包括支援センター」について追記・修正。

- 市町が設置する「子育て世代包括支援センター」 ・ I3 (1) 妊娠期からの切れ目ない相談体制の強化(35頁)
- ほか | は今後、中核的な役割を担うものであるため、58 頁 | ・ I 3 (4) 子どもの健やかな成長を支える地域の支援体制づくり (36 頁)
 - ・Ⅲ1 (1) 地域における子ども・子育て支援の充実(53頁)《推進方策》
 - ・**Ⅲ**3 (1) 社会全体での子育て支援のネットワークづくり (58 頁) の図
 - の部分だけでなく、様々な部分で言及してもらいた |・Ⅲ3 (2)子育て支援に関する情報提供の提供(58頁)

【変更前】(35頁)

○ 妊娠初期から子育て期において、専門知識を生かしながら利用者の視点に立った妊娠・出産・子育てに関する支援のマネジメントを行うため、子育て世代包括支援センターの設置・ 運営について市町を支援します。

【変更後】

○ <u>妊産婦や乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に</u> <u>応じて支援プランの策定や、地域の保健医療・福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援を行う</u>子育て世代包括支援センターの設置・運営について市町を支援します。

【変更前】なし(36頁)

【変更後】(追記)

○ 子育て世代包括支援センターにおいて、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握 し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関 係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供でき、 育児不安や虐待の予防ができるよう市町を支援します。

【変更前】(53頁)

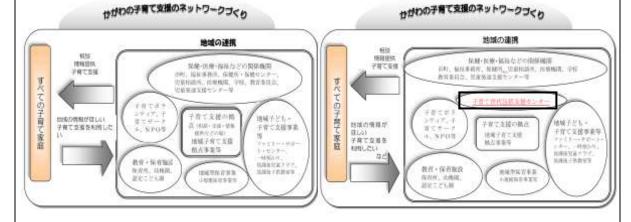
○ 妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。また、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うとともに、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びを支援します。

【変更後】

○ <u>子育て世代包括支援センターと連携し、</u>妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。 また、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うとともに、 発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びを支援します。

【変更前】(58頁)図

【変更後】



【変更前】(58頁)

○ 保護者等に対し、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、児童館、市町保健センターなどの身近な施設や児童相談所(子ども女性相談センター・西部子ども相談センター)、福祉事務所、保健所などにおいて、妊娠、出産、育児、教育などの子育てに関する情報提供に努めます。

【変更後】

○ 保護者等に対し、<u>子育で世代包括支援センター、</u>保育所、幼稚園、認定こども園、学校、 児童館、市町保健センターなどの身近な施設や児童相談所(子ども女性相談センター・西部 子ども相談センター)、福祉事務所、保健所などにおいて、妊娠、出産、育児、教育などの子 育てに関する情報提供に努めます。

61 頁

• 広報啓発

ほか

インターネット等の活用が必要であるが、計画の中 で記載が少ない。(中橋委員)

Ⅲ3 (2) 子育て支援に関する情報の提供(58頁)及びⅢ4 (1) 相談・援助活動の充 子育て家庭へ情報を届けるための周知·広報には、| 実、周知・広報 (61 頁) にインターネット等の活用について追記する。

【変更前】(58頁)

○ 子育て支援のための各種制度や団体等の取組みなど、子育て家庭が必要とする子どもや子 育てに関する情報について、冊子や広報誌、ホームページなど多様な広報媒体を活用し、効 果的な情報発信に努めます。

【変更後】

○ 子育て支援のための各種制度や団体等の取組みなど、子育て家庭が必要とする子どもや子 育てに関する情報について、インターネット等を活用した広報を行うとともに、冊子や広報 誌など多様な広報媒体を活用し、効果的な情報発信に努めます。

【変更前】(61 頁)

○ 子育てや家庭に関する相談機関(子育て世代包括支援センター、妊娠出産サポート、児童 相談所、児童家庭支援センター、地域子育て支援拠点、福祉事務所の家庭児童相談室、保健 所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター、指定相談支援事業所(障害者)、教育 センター、警察など)で実施する専門的な相談・援助活動の充実を図るとともに、相談機関 の県民への周知に努めます。

【変更後】

一 子育てや家庭に関する相談機関(子育て世代包括支援センター、妊娠出産サポート、児童 相談所、児童家庭支援センター、地域子育て支援拠点、福祉事務所の家庭児童相談室、保健 所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター、指定相談支援事業所(障害者)、教育 センター、警察など)で実施する専門的な相談・援助活動の充実を図るとともに、インター ネット等を活用して、各機関の相談窓口について周知を図ります。

93~94	・障害児への対応	VII 3 (1)地域の療育支援体制の整備・充実に「合理的配慮」について追記する。(93 頁)
頁	手厚い配慮が必要であり、個々の事情に応じた配	
	慮が行えるよう、「合理的配慮」という文言を追加し	【変更前】(93頁)
	てはどうか。(中橋委員)	〇 障害のある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、積極的に社会に参加する人間に育て
		るため、障害特性等に配慮した教育や療育を行うとともに、地域の人々や子どもとさまざま
		な機会を通じてともに活動し、ふれあう機会を積極的に設け、障害のある子どもに対する理
		解や権利についての普及啓発に努めます。
		【変更後】

- 障害のある子どもが十分な教育や療育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる 環境整備の充実を図るとともに、能力や可能性を最大限に伸ばし、積極的に社会に参加する 人間に育てるために、一人一人の障害特性等に応じた教育や療育を行います。
- 障害のある子どもが地域の人々や子どもと様々な機会を通じてともに活動し、ふれあう機会を積極的に設け、障害のある子どもに対する理解や権利についての普及啓発に努めます。

第2期香川県健やか子ども支援計画(素案)について 提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先

子ども政策課 少子化対策グループ 〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 電話:087-832-3287/FAX:087-806-0207

E-mail:kosodate@pref.kagawa.lg.jp

令和元年12月9日から令和2年1月8日までの1カ月間、第2期香川県健やか子ども支援計画(素案)について実施したパブリック・コメント(意見公募)では、3人から11件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

〈ご意見の提出者数〉 個人 3人 〈提出されたご意見の数〉 計画の推進に関すること 11件

ご意見 (要約)

ご意見に対する県の考え方

計画の推進に関すること

1 就学前の教育・保育の充実について

待機児童の発生は大きな課題だが、保育士が増えない状態でハード面の対策として施設を増やすだけでは、保育士の取り合いや、いずれは園児の取り合いにも繋がる。総体的、継続的な見方で認可に繋げていただきたい。

保育施設の認可・認定については、市町子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保に基づき、計画的に認可・認定を行っております。

今後とも、市町と連携しながら、教育・保育の量の見込みに応じた提供体制の確保に努めてまいります。

2 地域子ども・子育て支援事業の推進について

各市町で特徴ある取組みや注力する内容等の違いがあるのは当然だが、県全体で必要とされる取り組みで、県としても推進している施策等は、自治体によって格差がないよう促進及び管理体制を取っていただきたい。

例えば、「地域子育て支援拠点事業」は、 子育て家庭の不安や負担感を軽減する役割 として多くの事業体が尽力しており、ニーズ も高いが、自治体によっては確保が不十分 で、環境や利用に格差がでている。

また子育て支援現場では、「利用者支援事業」の必要性を重く感じている。自治体の中には、今年度新たに開設された2箇所目の当該事業所が来年度以降廃止される動きになっているところがあるので、このようなことがないよう各自治体での取り組みに対する管理体制を取っていただきたい。

地域子育で支援拠点事業や利用者支援 事業等の地域子ども・子育で支援事業に ついて、実施主体である市町が地域の実 情に応じて事業を実施するにあたって は、これまでも助言等を通じて支援を行 ってきたところですが、引き続き、市町 や関係機関との連携強化を図ってまいり ます。

3 放課後児童対策の推進について

57 頁の放課後子供教室の推進について、コーディネーターや指導員の資質向上を図るための研修等に人件費は組み込まれていない。資質向上を図るためにも研修等の補償も含めた実施要項にしていただきたい。

本県の実施要綱は、国の実施要綱に基づくものであり、現行、国の実施要綱上、研修の参加は個人の資質向上を目的として実施するものであることから、研修参加に対する人件費は補助の対象外となっております。

いただいたご提案については、国へ予算の増額及び運用等に関する要望を行う際に伝えてまいります。

ご意見に対する県の考え方

4 地域における子育て支援のネットワー クづくりについて

58 頁のかがわの子育て支援のネットワークづくりの図式に「利用者支援事業」を明記していただきたい。

58 頁図「地域子ども・子育て支援事業等」に利用者支援事業を含めて記載しておりましたが、ご意見を踏まえ、当該事業を明記するため、次のとおり修正いたします。

修正個所 58 頁 第4各論 Ⅲ3 (1)図「かがわ子育て支援のネットワ ークづくり」に<u>「利用者支援事業」を追</u> 記します。

児童館は、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設である。58頁の子育て支援のネットワークづくりの関係施設としてぜひ、「児童館」を記載していただきたい。

58 頁図「地域子ども・子育て支援事業等」に児童館を含めて記載しておりましたが、ご意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。

修正個所 58 頁 第4各論 Ⅲ3 (1)図「かがわ子育て支援のネットワ 一クづくり」に<u>「児童館」を追記</u>します。

58 頁の(1) と(2) で「情報の提供」の 文章が重なっているので、(1) はネットワー クづくりの取組、(2) は情報の提供の部分と して分けて記載してはどうか。

- (1)○地域で子育て支援を行うさまざまな団体と連携を図り、子育て家庭に寄り添い、地域で子育てをサポートする地域子育て支援拠点事業などの身近な場所で子育て支援を実施する市町の取組みを促進します。
- (2) 〇保護者等に対し、子育て世代包括支援センター、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、児童館、市町保健センター、地域子育て支援拠点施設、利用者支援事業体などの身近な施設や児童相談所(子ども女性相談センター・西部子ども相談センター)、…

「子育て家庭に必要な情報を適切に提供するなど」は、地域での子育てのサポートの例示として記載しておりましたが、ご意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。

(修正個所 58 頁 第4各論 Ⅲ3 (1)二つ目の○

「○地域で子育て支援を行うさまざまな団体と<u>連携を図るとともに、</u>地域で子育てをサポートする地域子育て支援拠点事業などの身近な場所で子育て支援を実施する市町の取組みを促進します。」

なお、(2)一つ目の○では情報の提供を行う施設を例示しておりますが、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業等の地域子ども・子育て支援事業における情報の提供については、第4各論 Ⅲ1 (1)「地域子ども・子育て支援事業の推進」の中で記載しております。

5 次代を担う子どもたちの教育、育成支援 について

人間的成長に「非認知能力」が重要視されるようになってきており、自尊心、自己肯定感などの力や協調性や共感する力、道徳性などの人と関わる力が大事だと言われている。そのような視点も持った取組みを組み込んでいただきたい。

○自己肯定感や道徳感など「社会情緒的スキル」を育む教育の必要があります。(63 頁の課題に追記)

非認知能力(社会情緒的スキル)は生きる上での様々な基礎となる能力であり、県としても大変重要であると考え、平成29年度から「非認知スキル向上事業」を実施しているところです。今後も引き続き、非認知能力を高めるための効果的な取組みについて県内全小学校・幼稚園等に啓発していきたいと考えております。

「社会情緒的スキル」を育む教育については、63頁の《課題》「能力や可能性を最大限伸ばして自分の夢に挑戦することができるよう、教育環境の充実を図る必要があります。」の「能力」の部分に含めて記載しておりますのでご理解ください。

6 文化芸術環境の整備と文化芸術活動の 促進について

鑑賞活動や創作活動、参加型体験型事業を 実施する県内の活動団体の支援や連携して いく取組を検討していただきたい。

〇子どもが優れた芸術と触れ合うことができるよう、国内外の優れた舞台芸術公演や美術展覧会の開催および鑑賞活動を推進し、文化芸術の鑑賞機会の充実に努めます。(68 頁修正)

文化芸術により親しみを感じるように するため、子どもの時期から文化芸術に 触れる機会を充実させていくことは重要 です。

ご意見を踏まえ、68 頁 第4各論 IV 3 (4)「文化芸術環境の整備と文化芸術活動の促進」の一つ目の○を次のとおり修正いたします。

「〇 子どもが優れた芸術を鑑賞することができるよう、国内外の優れた舞台芸術公演や美術展覧会を開催するとともに、県内で行われる文化芸術活動への支援を行うなど、文化芸術の鑑賞機会の充実に努めます。」

ご意見に対する県の考え方

7 次代の親の育成について

69 頁の子育てマインドの形成について、中学校において「あかちゃんふれあい教室(授業)」を実施している自治体があるが、実施する各団体が担っているのがほとんどで、予算的にも不安定である。

各学校からもこの取組みの成果について 声が上がっており、継続的な取組みに対する 希望が高い。全ての学校で実施できるよう取 り組んでいただきたい。 乳幼児とのふれ合い体験学習は、若い世代が子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを考えるきっかけとして重要であると考えており、取組みの推進に向けた支援に努めてまいります。

8 ネット・ゲーム依存対策の推進について

80 頁のネットやゲーム依存の未然防止のため正しい知識の普及啓発は大変重要な施策だと思う。しかし、放課後の「遊び場」や「居場所」がなく家庭内にとどまりネットやゲームを利用する子どもたちも多いことから、ネットやゲーム以外の「遊び」の普及啓発及び子どもの居場所を提供する施策を追加していただきたい。

子どもがネット・ゲーム依存に陥ることを未然に防ぐ為の正しい知識についての普及啓発に努める中で、屋外での運動、遊び等の重要性の啓発も行ってまいります。

また、放課後等を安全・安心に過ごし、 多様な体験・活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」のより一層の充実に向けた支援に努めてまいります。

ネット・ゲーム依存対策の推進について、 行政が干渉することに対して子どもたちに 更にストレスを与えるのではないかと懸念 を抱いている。

生活及び心身への悪影響の原因はネットやゲーム以外にも存在する。様々な人間関係やそれらの環境や課程による心身の負担、それにより余暇がとれないという理由も考えられる。まず、これらに優先的に取り組むべきではないか。

疲れたときや気持ちの整理をつけるため、ストレス発散のためにゲームで遊んだりネットを利用したりするが、これにより知らなかったことや価値観の違う相手の情報を得ることができ、心身の成長につながる。

子ども達の心のより所のひとつにゲームやネットの存在があると確信している。どのような取り組みや指導を行うのかは具体的に記されていないが、過度に干渉して子ども達の楽しみや自由を取り上げるようなことがあってはならない。

自己管理能力を身につけることや、家庭や 学校での悩みや問題などに対してケアを行 う取り組みを行うほうが良い。

子ども達が趣味を楽しめる時間や調べものをする時間が削られることが無いよう、ゲーム・ネット依存の対策よりも別の取り組みで子ども達を健やかに育てられる環境を作っていただきたい。

ご意見に対する県の考え方

ゲームやインターネットの過剰な使用は、自分で自分の欲求をコントロールできなくなる依存症につながることや、睡眠障害、ひきこもりといった二次的な問題まで引き起こすことなどが指摘されており、子どもが陥りやすく、一度そのような状況になると抜け出すことが困難となるため、その対策は急務であると考えています。

ネット・ゲーム依存対策にあたっては、 家庭や学校を含む社会全体で対応を行っ ていく必要があり、依存状態に陥ること を未然に防ぐための正しい知識の普及啓 発や相談支援体制の整備等、子どものネ ット・ゲーム依存対策に積極的に取り組 んでまいります。